

とみぐすくしししょうがいしゃけいかく 豊見城市障害者計画

およ だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度



れいわ ねん がつ
令和3年3月
と み ぐすく し
豊見城市

ひょうしさくひん
【表紙作品】

れいわがねんど しゅってんさくひん
令和元年度「エイブル・アートとみぐすく」 出展作品

さくしゃ お がみ し き ひょうげん とくい てさぎょう おこな
作者コメント：折り紙で四季を表現し、それぞれが得意なことを手作業で行いキュートな
さくひん し あ ねんかん おも だ たの さくひん
作品に仕上げました。1年間のイベントを思い出しながら楽しめる作品です。

～ 幸せな社会を目指し 共に支え合い

生き活きと暮らすまち 豊見城 をめざして ～



豊見城市では、平成30年3月に「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も「共に暮らす」、適切なサービスを利用しながら「安心して暮らす」、就労・交流・学習など「生き活きと活動する」といった3つの基本理念を念頭に、障害者一人ひとりが自分らしく地域で暮らしていく地域共生社会の実現を目指し障害者施策に取り組んでまいりました。

近年、障害者福祉においては「障害者権利条約」に基づいた「障害者差別解消法」（平成25年6月）が施行されたほか、国の「第4次障害者基本計画」（平成30年3月）においても、合理的配慮や意思決定支援など障害者の権利を保障するための動きが見られ、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会の実現に向けて取り組みが進められています。

本市では、前計画において掲げた基本理念を継承しつつ国の第4次基本計画の施策をふまえ、新たに「豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、将来像として掲げる『幸せな社会を目指し、共に支え合い 生き活きと暮らすまち 豊見城』の実現に向け障害者福祉の充実を図っていくこととしました。

すべての市民が安心して暮らし、生き活きと活動できる地域社会の実現を目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら障害者施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様及び障害福祉サービス事業所の皆様、そして計画の詳細にわたり検討・審議を重ね計画策定の労にご尽力を賜りました豊見城市障害者施策推進協議会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

とみぐすくしちょう
豊見城市長

やまかわ ひとし
山川 仁

==== 目 次 ====

だい しょう けいかく がいよう

第 1 章 計画の概要

けいかく さくてい はいけい しゅし	
1. 計画策定の背景と趣旨.....	3
けいかく いち	
2. 計画の位置づけ.....	4
ほうてき いち	
(1) 法的な位置づけ.....	4
し たけいかく いち	
(2) 市の他計画との位置づけ.....	5
けいかく たいしょうしゃ	
3. 計画の対象者.....	6
くに きほんしん しょうがいしゃ きほんけいかく そ けいかく さくてい	
4. 国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定.....	7
だい きしょうがいふくしけいかくおよ だい きしょうがいふくしけいかく さくてい かか きほんしん	
(1) 第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画策定に係る基本指針.....	7
くに だい じしょうがいしゃ きほんけいかく ふ さくてい	
(2) 国の第 4 次障害者基本計画を踏まえた策定.....	7
けいかく じっしきかん	
5. 計画の実施期間.....	8
けいかく さくていたいせい	
6. 計画の策定体制.....	9

だい しょう しょうがいしゃ けいかく

第 2 章 障害者計画

きほんりねん しょうらいぞう	
1. 基本理念と将来像.....	13
きほんもくひょう	
2. 基本目標.....	14
せさく たいけい	
3. 施策の体系.....	17
せさく てんかい	
4. 施策の展開.....	19
きほんもくひょう じょうほう りょう こうじょうおよ いしそつうしえん じゅうじつ	
基本目標 1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実.....	19
きほんもくひょう ちいき く せいかつきばん じゅうじつ じりつ せいかつ しえん いしけつていしえん すいしん	
基本目標 2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)	21
きほんもくひょう ほけん いりょう じゅうじつ	
基本目標 3 保健・医療の充実.....	27
きほんもくひょう しょうがい こ ほいく きょういく じゅうじつ	
基本目標 4 障害のある子どもの保育や教育の充実.....	28
きほんもくひょう こよう しゅうろうかんきょう じゅうじつ	
基本目標 5 雇用・就労環境の充実.....	30
きほんもくひょう しゃかいさんかかつどう しえん	
基本目標 6 社会参加活動の支援.....	32

基本目標 7	安全・安心な生活環境の整備推進	33
基本目標 8	障害者の差別の解消や権利擁護の推進	36

だい しょう しょうがいふくしけいかく

第3章 障害福祉計画

1. 成果目標	41
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	41
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	43
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	43
(5) 相談支援体制の充実・強化等	46
(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	47
2. 第6期のサービス別見込量	48
(1) 自立支援給付サービス	48
(2) 地域生活支援事業（市町村事業）	65

だい しょう しょうがいじふくしけいかく

第4章 障害児福祉計画

1. 成果目標	81
(1) 障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	81
(2) 障害児支援の提供体制の整備等	81
2. 第2期のサービス別見込量	84
(1) 障害児通所支援	84

だい しょう けいかく すいしん

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進体制	91
2. 計画の進捗管理	91

しりょうへん
資料編

だい きしょうがいふくしけいかくおよ だい きしょうがいじふくしけいかく かか きほんしん みなお	
1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて..	95
くに だい じしょうがいしゃきほんけいかく がいよう せさくたいけい	
2. 国の第4次障害者基本計画の概要（施策体系）	96
しょうがいしゃ じょうきょう	
3. 障害者の状況	97
しょうがいふくし とう りょうじょうきょう	
4. 障害福祉サービス等の利用状況	101
ちようさけつか み げんじょう かだい	
5. アンケート調査結果から見る現状と課題.....	108
ぜんけいかく せさく すいしんじょうきょう	
6. 前計画の施策の推進状況	117
けいかくさくてい けいい	
7. 計画策定の経緯	149
とみぐすくししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいいいんめいほ	
8. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿.....	150
とみぐすくししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかいきそく	
9. 豊見城市障害者施策推進協議会規則.....	151
しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい しちんぶん	
10. 障害者施策推進協議会への諮問文	153
しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい とうしんぶん	
11. 障害者施策推進協議会からの答申文.....	154

だい しょう 第1章

けいかく がいよう 計画の概要

1. けいかくさくてい はいけい しゆし
計画策定の背景と趣旨
2. けいかく いち
計画の位置づけ
3. けいかく たいしょうしゃ
計画の対象者
4. くに きほんししん しょうがいしゃきほんけいかく そ けいかくさくてい
国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定
5. けいかく じっしきかん
計画の実施期間
6. けいかく さくていたいせい
計画の策定体制



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本計画の策定においては、以下のような背景と趣旨があります。

【国では】

近年、障害者福祉においては、「障害者権利条約」に基づいた「障害者差別解消法」(平成25年6月)が施行されたほか、国の「第4次障害者基本計画」(平成30年3月)では、合理的配慮や意思決定支援など、障害者の権利を保障するための動きが見られ、障害のある人もない人も共に支え合う「地域共生社会の実現」に向けて取り組みが進められています。

【県では】

沖縄県では、障害者施策に関する法律や社会情勢の変化などを踏まえ、平成26年3月に「第4次沖縄県障害者基本計画」を策定(令和2年2月に変更)したほか、平成26年4月には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害を理由とする差別等をなくしていく取り組みを推進するため、「障害者に対する差別等の解消」を加えた5つの視点から、各種障害者施策を推進しています。

【市では】

本市においても障害者の権利や地域共生社会の推進を踏まえながら、平成30年3月には『幸せな社会を目指し共に支え合い生き生きと暮らすまち豊見城』を将来像に掲げた「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、①障害者の人権の尊重、②障害者が安心して暮らせるまち、③障害者が生き生きと活動するまちを目指して各種施策に取り組んできました。

【策定する趣旨】

令和2年度は計画の最終年度であり、これまでの取り組みの課題把握や市の実情を踏まえた計画づくりをする必要があります。また、障害福祉計画と障害児福祉計画においては、国から策定基本指針が示されており、これまでの計画にも掲げてきた「地域共生社会の実現」や「入所者・入院患者の地域生活移行」などのほか、「発達障害者等支援の一層の充実」、「相談支援体制の充実・強化」、

「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」、「障害者の社会参加を支える取り組み充実」などを目指すことが新たに示されています。

このようなことを踏まえながら、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、誰もが互いに人格と個性を尊重し、障害の有無にかかわらず支え合う共生社会の実現に向けて、様々な分野における施策の充実や支援体制等構築のため、本計画を策定しています。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

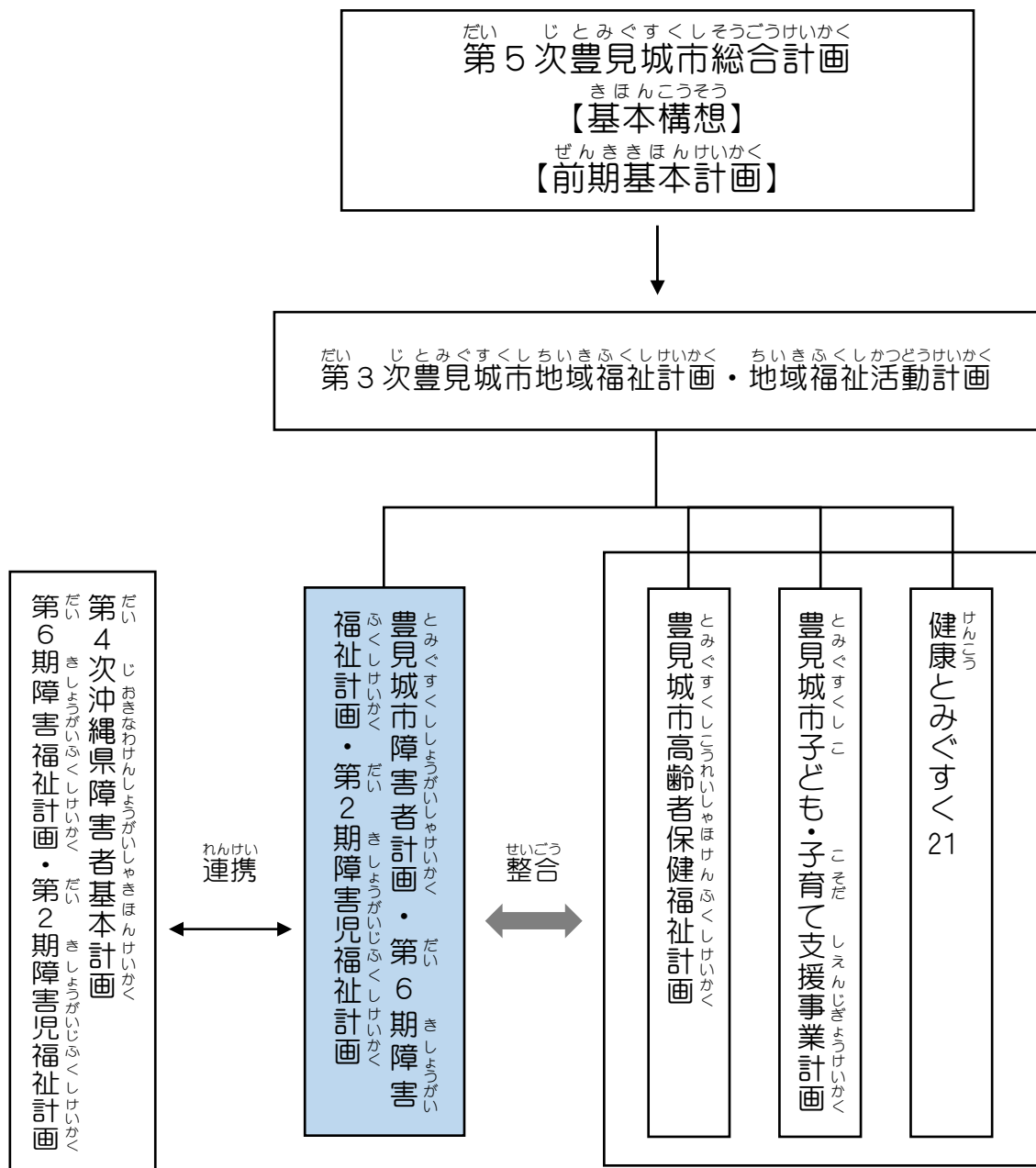
○障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

障害者計画 (障害者基本法)	市の障害者施策全般に関する基本的な計画
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に関する計画(計画期間は3年を1期とすることが法で規定されている)
障害児福祉計画 (児童福祉法)	市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制確保に関する計画(計画期間は3年を1期とすることが法で規定されている)

(2) 市の他計画との位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「第5次豊見城市総合計画」における障害福祉分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の総合計画である「第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「健康とみぐすく21」「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」「豊見城市高齢者保健福祉計画」などとの整合性を保つとともに、「第4次沖縄県障害者基本計画」及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」との連携を図ります。



3. 計画の対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法第2条や沖縄県障害者基本計画に規定されている「障害者」の定義に該当するものとします。

よって、計画の対象は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、その他の心身機能障害がある者（児）であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

○障害者基本法第2条

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○沖縄県障害者基本計画（第3次）

必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体

4. 国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定

(1) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定に係る基本指針

第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画は、3年を1期として策定することが義務づけられています。今回の策定でも基本指針が示されており、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービスの質的向上など新たな成果目標が掲げられています。本計画は、この基本指針に基づきつつ、地域の実情を踏まえて策定しています。

(2) 国の第4次障害者基本計画を踏まえた策定

国の障害者基本計画は、平成30年度より第4次基本計画に改定されています。本計画は、国の第4次計画の施策分野を踏まえつつ、策定しています。

【国の第4次障害者基本計画の施策分野】

- 1 安全・安心
- 2 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)・意思疎通支援
- 3 防災・防犯等
- 4 差別の解消・権利擁護・虐待防止
- 5 生活支援・意思決定支援
- 6 保健・医療
- 7 行政等における配慮
- 8 雇用・就業、経済的自立支援

5. 計画の実施期間

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画の3つの計画を一体として策定するものです。

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
豊見城市障害者計画 【平成30年度～令和2年度】			(次期) 豊見城市障害者計画 【令和3年度～令和5年度】		
			【見直し】		
第5期豊見城市障害福祉計画 【平成30年度～令和2年度】			第6期豊見城市障害福祉計画 【令和3年度～令和5年度】		
			【見直し】		
第1期豊見城市障害児福祉計画 【平成30年度～令和2年度】			第2期豊見城市障害児福祉計画 【令和3年度～令和5年度】		
			【見直し】		

6. 計画の策定体制

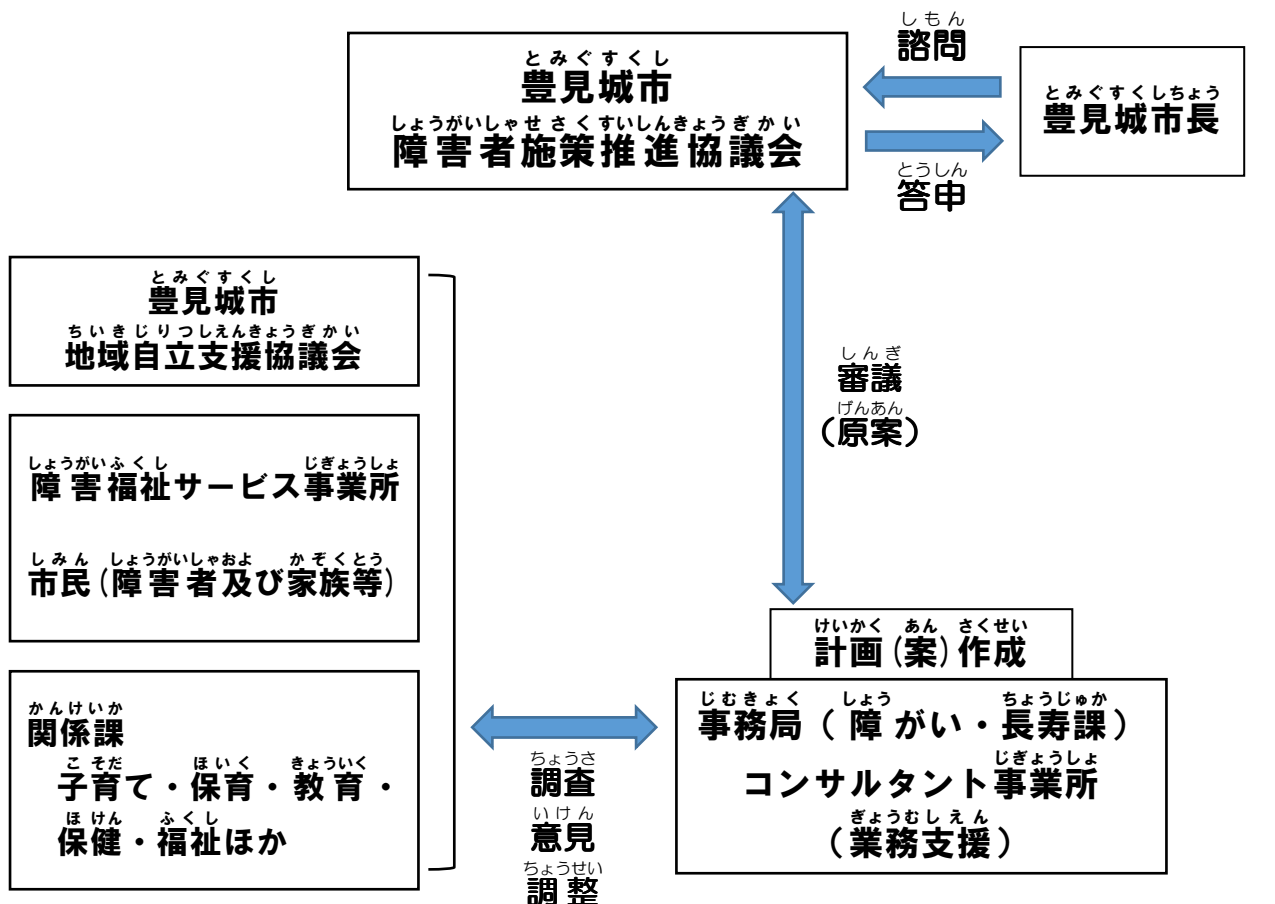
策定体制は、障がい長寿課を事務局とし、学識者や関係機関等の代表で構成する「豊見城市障害者施策推進協議会」のもと、豊見城市地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所、関係各課等との連携・調整を行いつつ策定しています。

豊見城市障害者施策推進協議会

3計画の策定にあたって、さまざまな立場の意見を聴取し、効果的で実効性のある計画を検討することを目的に組織された協議会であり、学識経験者や障害者、障害者福祉に関する事業に従事する者が委員として市の障害者施策推進に関し必要な事項を調査審議します。

豊見城市地域自立支援協議会

障害福祉に関する関係者により組織され、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関連携のもと地域の実情に応じた体制の整備について協議します。



だい しょう 第2章

しょうがいしゃけいかく 障害者計画

1. きほんりねん しょうらいぞう 基本理念と将来像
2. きほんもくひょう 基本目標
3. せさく たいけい 施策の体系
4. せさく てんかい 施策の展開



れいわがんねんど 令和元年度「エイブル・アートとみぐすく」 しゅってんさくひん 出展作品

第2章 障害者計画

1. 基本理念と将来像

平成30年3月に策定された「豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」では、障害者基本法^{しょうがいしゃきほんほう}の精神^{せいしん}に基づき、①障害のある人もない人も「共に暮らす」、②適切なサービス^{てきせつ}を利用しながら「安心して暮らす」、③就労・交流・学習^{こうりゅうがくしゅう}などを「生き生きと活動する」といった3つの視点^{してん}による基本理念^{きほんりねん}を設定し、地域共生社会^{ちいききょうせいしゃかい}の実現と障害者一人ひとりが“自分らしく”地域で暮らしていくための環境づくり^{かんきょう}を目指して^{めざ}いました。

本計画においても、この3つの視点を大切にし、一人ひとりが共に生きる環境づくり^{かんきょう}を目指^{めざ}すため、前計画と同様の基本理念・将来像^{しょうらいぞう}を掲げます。

【基本理念1 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり】

障害のある人も障害がない人も同じ人格と権利を有する人間であり、同じく豊見城市民として共に支え合い生きていくということを基本に福祉のまちづくりを目指します。

いろいろな個性を持った人たちが、多様な生き方をし、互いを尊重し、ふれあい・助け合い・支え合うことが当たり前^{あたりまえ}に営まれているという地域環境づくり^{ちいきかんきょう}に努めます。

【基本理念2 障害者が安心して暮らせるまちづくり】

障害の種別にかかわらず、障害に応じた適切なサービスを利用しながら、住みなれた地域や本人が希望する地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【基本理念3 障害者が生き生きと活動するまちづくり】

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上が図られるよう、働く機会の拡大、さまざまな交流や活動の場の提供、学習機会の拡大など、障害者の希望や能力に応じた活動の場が広がるまちづくりを推進します。

これらの基本理念の実現を目指し、本市が目指す将来像を次のとおり設定します。

【豊見城市が目指す障害福祉の将来像】
幸せな社会を目指し、共に支え合い
生き活きと暮らすまち 豊見城

2. 基本目標

本市が目指す理念及び将来像を達成するため、前計画を継承するとともに、国の第4次障害者基本計画との整合性を図りながら、8つの基本目標に基づき、障害者等のニーズを踏まえた施策を展開します。

基本目標1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

○障害者とその家族が必要な情報を円滑に入手できるように、情報アクセシビリティや意思疎通支援の観点を踏まえ、障害特性に応じた多様な方法による情報提供と情報発信を行います。

基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるように支援を行います。
- 障害者が一人ひとりの状況に応じ、身近な相談・専門的な相談が受けられる相談支援体制の充実を図ります。
- 子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。
- 障害者が地域で自立や主体性をもって自分らしく生活できるよう、地域生活を支える障害福祉サービスや外出支援など、日常生活支援サービスの充実を図ります。

基本目標 3 保健・医療の充実

- 保健・医療の観点から、健診等による疾病に起因する障害の発生予防や心身の健康づくり、医療受診に対する支援充実を行います。

基本目標 4 障害のある子どもの保育や教育の充実

- 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、保育や教育の支援体制充実やインクルーシブ教育の推進等を図ります。

基本目標 5 雇用・就労環境の充実

- 障害者の就労に関する理解を促進するとともに、障害者の就労意欲向上やスキルアップ、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大など、障害者の就労促進に向けた環境整備を推進します。

基本目標 6 社会参加活動の支援

- 障害者の社会参加意欲を高め、さまざまな社会活動や交流活動への参加が可能となるよう、機会の確保等、支援充実を図ります。

基本目標 7 安全・安心な生活環境の整備推進

- 障害者が安全・安心かつ快適に暮らすことができるよう、住まいや移動交通に関する取り組みを推進します。
- 災害等の緊急時における避難や生活を支える体制の強化、感染症予防対策の推進を図ります。

基本目標 8 障害者の差別の解消や権利擁護の推進

- 障害者(児)の権利を尊重し、差別や虐待を受けることなく、地域で安心して生活できるよう、「障害者差別解消法」や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の精神を理解し、障害者権利擁護や差別解消及び虐待防止に向けた施策を推進します。
- 市民、子ども、行政職員に対し障害への理解促進を図り、共に暮らしやすい社会づくりを進めます。

3. 施策の体系

【将来像】 幸せな社会を目指し、共に支え合い生き活きと暮らすまち 豊見城

【基本理念】

- 1 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり
- 2 障害者が安心して暮らせるまちづくり
- 3 障害者が生き活きと活動するまちづくり

【基本目標】

- 1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実
- 2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)
- 3 保健・医療の充実
- 4 障害のある子どもの保育や教育の充実
- 5 雇用・就労環境の充実
- 6 社会参加活動の支援
- 7 安全・安心な生活環境の整備推進
- 8 障害者の差別の解消や権利擁護の推進

【基本施策】

- 1-1 多様な情報の提供と発信
- 2-1 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 2-2 相談支援体制の充実
- 2-3 障害のある子どもの支援環境の充実
- 2-4 障害者の日常生活支援サービスの充実
- 3-1 保健・医療の充実
- 4-1 保育・教育支援等の体制の整備
- 4-2 学齢期の教育等支援体制の充実
- 5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進
- 6-1 多様な活動への支援
- 7-1 住まいや移動交通環境の充実
- 7-2 災害対策・感染症予防対策の推進
- 8-1 権利擁護に関する取り組みの推進
- 8-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進
- 8-3 障害の理解と意識の向上

【取組施策】

- 1 多様な方法による情報の提供
- 2 情報入手の支援
- 1 自己決定の尊重
- 2 意思決定支援の実施
- 1 相談窓口の充実
- 2 相談支援体制の強化
- 3 地域生活への移行・定着支援
- 1 療育体制の整備
- 2 障害児へのサービス等提供体制の充実
- 1 日常生活支援の福祉サービスの充実
- 2 障害者の外出支援の充実
- 1 保健対策の充実
- 2 地域医療体制の充実
- 1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実
- 2 障害者の就労と定着支援の充実
- 1 住まいのバリアフリーや確保支援
- 2 利用しやすい公共交通機関の整備
- 1 災害への事前の備えの充実
- 2 災害発生時の支援体制の整備
- 3 感染症予防対策の推進
- 1 権利擁護制度の利用促進
- 1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供
- 2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備
- 1 障害の理解啓発の推進

4. 施策の展開

基本目標 1 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

1-1 多様な情報の提供と発信

1-1-1 多様な方法による情報の提供

① 情報提供体制及び提供手法の充実

広報紙や市ホームページ等を活用し、障害特性に配慮して情報提供するとともに、誰にでもわかりやすい表現を使うなど工夫を行います。

「障害福祉ハンドブック」を作成し、行政サービス情報や社会参加活動情報など、身近な情報提供を引き続き行います。

【障がい長寿課】

② 障害種別対応図書の実充

点字図書、大活字本、CDブック等の収集、閲覧及び貸出等の充実を図ります。

また、障害により図書館へ行くことが困難な方に対し、読書バリアフリー法に対応した電子図書システムの整備及び電子図書の拡充に取り組みるとともに郵送サービス等について検討を行います。

障害に配慮した図書の利用促進に向け、周知に努めます。

【生涯学習振興課(中央図書館)】

③ 緊急時の情報提供体制の実充

防災無線・行政無線、防災ラジオ、SNSの活用等により、災害情報を提供します。また、障害特性に配慮した新たな情報伝達手段について検討を進めます。

【障がい長寿課】【防災管財課】

④アクセシビリティに配慮した行政情報の提供

市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障害者を含む全市民の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ(利用しやすさ)等の向上を図ります。

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

【防災管財課】【秘書広報課】【障がい長寿課】

1-1-2 情報入手の支援

①多様な情報入手手段の提供

市ホームページの音声読み上げ機能の付加、希望者に対する広報紙の音訳CDの作成・配布など、文字での情報入手が困難な方への支援を行います。

【秘書広報課】

②意思疎通支援の充実

障がい長寿課窓口への手話通訳者の配置、意思疎通を支援する日常生活用具の給付を行います。また、障害特性に応じた意思疎通の対応方法について検討します。

【障がい長寿課】

基本目標 2 地域で暮らす生活基盤の充実(自立した生活の支援・意思決定支援の推進)

2-1 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施

2-1-1 自己決定の尊重

①わかりやすい情報の提供

自己決定に必要な情報を本人が理解しやすいよう工夫して説明し、本人が安心して自信をもって自由に意思表示できるように支援を行います。

【障がい長寿課】

2-1-2 意思決定支援の実施

①意思決定支援の推進

本人の自己決定を尊重する観点から、自らの意思決定が困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、「意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援が行われることを推進します。

【障がい長寿課】

②意思決定支援会議の開催

障害者が自ら意思決定することが困難な場合、関係者による情報交換などを通じ、本人の最善の利益について判断します。

【障がい長寿課】

2-2 相談支援体制の充実

2-2-1 相談窓口の充実

①相談支援事業の周知と啓発

障害者やその家族が身近な機関に安心して相談を受けられるよう、相談支援事業の周知啓発を行います。

【障がい長寿課】

② 障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援

障害者一人ひとりの心身状況、障害種別、年齢、性別、状態等に対応した、総合的な相談支援の充実を図ります。

【障がい長寿課】

2-2-2 相談支援体制の強化

① 障害関係機関のネットワークの強化

市及び相談支援事業所と児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、保健所等の関係機関のネットワーク形成とその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を強化します。

【障がい長寿課】

② 基幹相談支援センターの機能強化

市内2か所に委託している基幹相談支援センターの機能強化及び市との連携強化を推進し、障害者とその家族の相談支援充実を図ります。

【障がい長寿課】

③ 自立支援協議会の活動推進

自立支援協議会の各種会議を定期的開催し、市、市社会福祉協議会、相談支援事業所、サービス事業所等とのネットワーク充実、相談支援体制の強化、関係者の支援技術向上を促進します。

【障がい長寿課】

④ 発達障害者等へのピアサポートの推進

発達障害者(児)やその家族に対する支援を強化するため、障害者・家族同士が行う援助として有効な手段である当事者等による相談活動(ピアサポート)を推進します。

【障がい長寿課】

2-2-3 地域生活への移行・定着支援

① 地域移行支援体制の推進

地域移行支援の事業所や基幹相談支援センター等と連携し、福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障害者等が地域生活に移行するために必要な支援を行います。(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

退所、退院を希望している障害者等の把握や長期入院者へのアプローチを行うとともに、退所・退院後に利用できる資源の情報提供を行い、円滑な地域移行の支援に努めます。

【障がい長寿課】

② 地域定着支援

地域定着支援の事業所や基幹相談支援センター等と連携し、施設・病院等からの退所・退院や同居の家族等が障害、疾病等のために一人暮らしに移行した障害者に対する緊急時等の相談を受けるとともに、その他の必要な支援体制についても検討します。

【障がい長寿課】

2-3 障害のある子どもの支援環境の充実

2-3-1 療育体制の整備

① 乳幼児期における早期発見・早期支援の充実

乳幼児健診の実施により障害や疾病を早期に発見し、必要に応じて支援につなげていきます。

【子育て支援課】

② 一貫した児童発達支援体制の充実

発達障害等の早期発見から、適切な支援につなげていくため、巡回相談等の実施及び巡回相談等を行う心理士の確保や、「児童発達支援センター」の設置に向けて取り組みます。

【保育こども園課】【障がい長寿課】

③切れ目のない支援体制の構築

妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない支援体制を構築するため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るほか、必要な支援について関係課と連携しながら包括的に支援を行います。

【子育て支援課】

2-3-2 障害児へのサービス等提供体制の充実

①障害児相談支援体制の充実

相談支援事業所と連携し、障害児とその家族に対する切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

【障がい長寿課】

②障害児通所支援等の充実

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図ります。(見込み量については第4章 障害児福祉計画を参照)

また、居宅介護、短期入所等を提供できる環境づくりに努め、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

【障がい長寿課】

③重度心身障害児へのサービス提供の充実

在宅で生活する重症心身障害児の支援充実を図るため、障害児通所支援のサービスにおいて、重度心身障害児を受け入れできる事業所の確保に努めます。

【障がい長寿課】

④医療的ケアが必要な障害児への包括的支援

医療的ケアが必要な障害児が、地域において包括的支援を受けられるように、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設けます。

【障がい長寿課】

2-4 障害者の日常生活支援サービスの充実

2-4-1 日常生活支援の福祉サービスの充実

① 地域生活支援拠点の整備

障害者の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受け入れ等
複数の機能を持つ支援拠点について、圏域等での整備も含めて検討します。

【障がい長寿課】

② 障害福祉サービスの充実

在宅の障害者に対し、日常生活・社会生活を営む上での、居宅介護、重度
訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中
活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実に努めます。また、
施設入所支援や共同生活援助といった居住系サービスについても、ニーズに
対応できるよう確保に努めます。(見込み量については第3章 障害福祉計画
を参照)

【障がい長寿課】

③ サービス提供に係る人材の育成・確保

障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、サービス事業者
に対し必要な指導を行う者を配置し、質の確保に努めます。

障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やそ
の家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、周知・啓発
に努めます。

【障がい長寿課】

④ 地域生活支援事業の充実

移動支援事業やコミュニケーション支援事業、地域活動支援センター、相談
支援事業等といった地域生活支援事業について、地域のニーズを踏まえたサー
ビス提供を図ります。(見込み量については第3章 障害福祉計画を参照)

【障がい長寿課】

⑤ 難病や特定疾患等の特性に対する配慮

難病患者や小児慢性特定疾患児等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病や特定疾患等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務を行います。

【障がい長寿課】

2-4-2 障害者の外出支援の充実

① ヘルプマークの普及啓発

外見からはわかりづらい障害について、周囲に配慮を求める「ヘルプマーク」の配布を、今後も希望者に行います。

【障がい長寿課】

② 移動支援への対応

重度の肢体不自由児で、単独で通学・通所することが困難な方に対し、通学・通所の移動支援を今後も継続して行います。なお、通学等の移動支援については、個別に調整を図ります。

【障がい長寿課】

基本目標 3 保健・医療の充実

3-1 保健・医療の充実

3-1-1 保健対策の充実

① 疾病に起因する障害の発生予防

生活習慣病予防を目的とした特定健診や、がん検診等を行い、疾病に起因する障害の発生予防に努めます。また、受診率の向上に向けて、健診等を受けやすい環境の整備を進めます。

【健康推進課】

② 心身の健康づくり

心身の健康を保つため、適度な運動、バランスのとれた栄養、食生活、休養、睡眠、生活習慣改善等について、知識の普及啓発に取り組みます。

【健康推進課】

3-1-2 地域医療体制の充実

① 医療受診に対する支援の充実

視覚障害や聴覚障害、精神障害の方が医療機関を受診する際の同行支援、手話通訳等のサービスを提供するなど、障害者が医療機関を受診する際の支援や相談窓口の紹介といった、医療受診に対する支援を行います。

【障がい長寿課】

基本目標 4 障害のある子どもの保育や教育の充実

4-1 保育・教育支援等の体制の整備

① 保育所等における受け入れの促進

保育所等において障害児保育事業を実施するなど、障害児の受け入れ環境を整えるとともに、研修等を実施し職員の質の向上に努めます。また、心理士による巡回を行い、発達が気になる子の保護者や保育士等の相談支援を行います。

【保育こども園課】

② 認定こども園における支援の充実

市内認定こども園における特別支援教育支援員の配置を行うなど特別支援教育体制を整備し、個に応じた支援を充実します。

【保育こども園課】

4-2 学齢期の教育等支援体制の充実

① 特別支援教育の充実

障害がある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員、通級指導教室担当者といった特別支援担当職員やその他職員の資質を高め、特別支援教育の充実を図ります。

障がい長寿課、子育て支援課、保育こども園課、学校教育課による「教育支援連絡会議」を実施し、それぞれの取り組み等について情報共有を図りながら、特別支援教育の深化に努めます。

【学校教育課】

②インクルーシブ教育の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進します。

【学校教育課】

※インクルーシブ教育…障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けること

③就学相談支援事業の実施

特別な配慮を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、必要に応じて学校見学や体験入学を実施しながら、就学相談の充実を図ります。

【学校教育課】

④放課後児童クラブ(学童クラブ)における障害児の受け入れ環境の充実

障害児が放課後児童クラブ(学童クラブ)を円滑に利用できるよう、受け皿の確保や事業の周知等による利用促進を行います。

【こども応援課】

基本目標 5 雇用・就労環境の充実

5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進

5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実

① 公共機関における障害者雇用率の維持

障害者雇用を推進するため、市の法定雇用率の達成継続に努めます。

【人事課】

② ハローワーク専門援助の活用の周知

ハローワーク専門援助部門の積極的な活用についての周知を促進します。

【障がい長寿課】

③ 障害についての職場の理解促進

市内企業に対し、障害特性や障害者雇用について理解促進を図る啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境づくりを促します。

【障がい長寿課】

5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実

① 就労移行支援事業所等における一般就労への移行推進

障害福祉サービスである「就労移行支援(※1)」や「就労継続支援A型・B型(※2)」からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。

(※1)(※2)の詳細については第3章 障害福祉計画P57～P59参照

【障がい長寿課】

② 職業訓練情報の提供

障害特性に応じた職業訓練に関する情報等を提供します。

【障がい長寿課】

③障害者就労施設等に係る優先調達等の推進

「障害者優先調達推進法」(平成24年法律第50号)に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。また、受注機会の増大が図れるよう物品のPR等の各種支援に努めます。

【障がい長寿課】

基本目標 6 社会参加活動の支援

6-1 多様な活動への支援

① 地域における障害者交流の促進

福祉施設、教育機関等、地域住民等の日常的交流の場を設け、障害者の地域行事への参加を促進します。

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等における、庁舎内でのパネル展などを通し、市民の参加・交流機会を確保します。

【障がい長寿課】

② 文化芸術活動や創作活動の充実

障害者が作成した作品等の展示会(エイブル・アート)や福祉展などを開催し、障害者が気軽に文化芸術活動や創作活動を行い、発表する機会の充実に努めます。

【障がい長寿課】

③ スポーツ、レクリエーション活動の推進

障害者スポーツを推進するとともに、スポーツやレクリエーション活動を身近に親しむことができるよう支援に努めます。

【障がい長寿課】

基本目標 7 安全・安心な生活環境の整備推進

7-1 住まいや移動交通環境の充実

7-1-1 住まいのバリアフリーや確保支援

① 住宅のバリアフリー化に対する支援

日常生活用具の給付等に関連し、障害者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に対する支援を行います。

市内の既存住宅をリフォームすることで、市民が安全・安心して暮らせる居住環境の質の向上を図るため、住宅のリフォーム工事への支援を行います。

【障がい長寿課】【都市計画課】

② 共同生活援助(グループホーム)の利用促進

障害特性に応じた共同生活援助(グループホーム)の利用を促進します。

【障がい長寿課】

③ 民間住宅への入居等支援

民間住宅への入居にあたり、支援が必要な障害者に対し、物件のあっせんや入居の支援を行います。また、事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【障がい長寿課】

7-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備

① 障害者に配慮した移動手段の検討

令和2年度策定の「交通基本計画」に基づき、障害者を含めた交通弱者の交通手段確保に努めます。

市内一周バスにおける身体障害者割引を今後も実施します。

【都市計画課】

7-2 災害対策・感染症予防対策の推進

7-2-1 災害への事前の備えの充実

①避難支援プラン(個別支援計画)の作成

自力避難の困難な障害者等の避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、避難支援等関係者(民生委員、自治会、消防等)へ名簿を提供し、災害時に備えます。

避難行動要支援者一人ひとりについての避難支援プラン(個別支援計画)の作成を強化するとともに、関係機関や関係者と連携し、避難を支援します。

【障がい長寿課】

②福祉避難所の確保及び備蓄物資の確保

災害時における福祉避難所の確保のため、関係施設との協定締結を進めるとともに、備蓄計画に基づいた資機材の備蓄を継続していきます。また、福祉避難所を開設・運営する訓練を実施し、実際の災害時に備えます。

【障がい長寿課】【防災管財課】

7-2-2 災害発生時の支援体制の整備

①避難所等における支援体制の整備推進

避難所において障害者が障害特性に応じた支援を得られるよう、必要な体制の整備を進めます。また、避難訓練への避難行動要支援者や支援する方の参加を呼び掛け、福祉避難所への誘導や個別支援計画の活用など、避難支援の体制を構築します。

【防災管財課】【障がい長寿課】

7-2-3 感染症予防対策の推進

① 感染症予防対策の推進

新型コロナウイルス等の感染症対策を強化するため、障害福祉サービス等の事業所が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、サービス事業所職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する情報提供等を行います。

障害者の訪問調査、面談、書類の受け渡し等については、対面の機会を減らし、電話、郵送、リモート(遠隔参加)などでの対応を極力取り入れ、感染症の予防に努めます。

【障がい長寿課】

基本目標 8 障害者の差別の解消や権利擁護の推進

8-1 権利擁護に関する取り組みの推進

8-1-1 権利擁護制度の利用促進

① 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の普及啓発を行うとともに、利用が困難な者に対して制度利用の支援を行います。

【障がい長寿課】

② 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)の利用促進

日常的金銭管理能力が不十分な障害者に対して、日常生活自立支援事業等の情報提供を行い、同事業の利用促進を図ります。

【障がい長寿課】

8-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進

8-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供

① 「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発

障害者差別解消法に向けて、市民の関心と理解を深めるためパンフレット等の配布による啓発を行います。

【障がい長寿課】

8-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備

① 「障害者虐待防止法」の普及啓発

障害者虐待の防止に向けて、積極的に広報・啓発活動を行います。

また、障害者福祉施設における障害者虐待の防止、障害者の支援、施設に対する適切な権限の行使等を行います。

【障がい長寿課】

② 障害者権利擁護に関する相談支援事業

「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」の趣旨に従い、障害者の権利擁護や虐待防止に関する具体的な内容についての相談支援を行います。

【障がい長寿課】

8-3 障害の理解と意識の向上

8-3-1 障害の理解啓発の推進

① 市民の障害に関する理解の促進

市民に対し、障害特性と障害者に対する理解の促進に向けた啓発を実施します。

【障がい長寿課】

② 子どもに対する福祉教育の推進

学校現場と市社会福祉協議会との連携のもと、障害に関する講演会の開催や障害者とのふれあい、体験活動を行い、子どもたちが互いに尊重し合う共生社会の実現に向け意識の醸成を図ります。

【学校教育課】

③ 行政職員への障害の理解の推進

行政職員に対し、障害者に対して適切な対応を行っていくための研修や「職員対応要領」の作成に取り組み、差別の解消や合理的配慮に関する意識啓発を行います。

【障がい長寿課】【人事課】

だい しょう
第3章

しょうがいふくしけいかく
障害福祉計画

1. 成果目標 せいこもくひょう
2. 第6期のサービス別見込量 だい き サービスべつみこみりょう



れいわがんねんど 令和元年度「エイブル・アートとみぐすく」 しゅってんさくひん 出展作品

第3章 障害福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和5年度末までに、令和2年3月31日時点の全施設入所者数59人の2%にあたる1人の地域生活移行を目指します。

	数値	備考
現入所者数(A)	59人	令和元年度末(R2.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	58人	令和5年度末の見込み
削減見込目標値(C)	1人 2%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D) の値 (国指針：目標1.6%以上削減)
新規入所者数(D)	3人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者 の見込み
退所者数(E)	4人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込み
地域移行目標数(F)	4人 7%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

R5年度末入所者数(B) … 現入所者数(A) - ((A) × 1.6%) = 59 - (59 * 1.6%) ÷ 人

新規入所者数(D) … R3～R5の各年度において1人ずつ増加を見込む

退所者数(E) … C = E - D に合致するように、4人として設定

地域移行目標数(F) … 現入所者(A)の6%以上 = 59人 * 6% ÷ 4人

本市の施設入所者数は年々増加傾向にあるため、第5期における未達成割合を加味して目標値を見込むのは現実的ではない。

(H23：29人、H24：55人、H25：50人、H26：57人、H27：57人、H28：57人、H29：57人、H30：58人、H31：59人)

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

障害福祉サービス(施設入所)更新時の調査時に、本人・家族等から地域生活への移行希望について聞き取りを行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	令和5年	既存組織活用	自立支援協議会の部会として設置する

	回数又は人数			備考
	令和3年	令和4年	令和5年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	2	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	0	0	5	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1	年間の開催回数の見込み

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	せいびくいき 整備区域	せっちじき 設置時期	せいびしゅほう 整備手法
ちいきせいかつしえんきよてん せいび 地域生活支援拠点の整備	たんどくせっち 単独設置	れいわ ねん 令和5年	めんてきせいびがた 面的整備型

※1 整備区域：単独設置 当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法：面的整備型 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

	かいすう 回数			びこう 備考
	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	
ちいき せいかつ しえん きよ 地域生活支援拠 点の機能の充実 に向けた運用状 況の検証及び 検討(年間回数)	0	0	1	くにししん かくしちやうそんおよ かくけんいき 国指針：各市町村及び各圏域 に一つ以上の地域生活支援 拠点等を確保しつつ、その機 能の充実のため、年一回以 上運用状況を検証及び検 討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和5年度には、令和元年度の年間実績(11人)の1.27倍にあたる14人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者について、令和5年度には、令和元年度末の年間実績(1人)の2.00倍にあたる2人の移行を目指します。

就労継続支援A型事業の移行者について、令和5年度には、令和元年度末の年間実績(4人)の1.25倍にあたる5人の移行を目指します。

就労継続支援B型事業の移行者について、令和5年度には、令和元年度末の年間実績(6人)の1.17倍にあたる7人の移行を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	すうち 数値	び 備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	11人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	14人 1.27倍	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針：令和元年度実績の1.27倍以上)

② 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

	すうち 数値	び 備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	2人 2.00倍	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

③ 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

	すうち 数値	び 備 考
令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	4人	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	5人 1.25倍	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

④ 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

	すうち 数値	び 備 考
令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	6人	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	7人 1.17倍	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.23倍以上 (23%以上)の増加)

⑤ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	すうち 数値	び 備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	9人	国指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ②、③、④における移行者数合計の7割を見込む…(2人+5人+7人)*0.7≒9人
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	2か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ⇒ひまわりファクトリー、ちいろば2か所
令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労支援事業所の数	2か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上 ⇒ひまわり、ちいろばの2か所を見込む

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策
関係機関や事業所との連携を図りながらサービス内容の拡充に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	実施時期			備考
	令和3年	令和4年	令和5年	
ア 総合的・専門的な相談支援の実施				<p>国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。</p> <p>担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。</p> <p>ア…さくら、ひまわり(基幹相談)</p> <p>イ…回数把握していないが、基幹において実施しているため「1」とする</p> <p>連携強化については、月1回の相談ワーキングの実施回数とした</p>
総合的・専門的な相談支援の実施見込み(か所数)	2	2	2	
イ 地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1	1	1	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0	0	1	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12	

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

スーパーバイザーの活用(圏域)を行います。

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

	参加時期及び人数			備考
	令和3年	令和4年	令和5年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1	少なくとも各年度1名は参加させる

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	構築時期	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	実施済み	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

	回数			備考
	令和3年	令和4年	令和5年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）	1	1	1	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

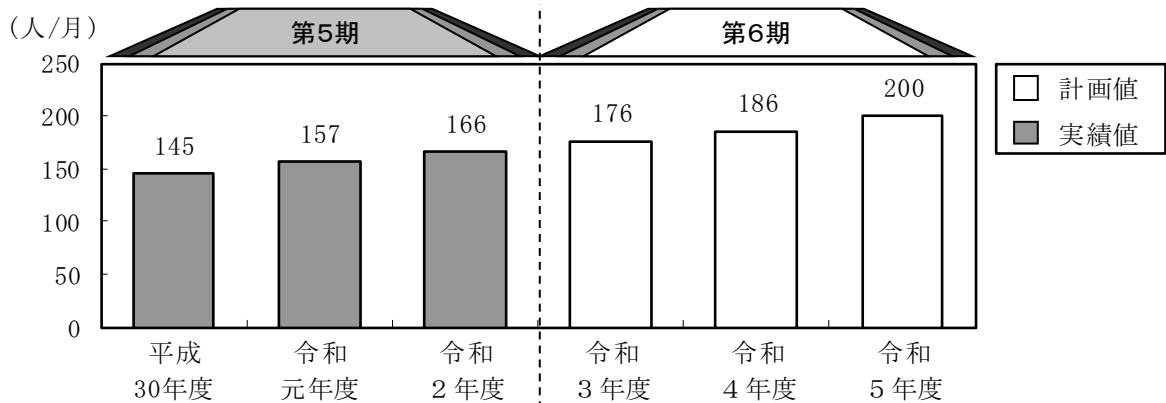
2. 第6期のサービス別見込量

(1) 自立支援給付サービス

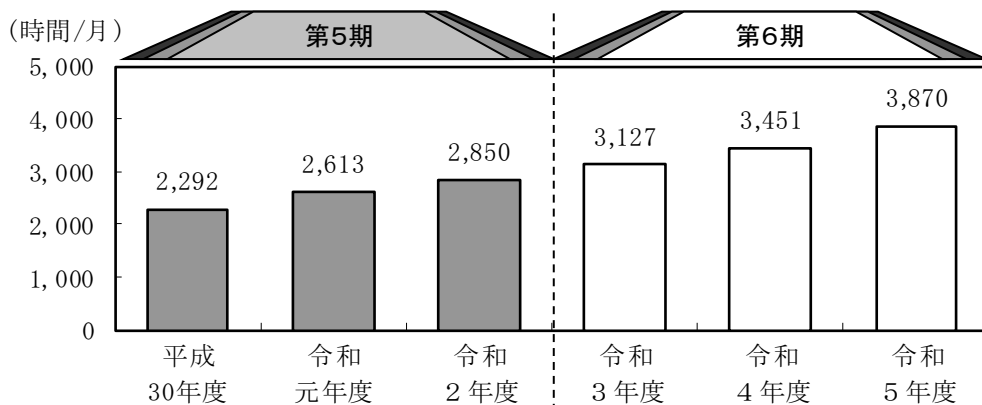
① 訪問系サービス

● 訪問系サービス

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

ア) 居宅介護 (ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護・家事援助を行います。

【見込み量の算出根拠】

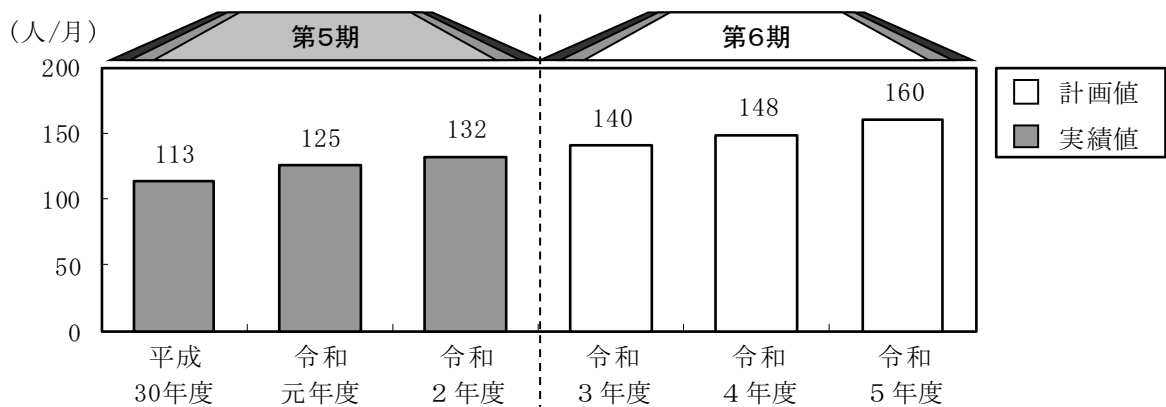
H29～R1までの伸び率の平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

利用者数… H29⇒H30 : 1.018、H30⇒R1 : 1.106 平均 : 1.062

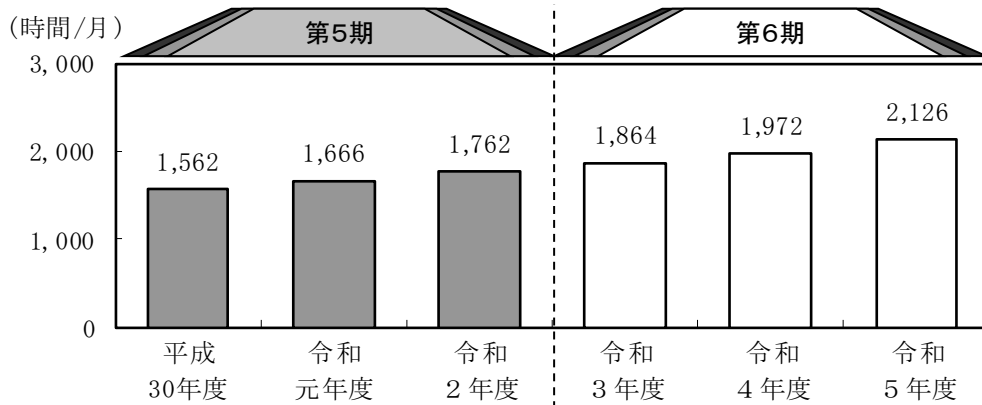
利用量… H29⇒H30 : 1.050、H30⇒R1 : 1.066 平均 : 1.058

※R5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

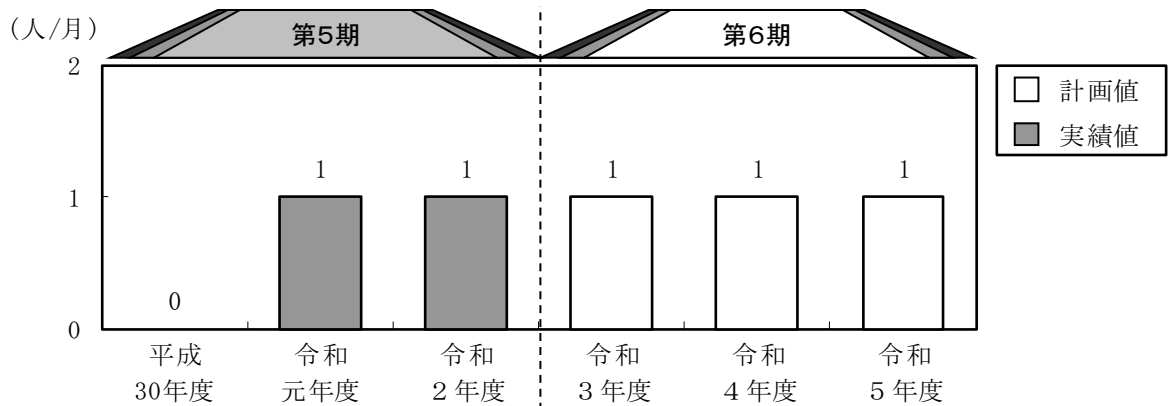
1) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

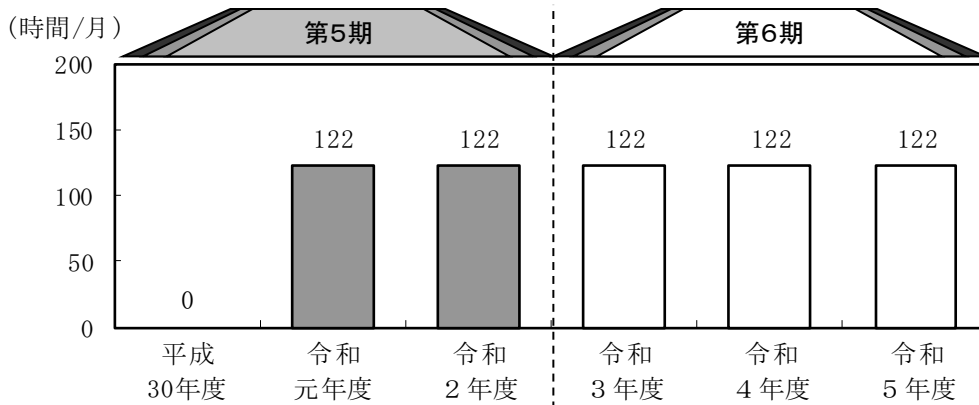
【見込み量の算出根拠】

前年度との比較ができないため、R1実績値と同数を見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

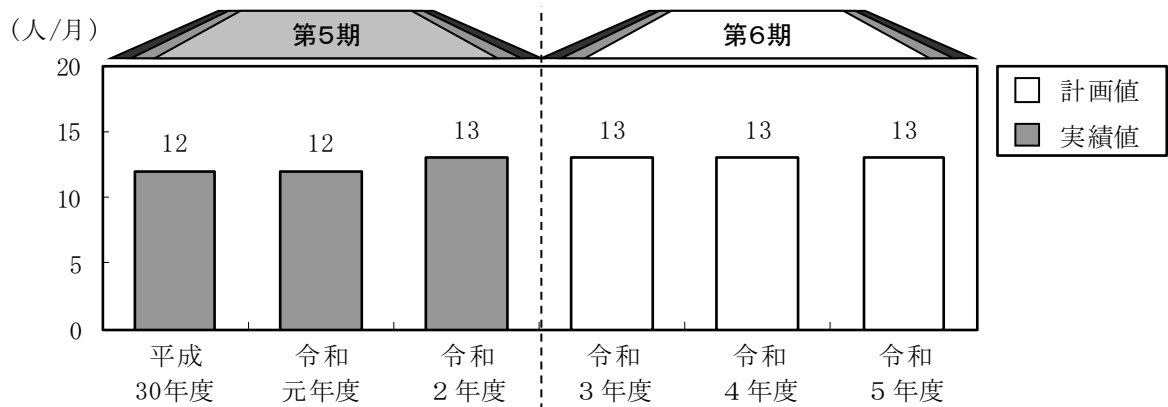
行動支援

自己判断能力が制限されている障害者が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

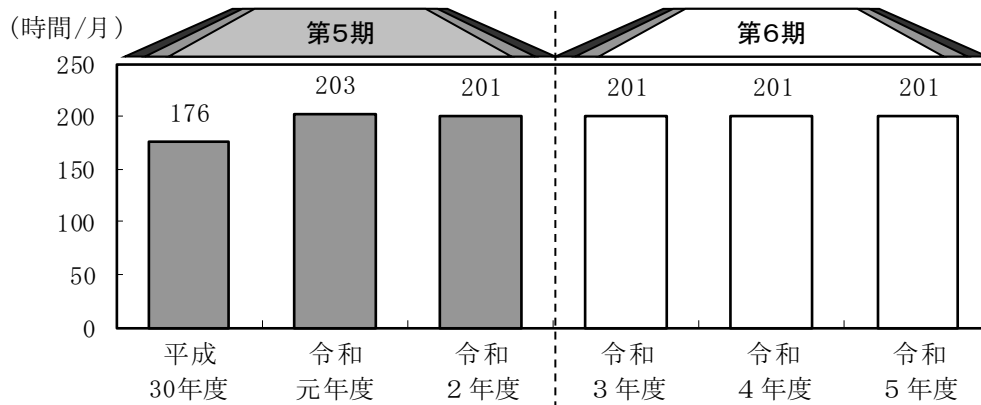
【見込み量の算出根拠】

年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

I) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

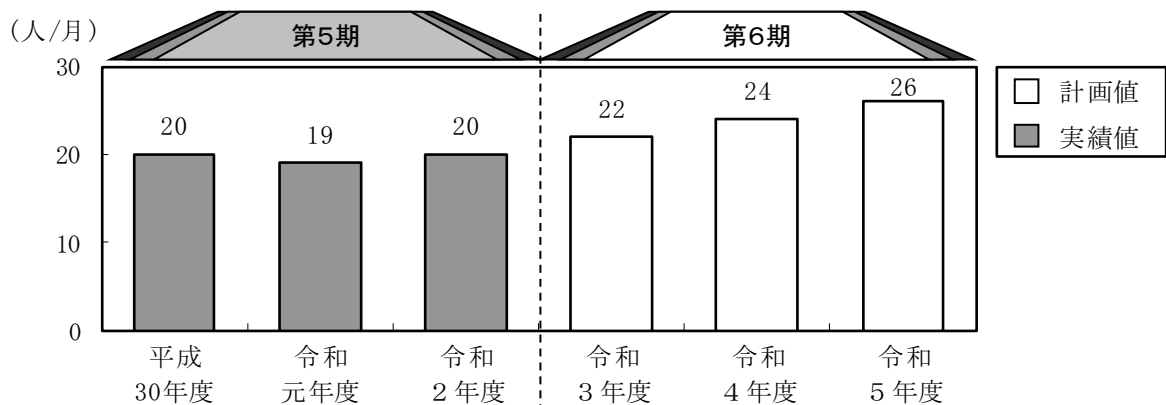
【見込み量の算出根拠】

H29～R1までの伸び率平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

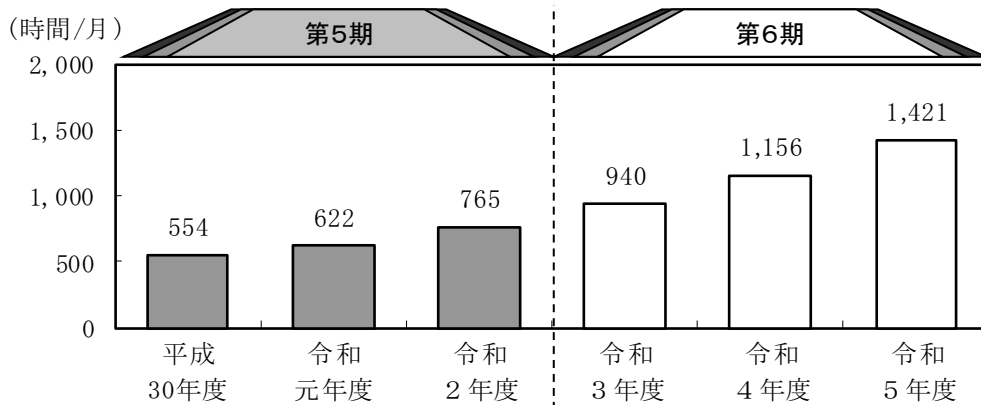
利用者数… H29⇒H30：1.25、H30⇒R1：0.95 平均：1.10

利用量… H29⇒H30：1.351、H30⇒R1：1.122 平均：1.23

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
㊦) 重度障害者等包括支援

かいご ひつようせい たか しょうがいしゃ きょたくかいごとうふくすう ほうかつてき
介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に
おこな
行います。

みこ りょう さんしゅつこんきよ
【見込み量の算出根拠】

りょうじっせき りょうみこ
利用実績、利用見込みはありません。

② 日中活動系サービス

ア) 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

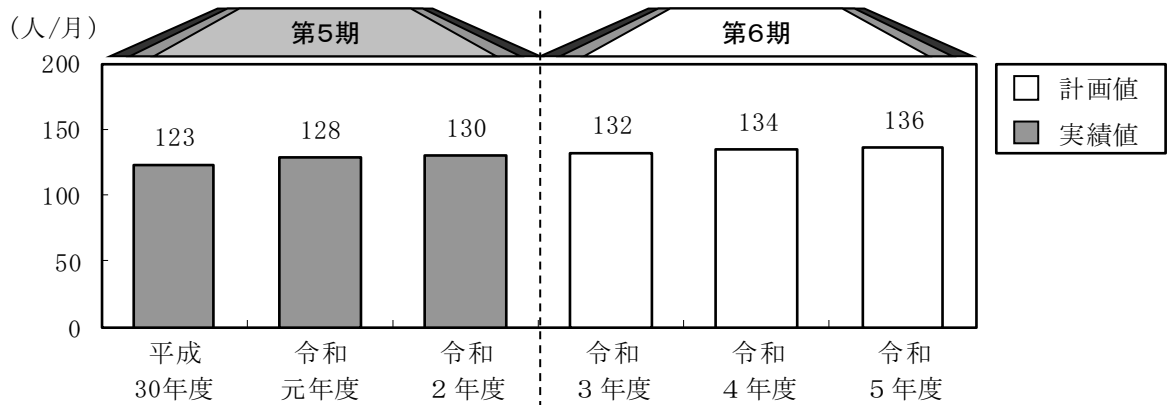
【見込み量の算出根拠】

H29～R1までの伸び率平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

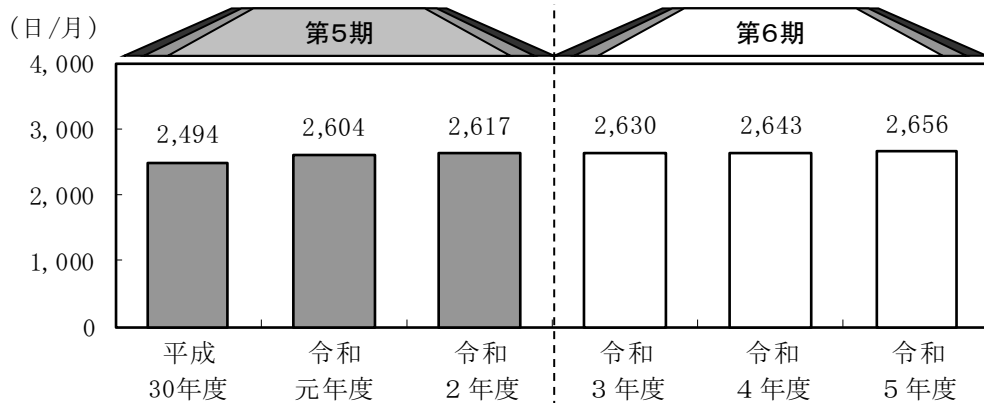
利用者数… H29⇒H30 : 1.0、H30⇒R1 : 1.04 平均 : 1.020

利用量… H29⇒H30 : 0.967、H30⇒R1 : 1.044 平均 : 1.005

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

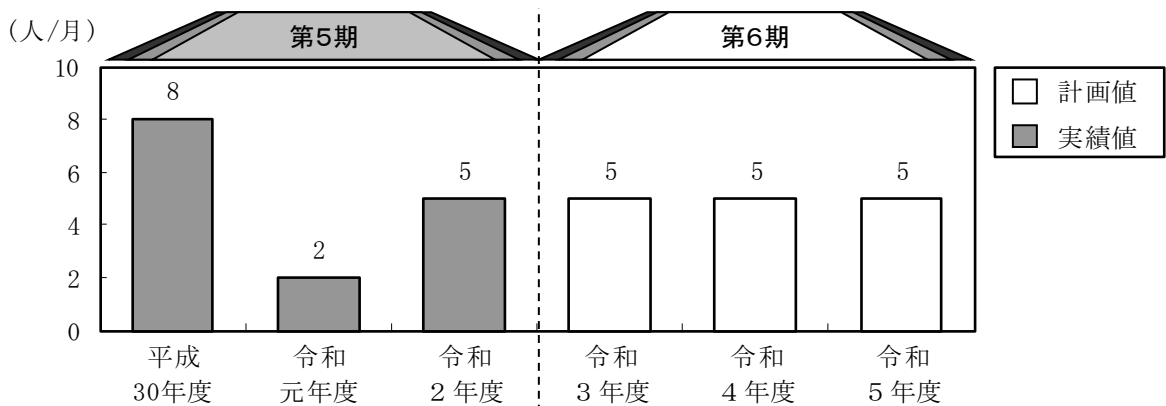
1)-1 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

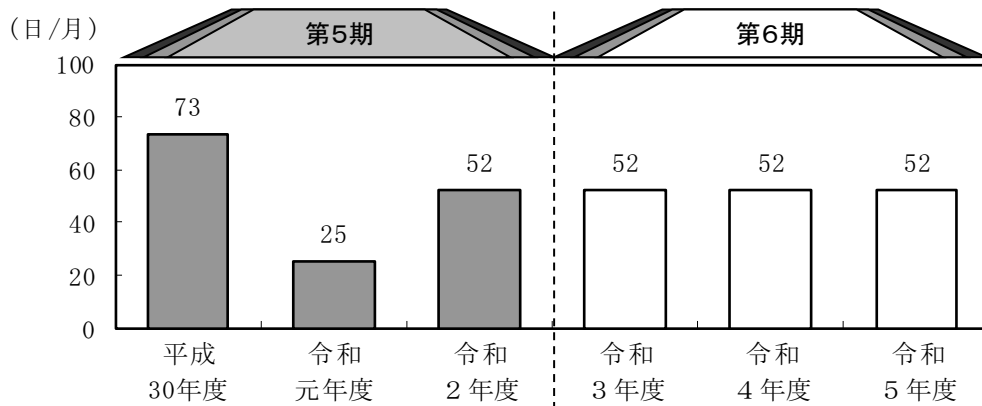
【見込み量の算出根拠】

年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

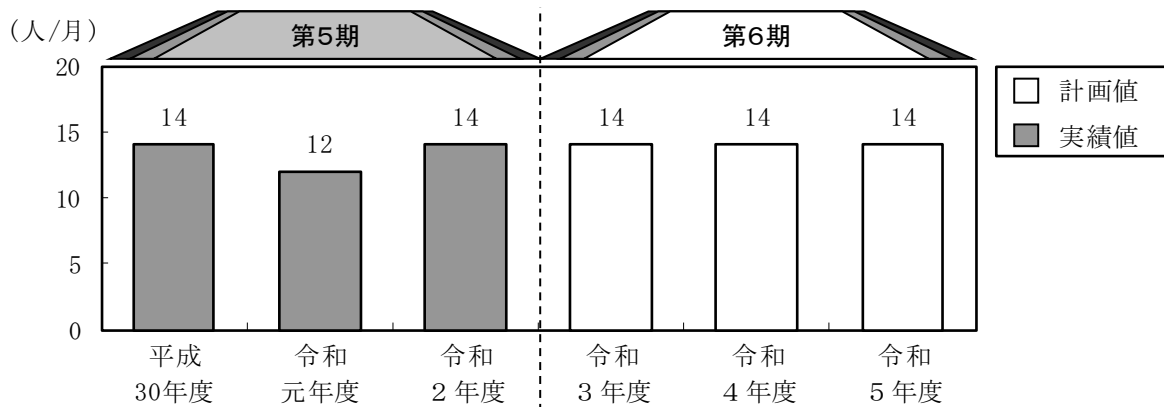
1)-2 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

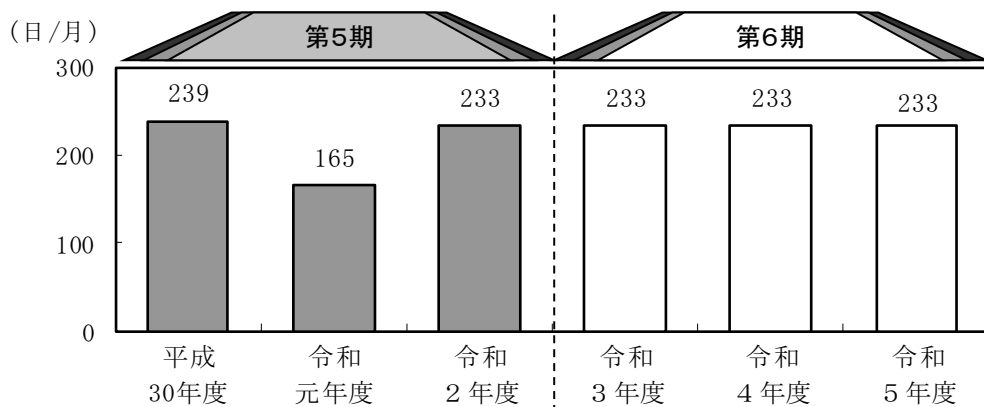
【見込み量の算出根拠】

年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

り) 就労移行支援

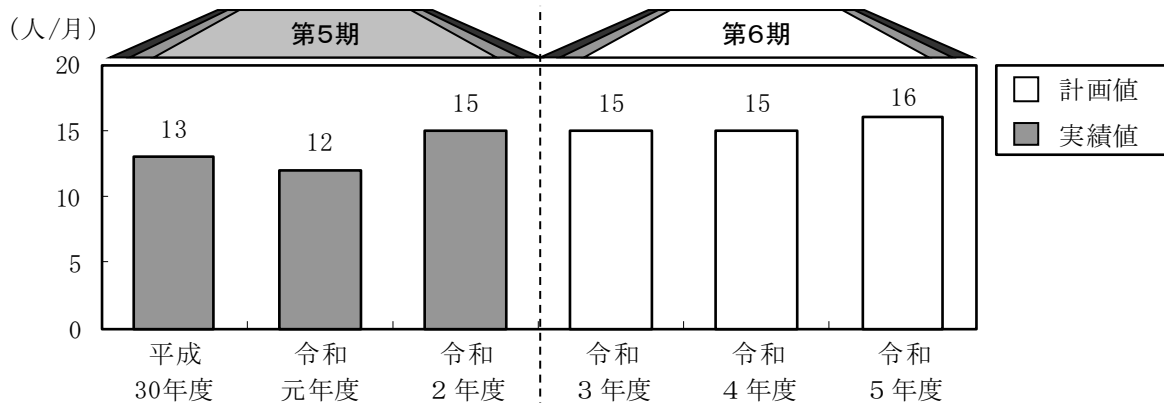
一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

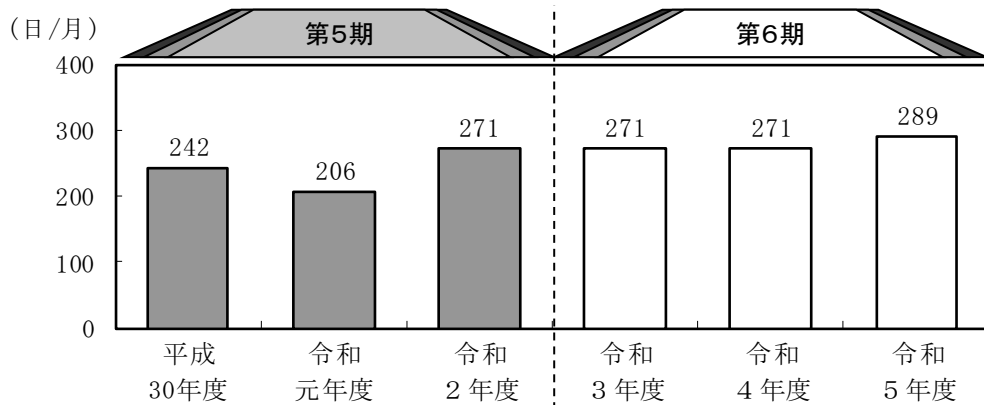
年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込みました。

※R5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

エ)-1 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

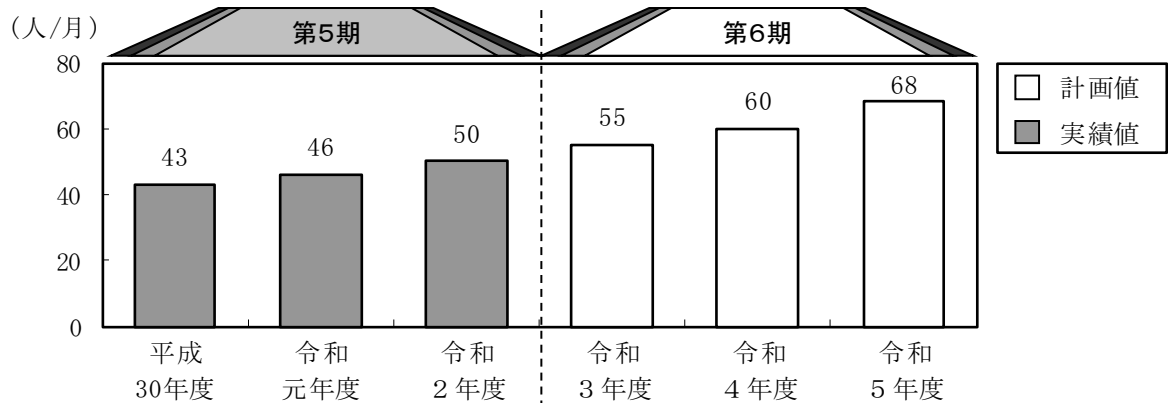
H29～R1までの伸び率平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

利用者数…H29⇒H30：1.131、H30⇒R1：1.069 平均：1.10

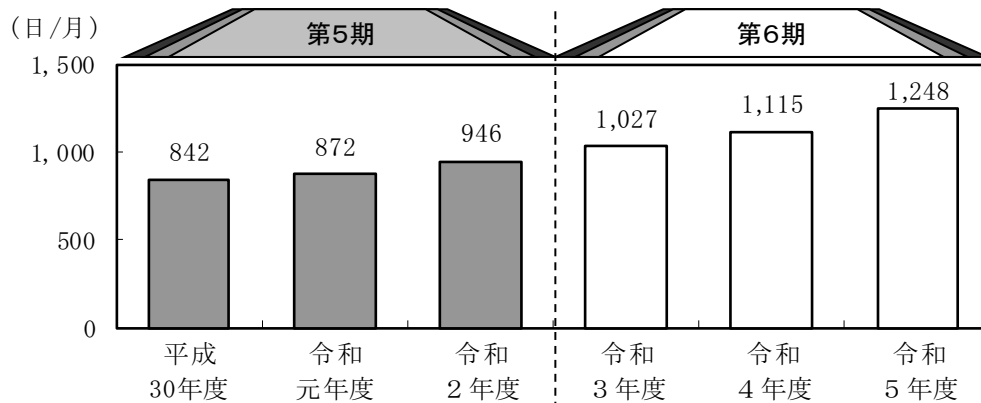
利用量…H29⇒H30：1.137、H30⇒R1：1.035 平均：1.086

※R5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

エ)-2 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形で就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

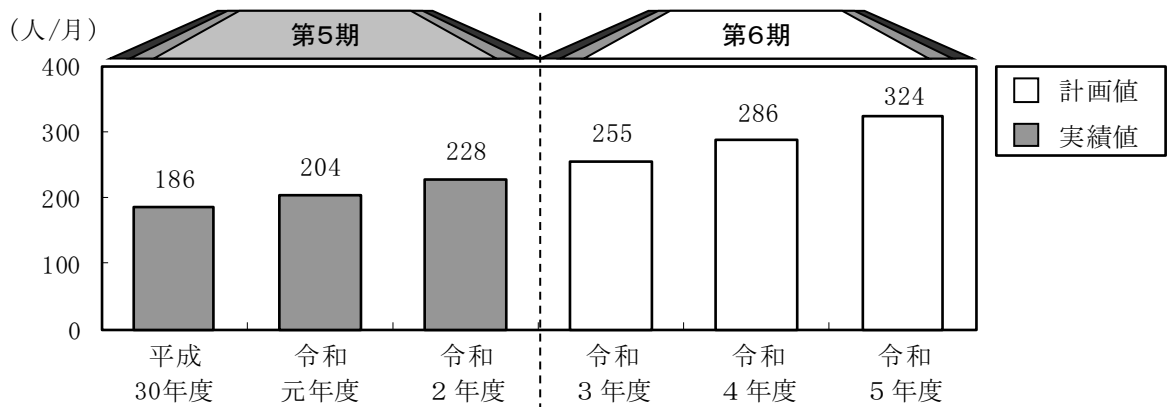
H29～R1までの伸び率平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

利用者数… H29⇒H30 : 1.148、H30⇒R1 : 1.096 平均 : 1.122

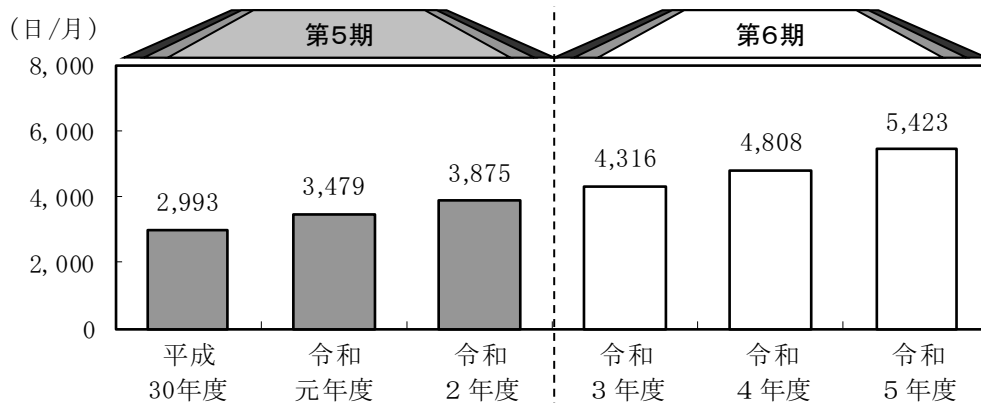
利用量… H29⇒H30 : 1.066、H30⇒R1 : 1.162 平均 : 1.114

※R5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

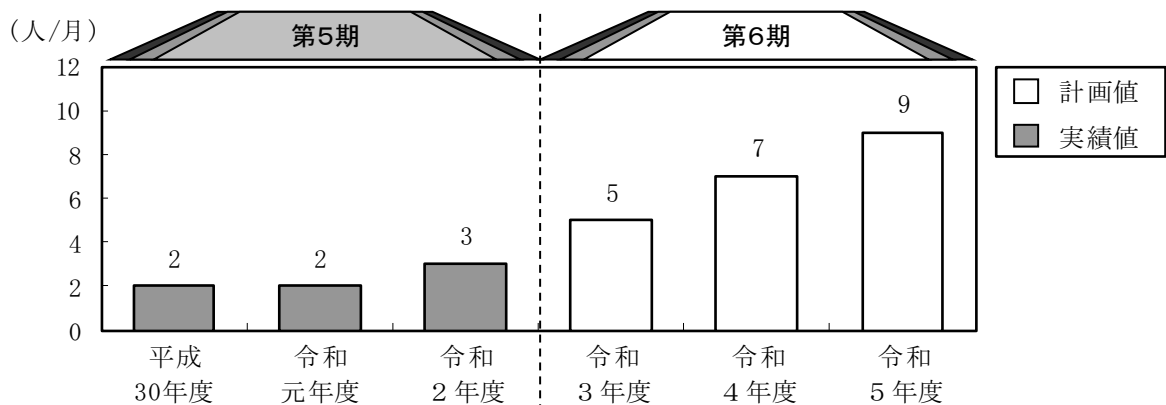
わ) 就労定着支援

一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【見込み量の算出根拠】

国指針に沿った利用者数を見込みました。

【利用者数】



※令和2年度は、見込み値

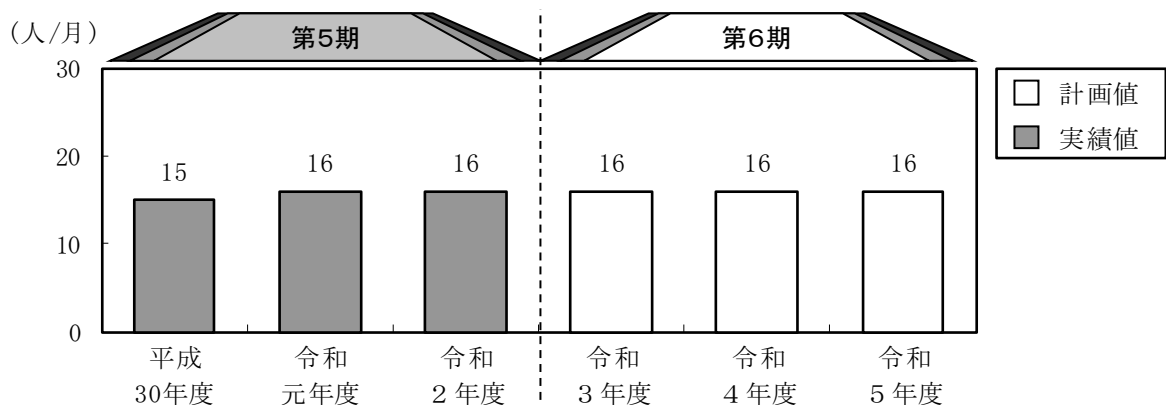
か) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

R1実績値と同数で見込みました。

【利用者数】



※令和2年度は、見込み値

Ⓚ) 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込み量の算出根拠】

短期入所 (福祉型)

H29～R 1 までの伸び率平均を乗じてR 2 以降の数値を見込みました。

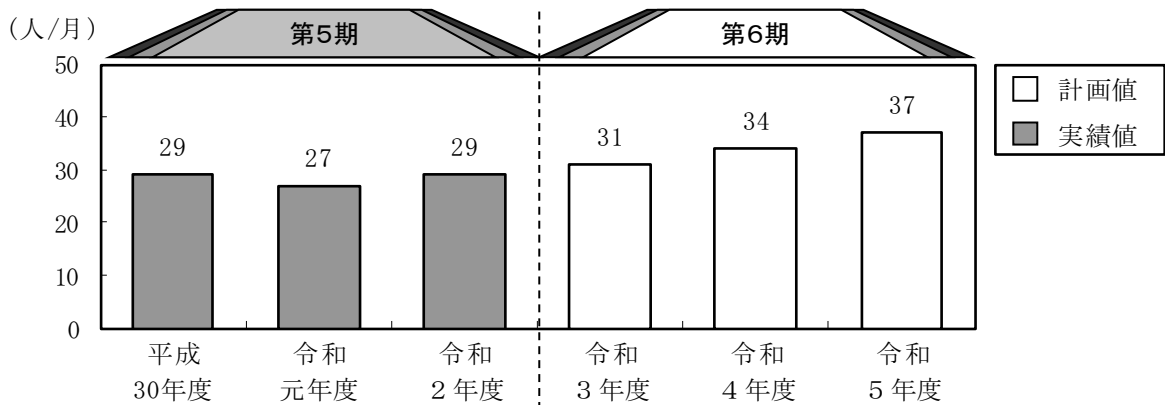
利用者数… H29⇒H30 : 1.30、H30⇒R 1 : 0.923 平均 : 1.111

利用量… H29⇒H30 : 1.235、H30⇒R 1 : 0.936 平均 : 1.085

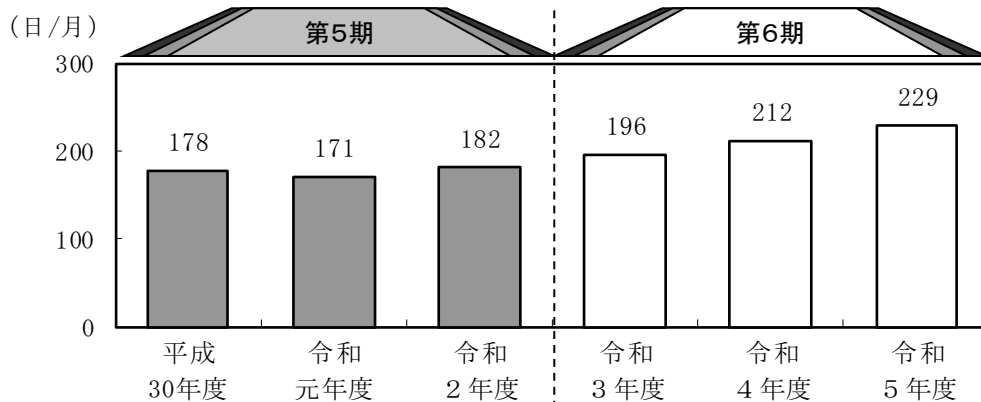
短期入所 (医療型)

年度ごとの利用者数と利用量にばらつきがあるため、平均値と同数を見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

③ 居住系サービス

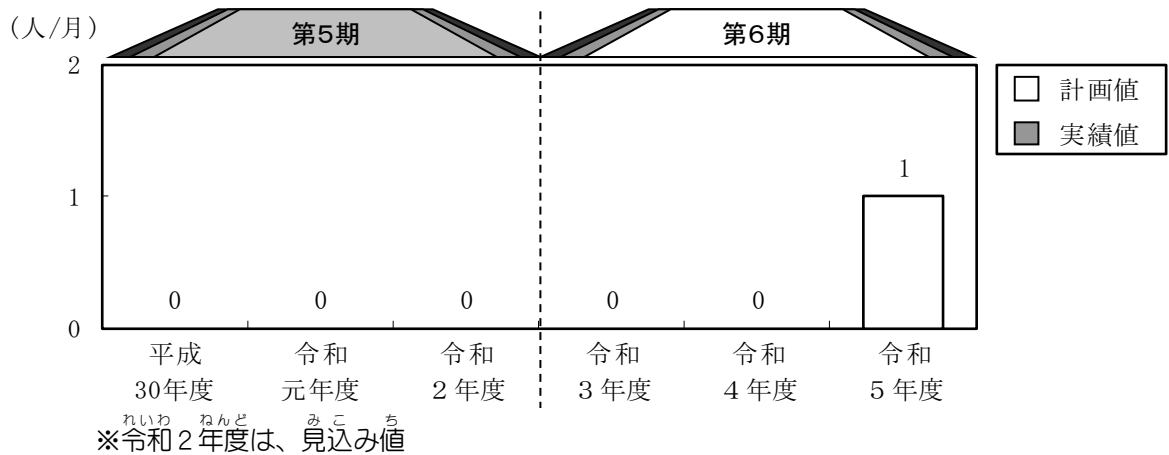
ア) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

R 5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



イ) 共同生活援助（グループホーム）

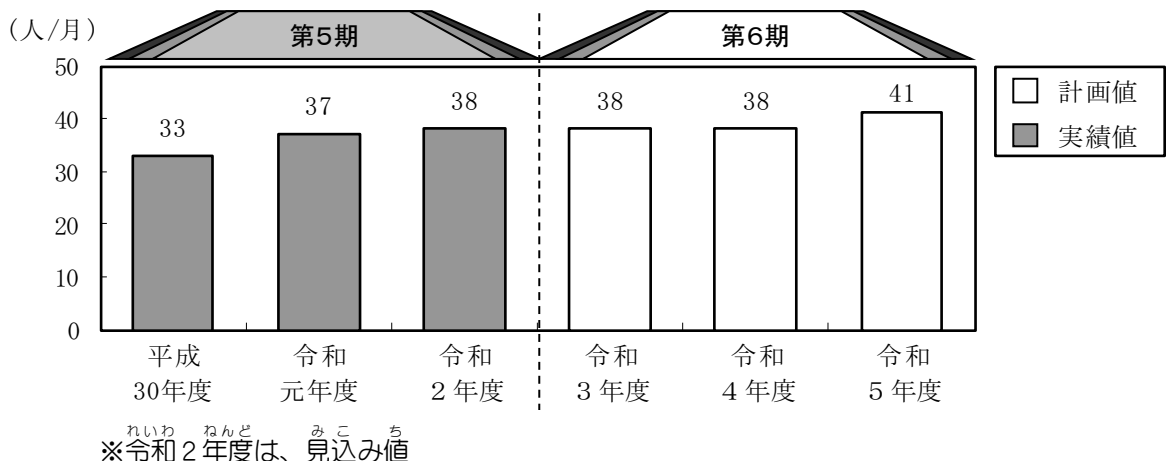
共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている障害者には、介護サービスも提供します。

【見込み量の算出根拠】

R 1実績値に施設入所者の地域移行分(R 2～R 5 1名ずつ)を含めて見込みました。

※R 5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



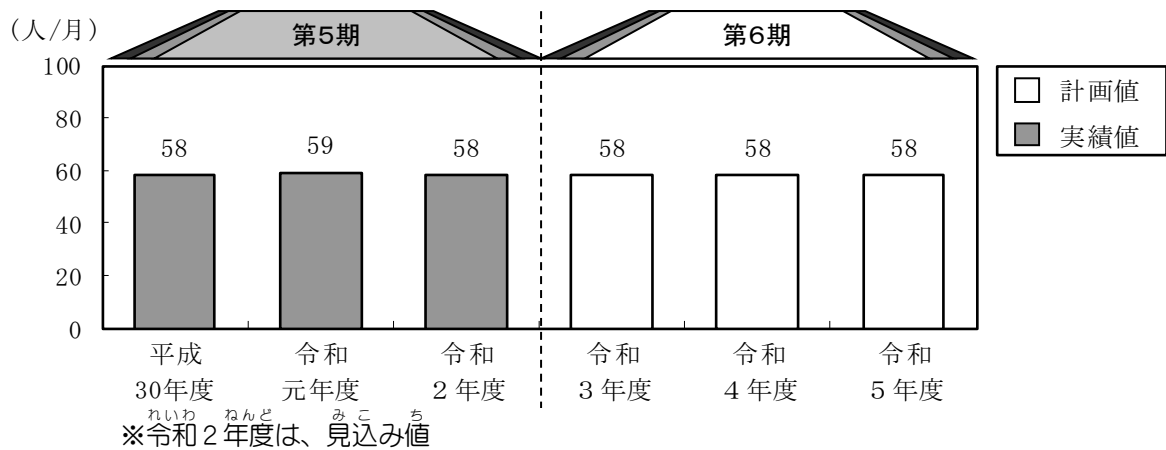
ウ) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込み量の算出根拠】

国指針に沿った利用者数を見込みました。

【利用者数】



④ 相談支援

ア) 計画相談支援

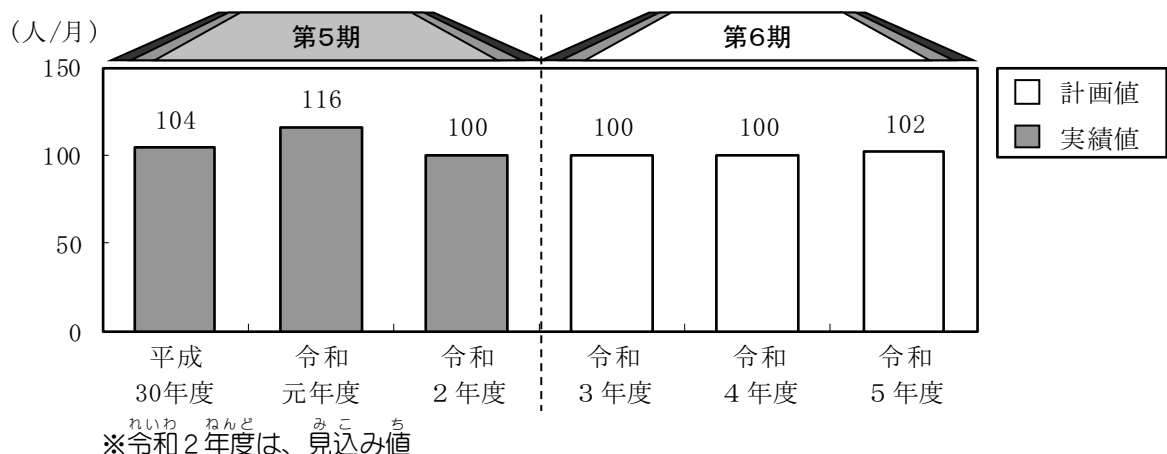
障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【見込み量の算出根拠】

各年度実績の平均値で見込みました。

※R5には精神障害者の地域移行分を含みます。

【利用者数】



1) 地域移行支援

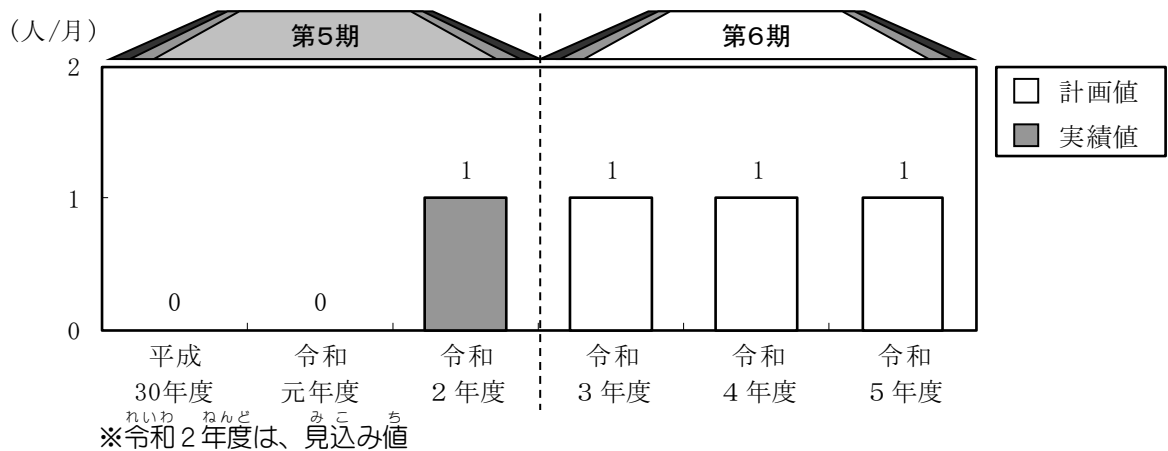
障害者支援施設、精神科病院、保護施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

【見込み量の算出根拠】

国指針に沿った利用者数を見込みました。

R2～R5まで各年度1名ずつの退所を想定しています。

【利用者数】



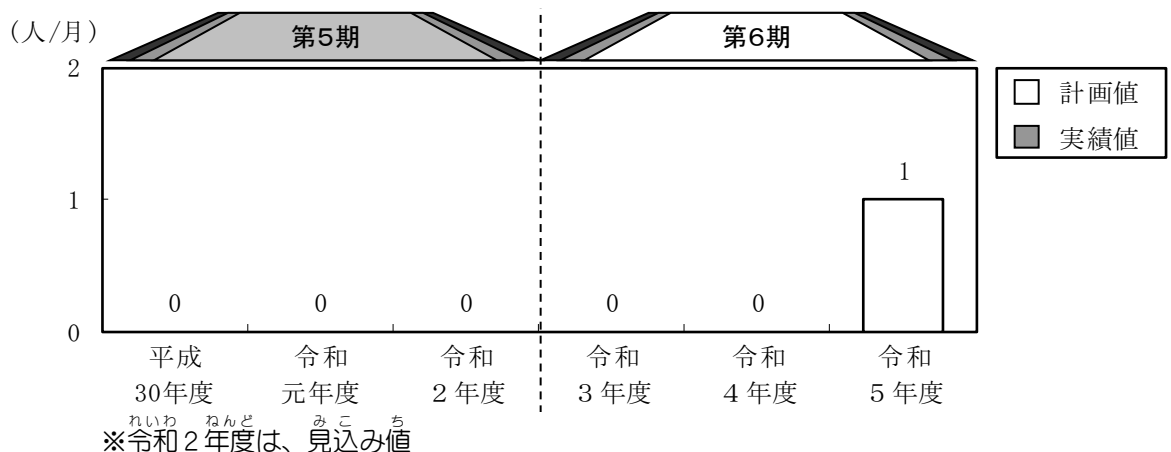
2) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用実績はないが、R5までに1名の利用を見込みました。

【利用者数】



(2) 地域生活支援事業 (市町村事業)

障害者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

① 必須事業

ア) 理解促進研修・啓発事業

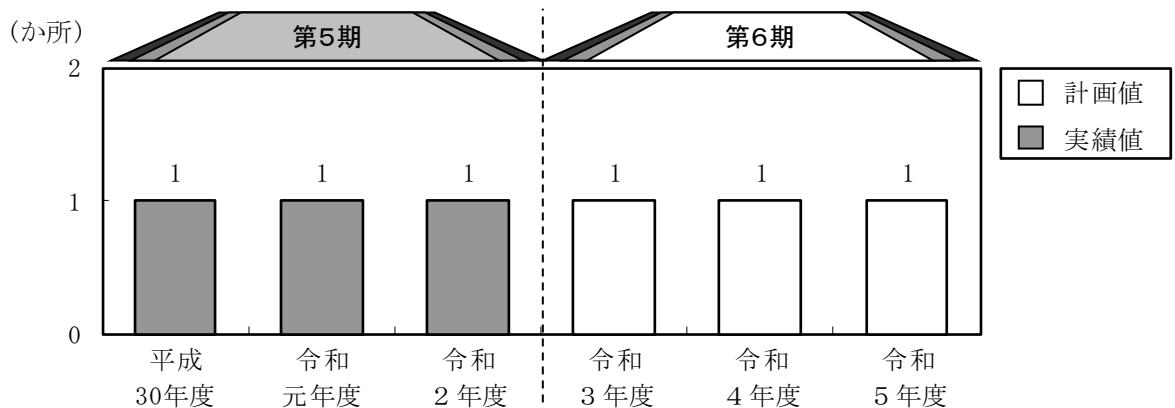
障害者等が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

【実施に関する考え方】

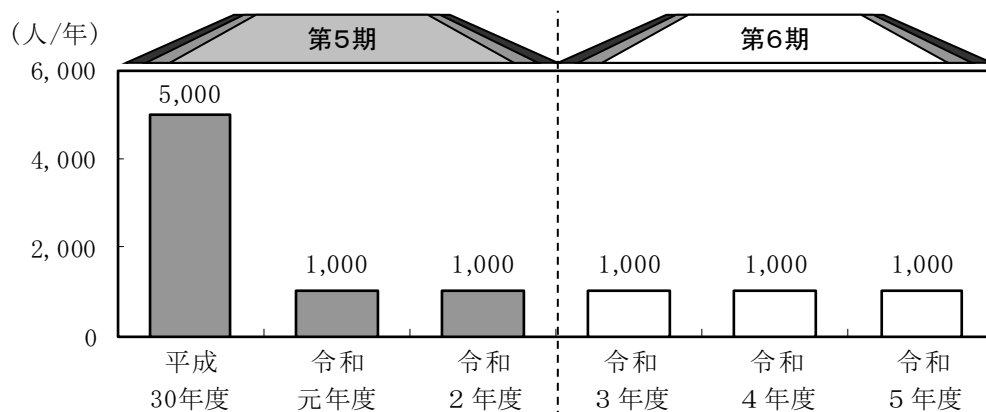
理解啓発用パンフレットを作成し、配布しました。

R1実績値と同数を見込みました。

【実施か所数】



【実利用人数】



※令和2年度は、見込み値

1) 自発的活動支援事業

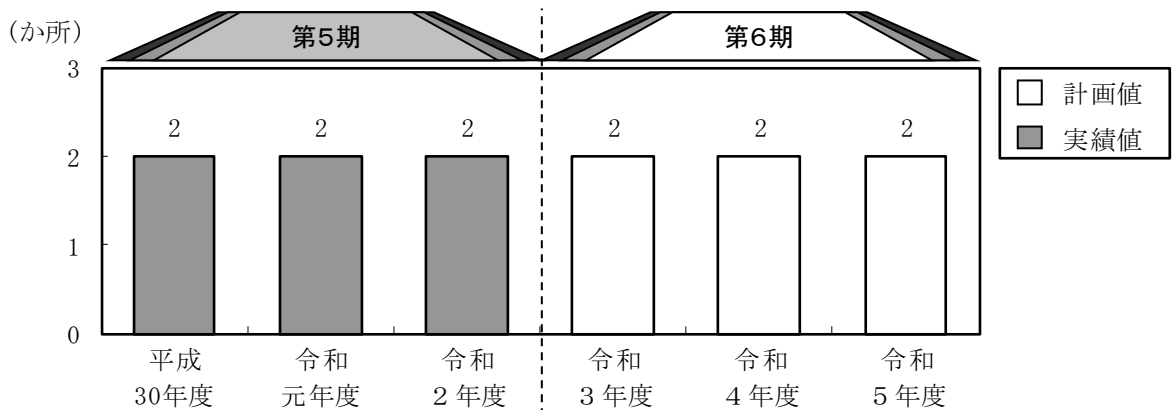
障害者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【実施に関する考え方】

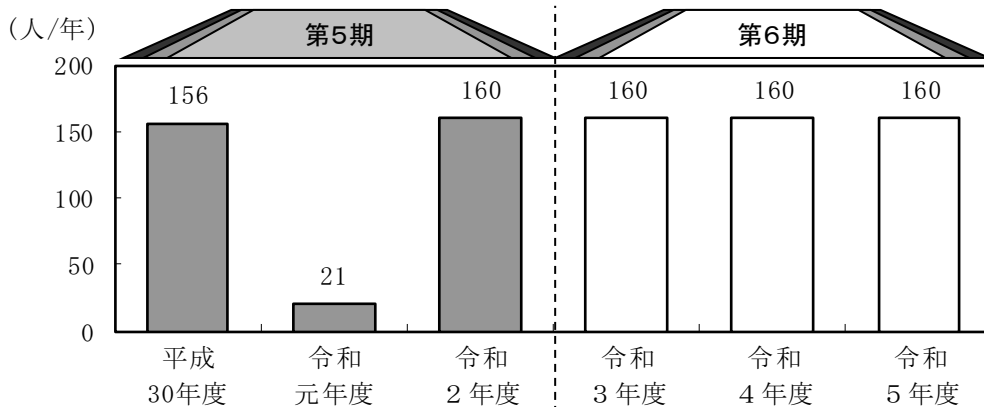
自助組織(2か所)に自主事業実施を委託しました。

R1はコロナの影響で中止があったため、H29とH30の平均で見込みました。

【実施か所数】



【実利用人数】



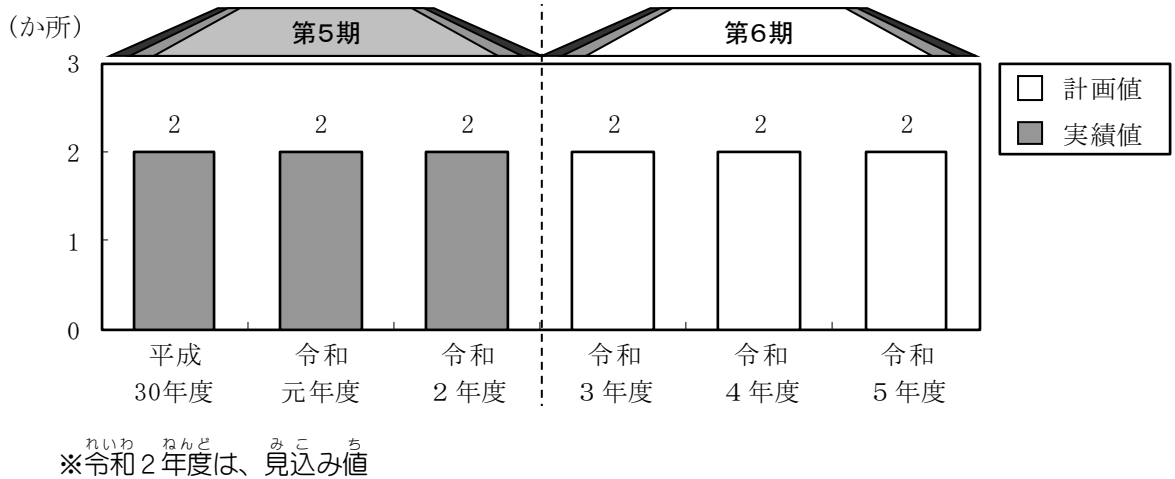
※令和2年度は、見込み値

ろ) 相談支援事業

ろ)1-1 障害者相談支援事業

障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

【実施か所数】



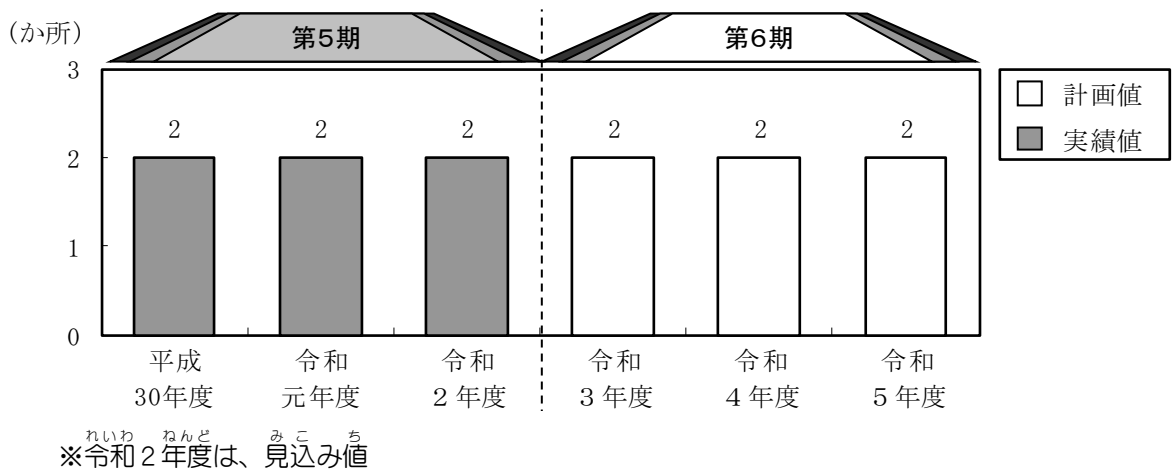
ろ)1-2 基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

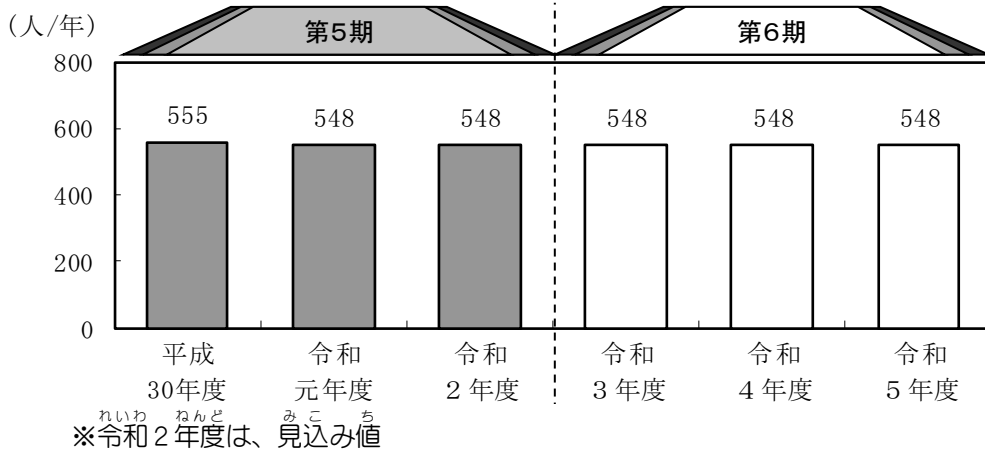
【実施に関する考え方】

R1 実績値と同数を見込みました。

【実施か所数】



【実利用人数】



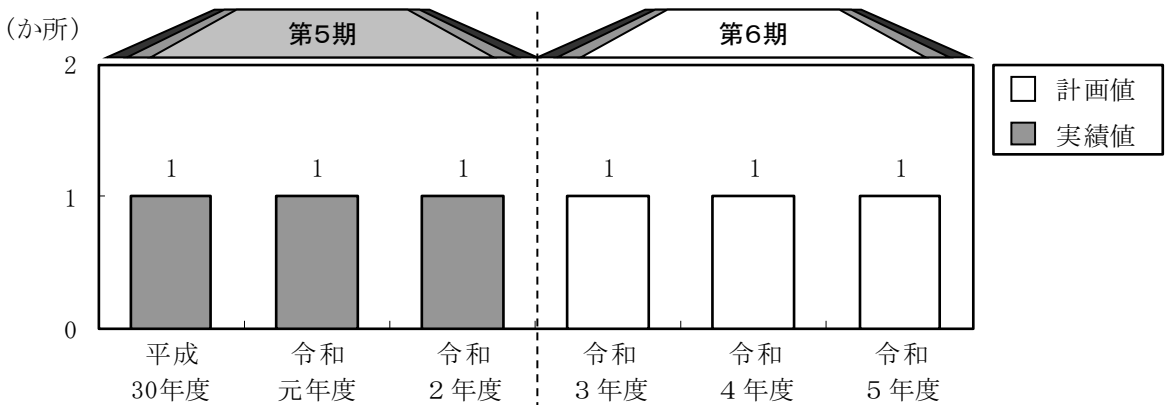
ウ)1-3住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

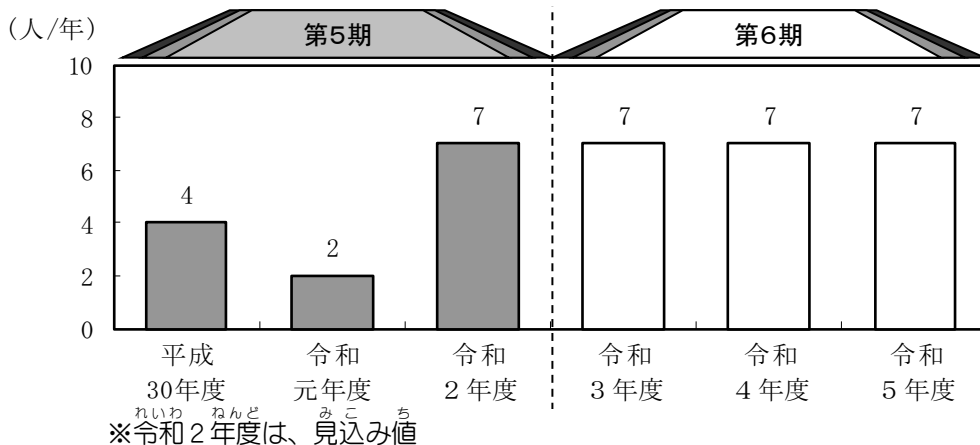
【実施に関する考え方】

各年度の平均値で見込みました。

【実施か所数】



【実利用人数】



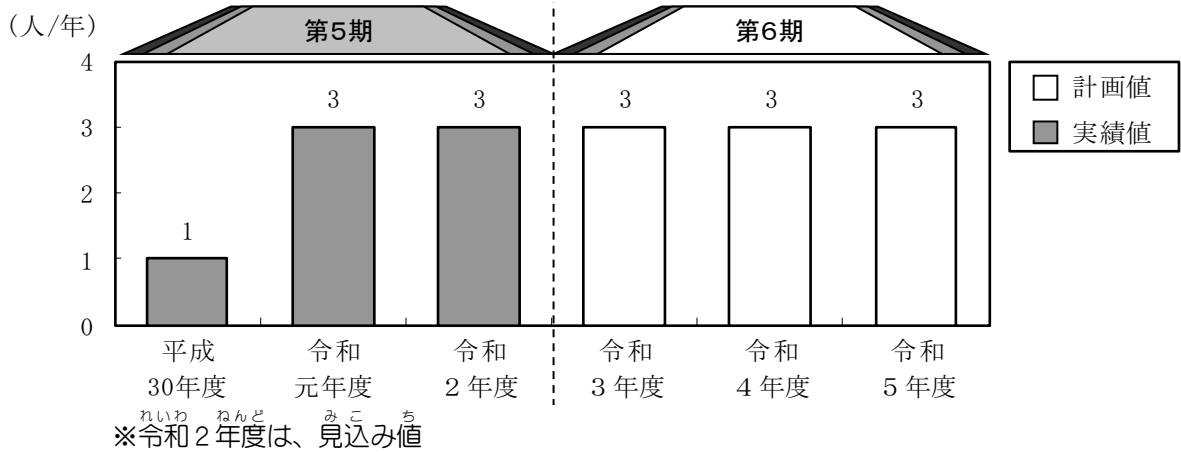
I) 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。

【実施に関する考え方】

R 1 実績値と同数を見込みました。

【実利用人数】



II) 成年後見制度法人後見支援事業

市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。

【実施に関する考え方】

利用実績はありません。

加)意思疎通支援事業

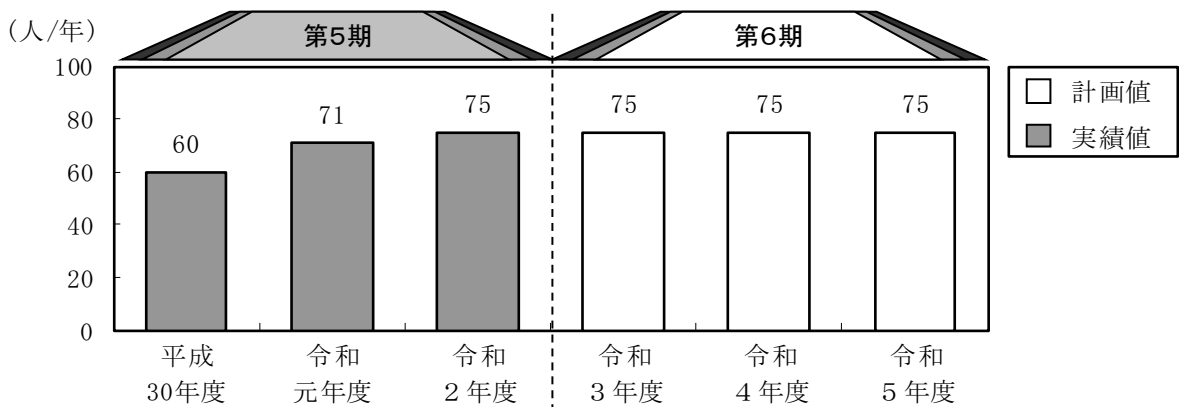
加)-1手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、音声・言語機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

【実施に関する考え方】

R 2 見込みと同数を見込みました。

【実利用人数】



※令和2年度は、見込み値

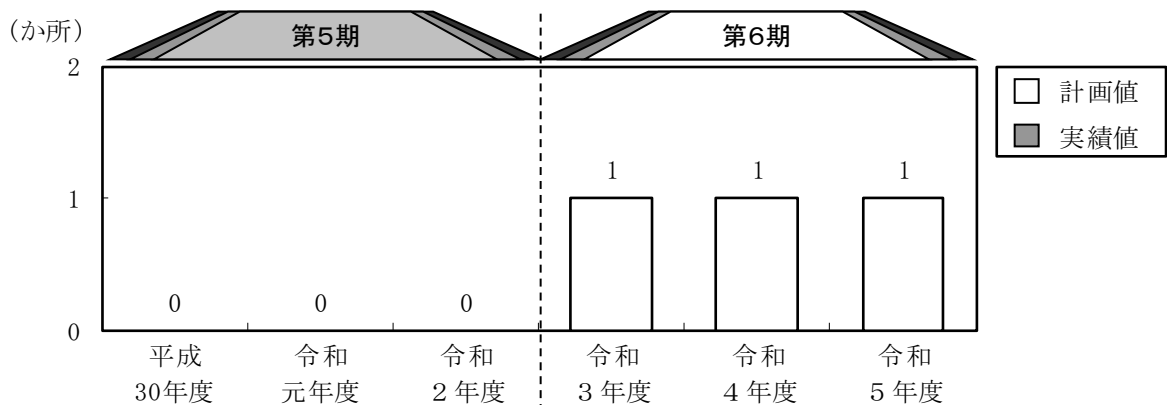
加)-2手話通訳者設置事業

手話通訳を行う者を市役所等に配置する事業です。

【実施に関する考え方】

1名確保に向け募集を行っています。

【実施か所数】



※令和2年度は、見込み値

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
㊦) 日常生活用具給付等事業

じゅうどしょうがいしゃとう たい じりつせいかつしえんようぐとうにちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ
 重度障害者等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与
 おこな
 を行います。

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう ようぐ しゆるい い か ぶんるい
 日常生活用具給付等事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

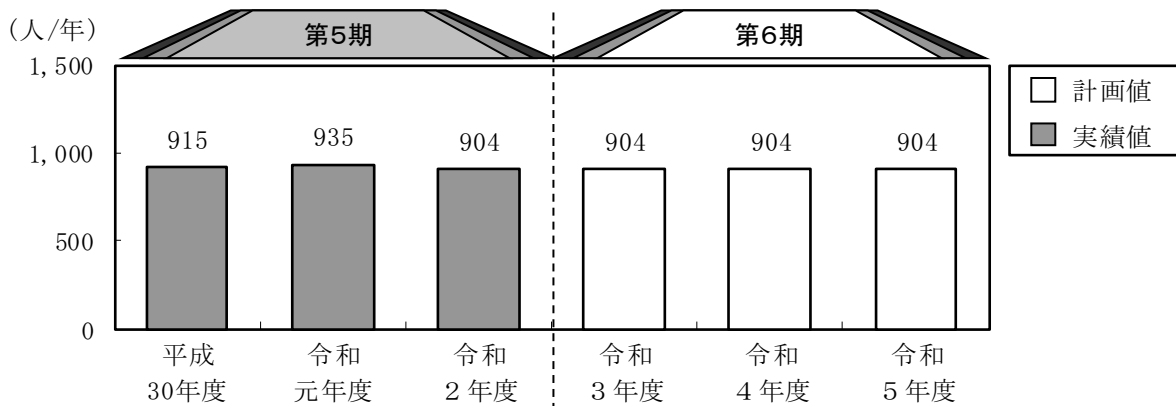
しゆ ちるい 種 類	ない よう 内 容
① かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	とくしゆしんだい とくしゆ たいいへんかんきとう 特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
② じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	にゅうよくほじょようぐ ちょうかくしょうがいしゃようおくないしんごうそうちとう 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③ ざいたくりようようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	でんきしき きゅういんき もうじんようたいおんけいとう 電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④ じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	てんじき じんこうこうとうとう 点字器、人工喉頭等
⑤ はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	ようそうぐ かみ とう ストマ用装具、紙おむつ等
⑥ きょじゅうせいかつどうさほじょようぐ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	せつち しょうきぼ じゅうたくかいしゅう とちな ようぐ 設置に小規模な住宅改修を伴う用具

じっし かん かんが かた
【実施に関する考え方】

ねんど ようぐ へいきんち みこ
 年度によりばらつきがあるため、すべての用具において、平均値で見込みま
 した。

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
㊦) 日常生活用具給付等事業

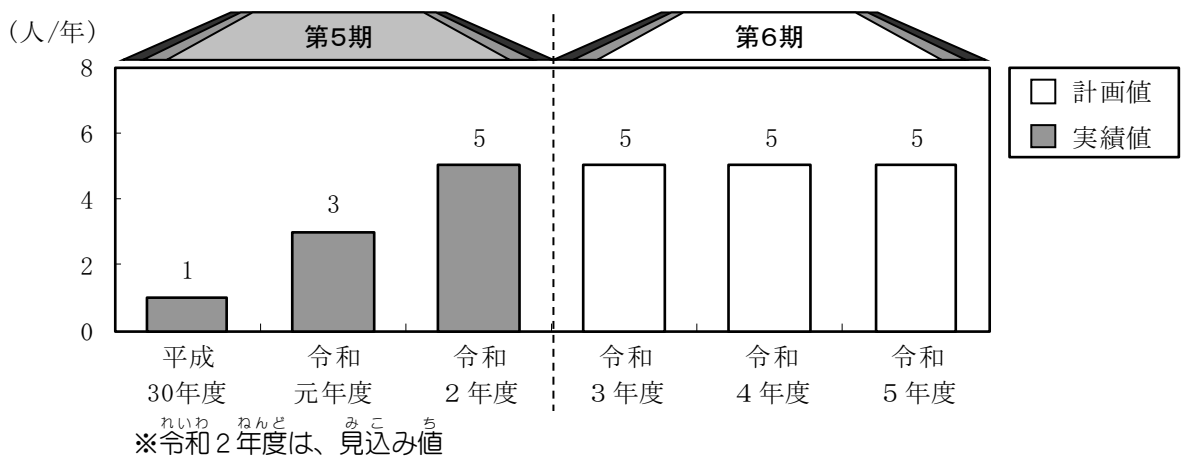
【実利用人数】



れいお ねんど みこ ち
 ※令和2年度は、見込み値

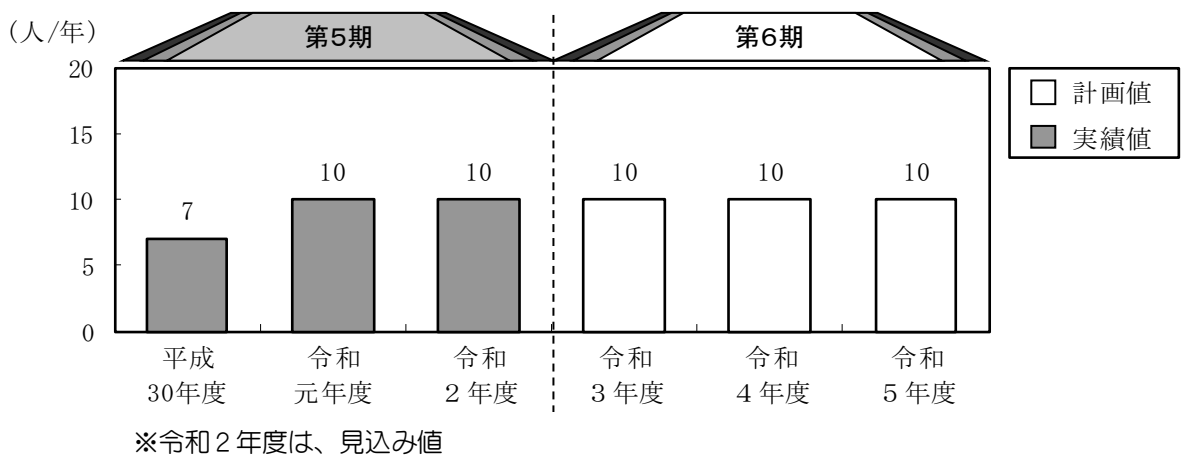
かいご くんれんしえんようぐ
 ㊦-1介護・訓練支援用具

【実利用人数】



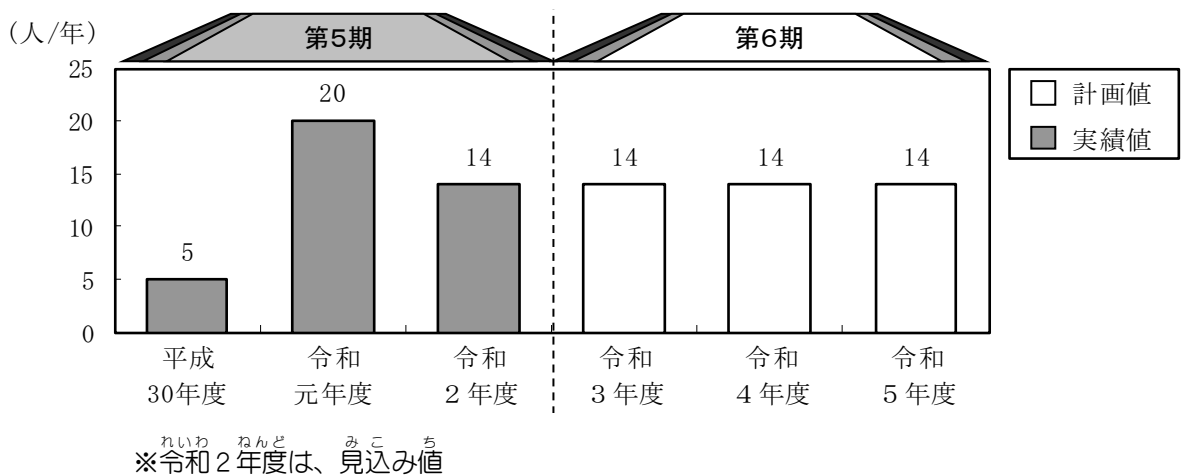
じりつせいかつしえんようぐ
 ㊦-2自立生活支援用具

【実利用人数】



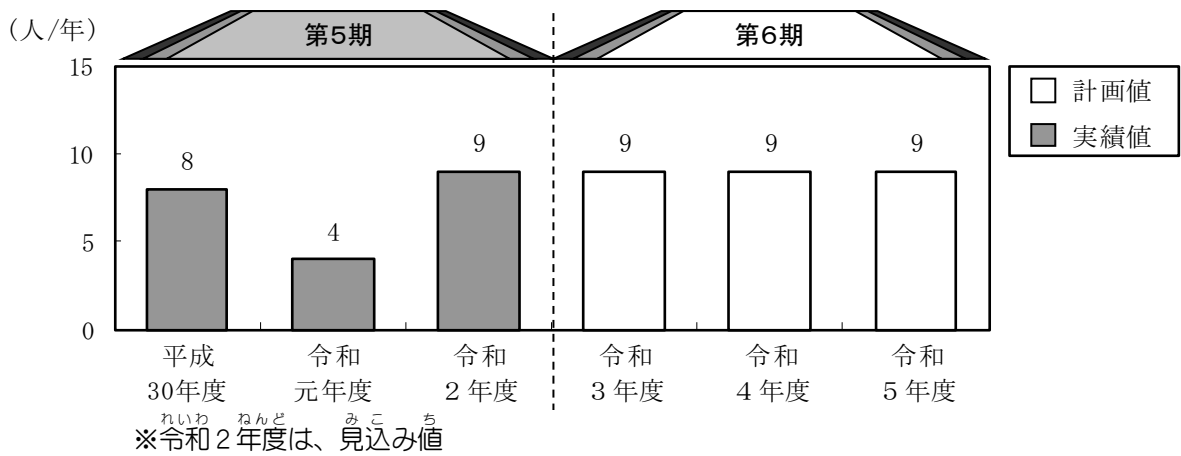
ざいたくりようようとうしえんようぐ
 ㊦-3在宅療養等支援用具

【実利用人数】



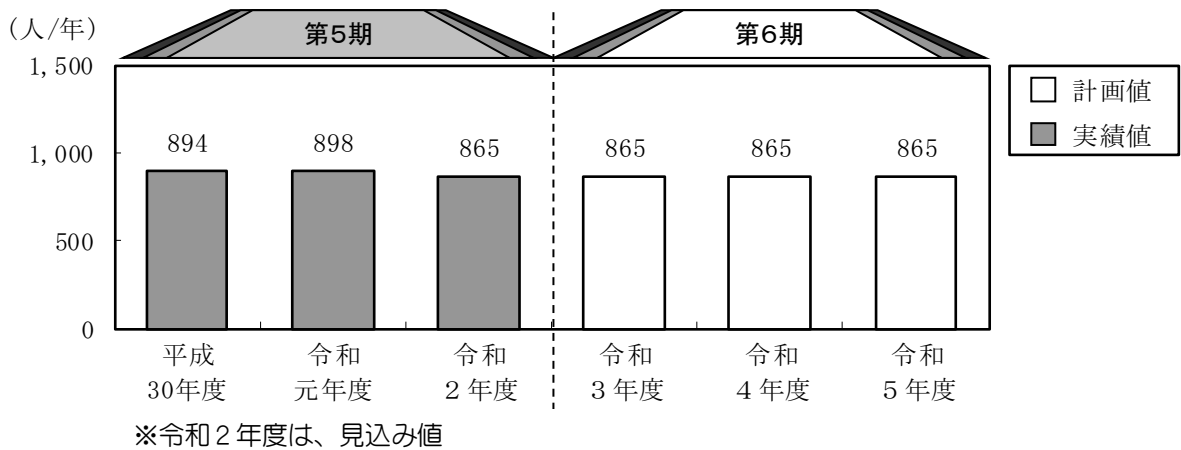
じょうほう いしそつうしえんようぐ
 ㊦-4情報・意思疎通支援用具

【実利用人数】



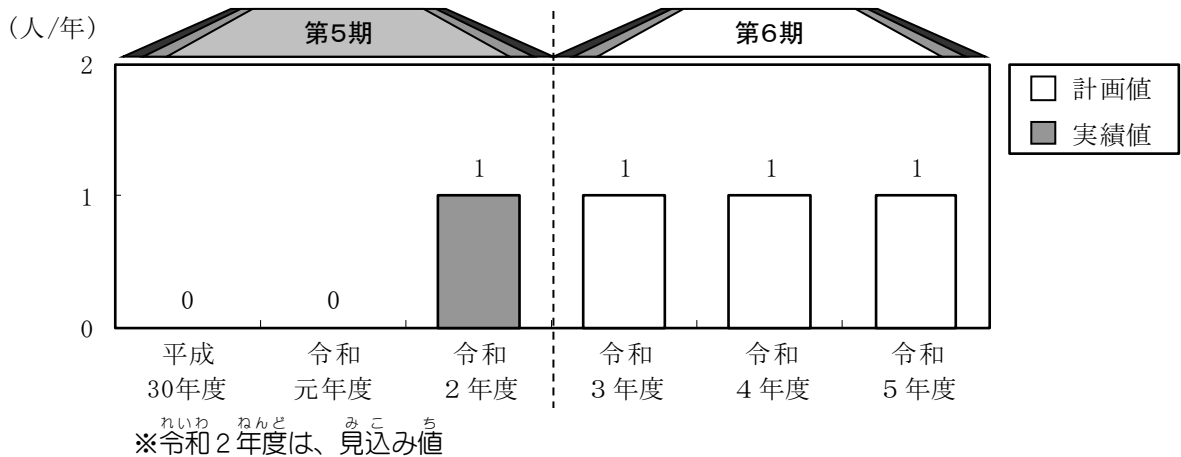
はいせつかんりしえんようぐ
 ㊦-5排泄管理支援用具

【実利用人数】



きょじゅうせいかつどうさほじょようぐ じゅうたくかいしゅうひ
 ㊦-6居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【実利用人数】



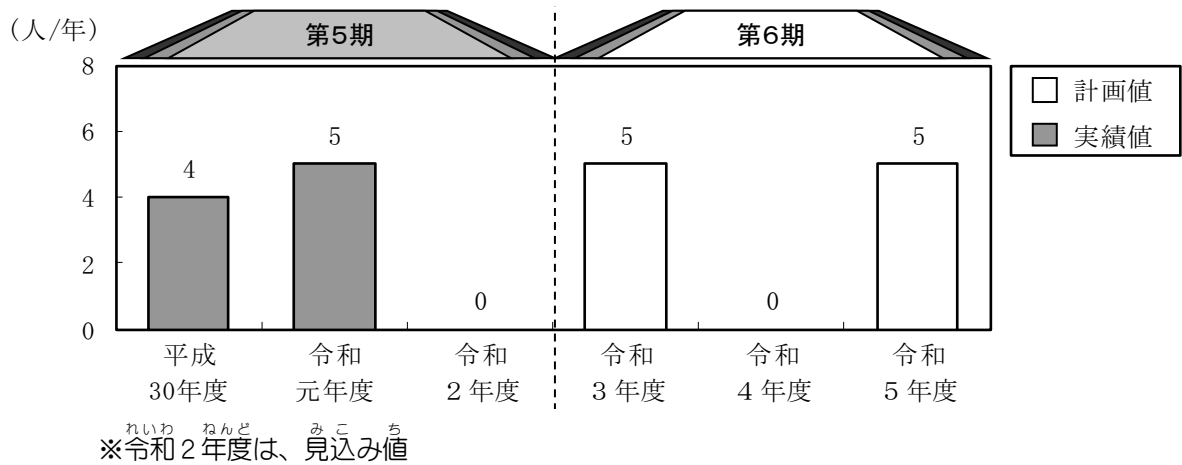
ク) 手話奉仕員養成研修事業

手話で意思疎通支援を行う者を養成します。

【実施に関する考え方】

養成期間2年のため、隔年で見込みました。(平均値)

【修了見込み者数】



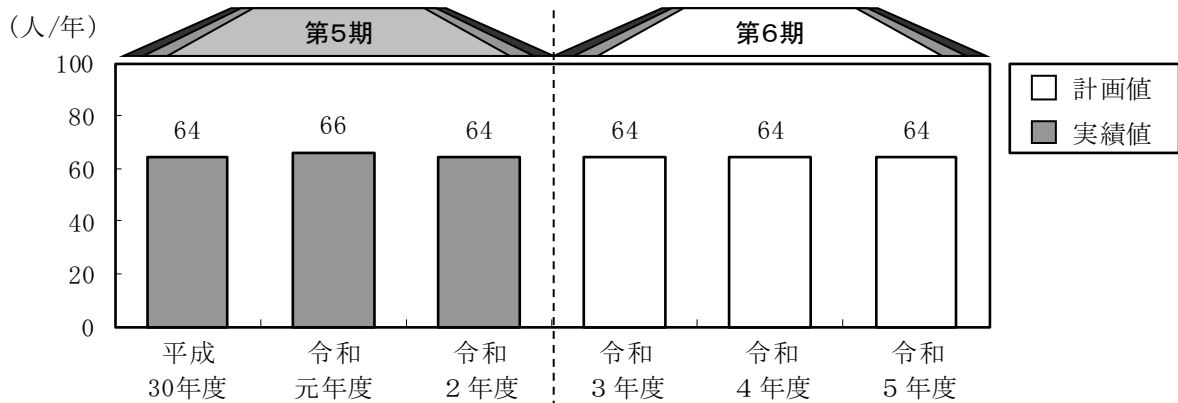
イ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。

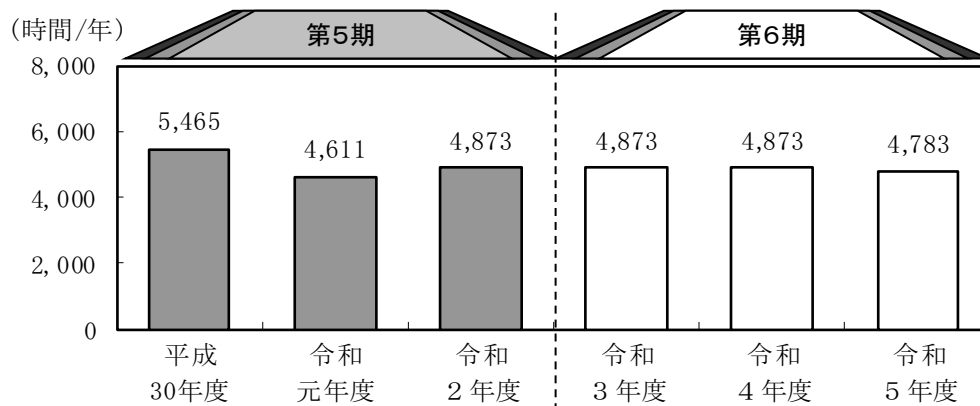
【実施に関する考え方】

各年度の平均値で見込みました。

【実利用人数】



【延利用時間】



※令和2年度は、見込み値

1) 地域活動支援センター

障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

地域活動支援センターには基礎的事業とⅠ型からⅢ型の機能強化事業があります。

【基礎的事業】
創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。

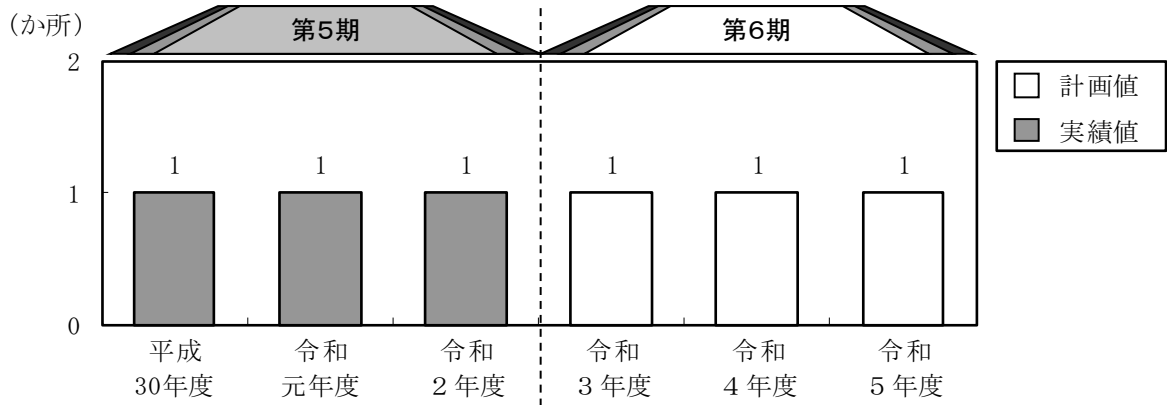
+

<p>【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。</p>
<p>〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p>
<p>〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>
<p>〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。</p>

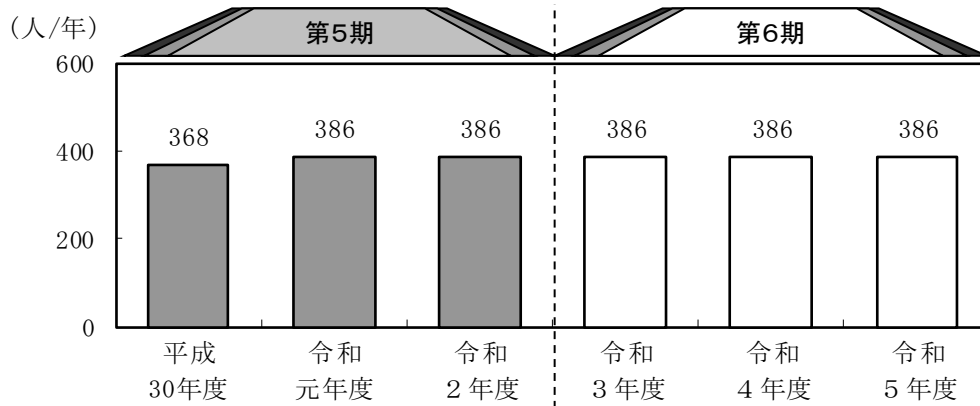
【実施に関する考え方】

R1実績(最高値)と同数を見込みました。

【実施か所数】



【実利用人数】



※令和2年度は、見込み値

だい しょう
第4章

しょうがいじふくしけいかく
障害児福祉計画

1. 成果目標 せいこもくひょう
2. 第2期のサービス別見込量 だい き サービス べつみこみりょう



れいわがんねんど 令和元年度「エイブル・アートとみぐすく」 出展作品 しゅってんさくひん

第4章 障害児福祉計画

1. 成果目標

(1) 障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

<第2期障害児福祉計画に係る見込み量等調査>

事 項	令和元年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量 (人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	26	26	39	39
認定こども園	49	49	49	49
放課後児童健全育成事業	24	30	30	30
幼稚園（認定こども園 に移行したため、なし）	0	0	0	0

医療的ケア児の人数（令和2年4月1日現在）

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
0	5	3	8

(2) 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センター の設置	単独設置	令和5年	国指針：各市町村に少なくとも一 か所以上設置することを基本と する。なお、市町村単独での設置 が困難な場合には、圏域での設置 であっても差し支えない。

■ 具体的な方法

児童発達支援センターの機能を備えている法人事業所等への委託を検討します。

② 保育所等訪問支援の充実

	こうちくじき 構築時期	びこう 備考
ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援を利 用できる体制の構築	じっしず 実施済み	くにししん すべ しちようそん ほいくしょとう 国指針：全ての市町村において、保育所等 ほうもんしえん りよう たいせい こうちく 訪問支援を利用できる体制を構築するこ とを基本とする。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	かくほほうほう 確保方法	かくほじき 確保時期	びこう 備考
しゅ じゅうしょうしんしんしょうがい 主に重症心身障害 じ しえん じどうはっ 児を支援する児童発 たつしえん じぎょうしょおよ ほう 達支援事業所及び放 かごとう 課後等デイサービス じぎょうしょ かくほ 事業所の確保	たんどくかくほ 単独確保	かくほずみ 確保済	くにししん かくしちようそん す いっ 国指針：各市町村に少なくとも一 しよいじょうかくほ きほん か所以上確保することを基本と する。なお、しちようそんたんどく かくほ 市町村単独での確保 こんなん ばあい けんいき かくほ が困難な場合には、圏域での確保 であつてもさしつか えられない。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期*	備考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	令和5年	国指針：各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

*国指針においては、令和5年度末までに確保することとされている

■ 設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	自立支援協議会に部会を設置

	配置時期及び人数			備考
	令和3年	令和4年	令和5年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	1	1	自立支援協議会(部会)のメンバーをコーディネーターとして配置予定(養成講座受講済)

2. 第2期のサービス別見込量

(1) 障害児通所支援

ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

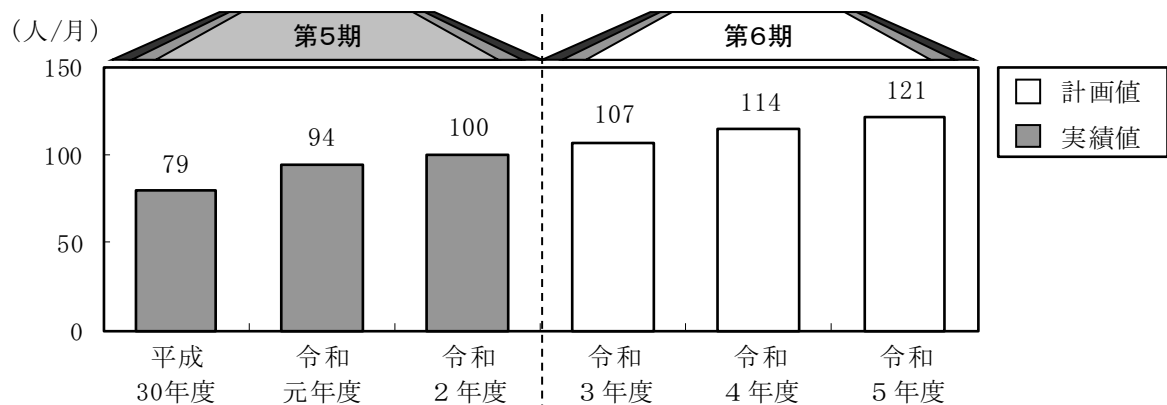
【見込み量の算出根拠】

H29～R1までの伸び率平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

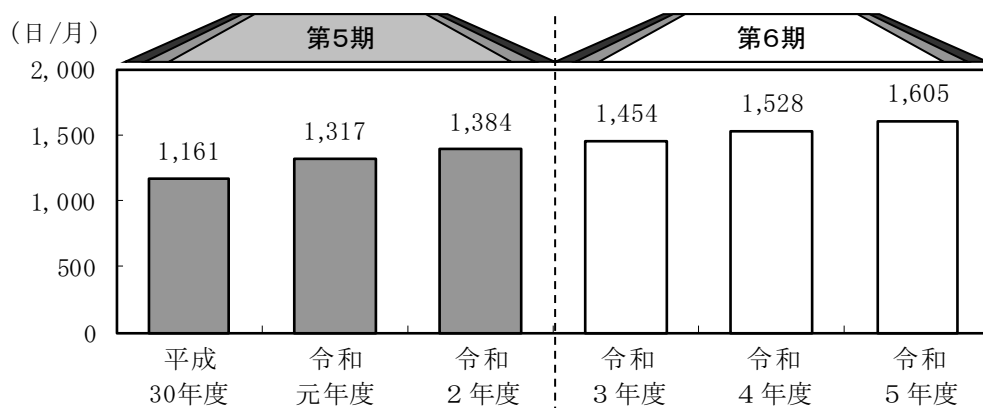
利用者数… H29⇒H30 : 0.951、 H30⇒R1 : 1.189 平均 : 1.070

利用量… H29⇒H30 : 0.968、 H30⇒R1 : 1.134 平均 : 1.051

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

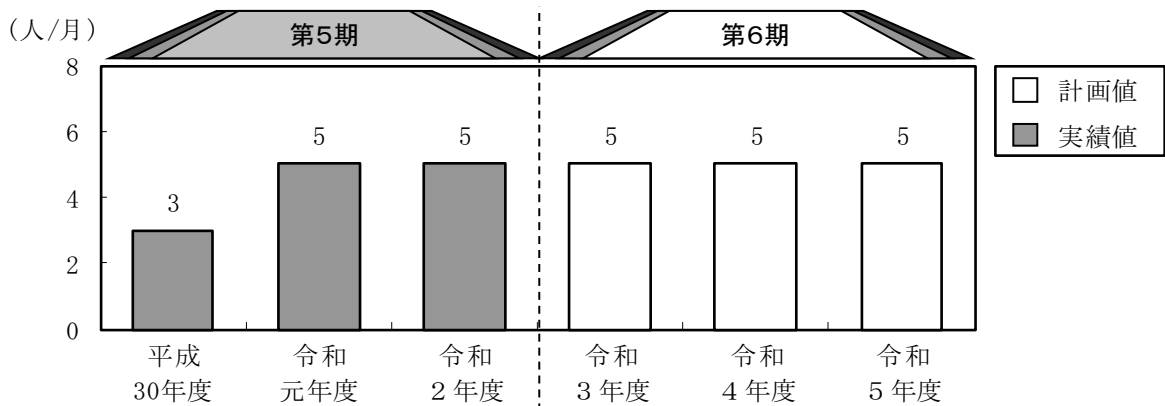
1) 医療型児童発達支援

肢体不自由児について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に
 通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

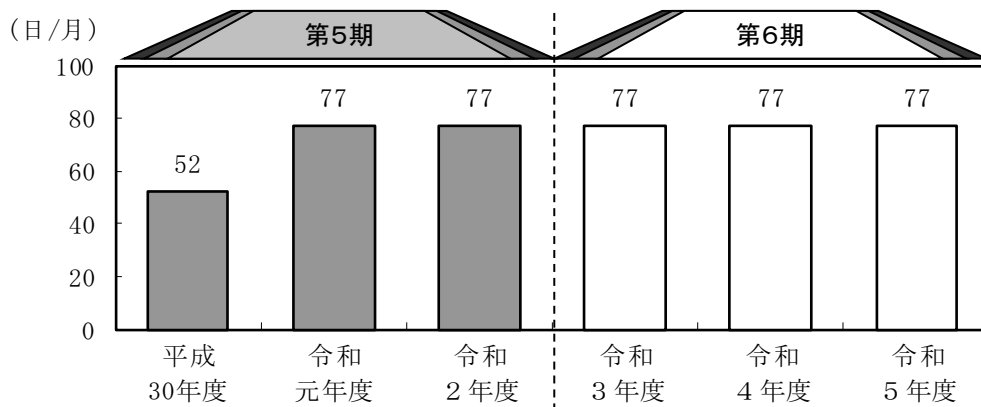
【見込み量の算出根拠】

利用者数に変化はないものの、利用量は増え続けている状況を鑑み、R
 1実績値と同数を見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

ウ) 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

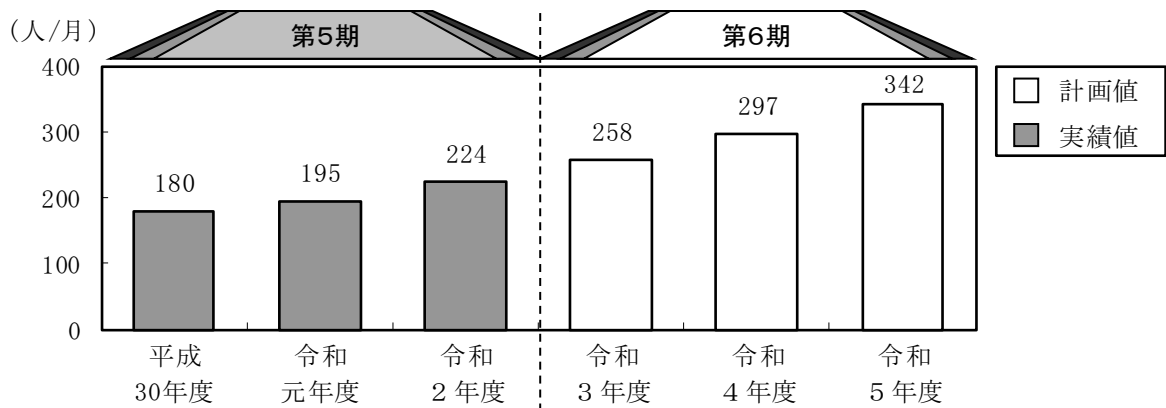
【見込み量の算出根拠】

H29～R1までの伸び率平均を乗じてR2以降の数値を見込みました。

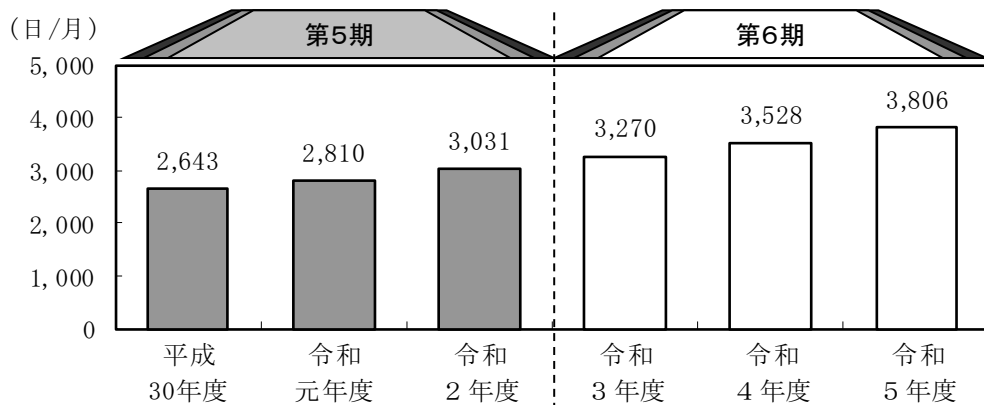
利用者数… H29⇒H30 : 1.224、H30⇒R1 : 1.083 平均 : 1.153

利用量… H29⇒H30 : 1.095、H30⇒R1 : 1.063 平均 : 1.079

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

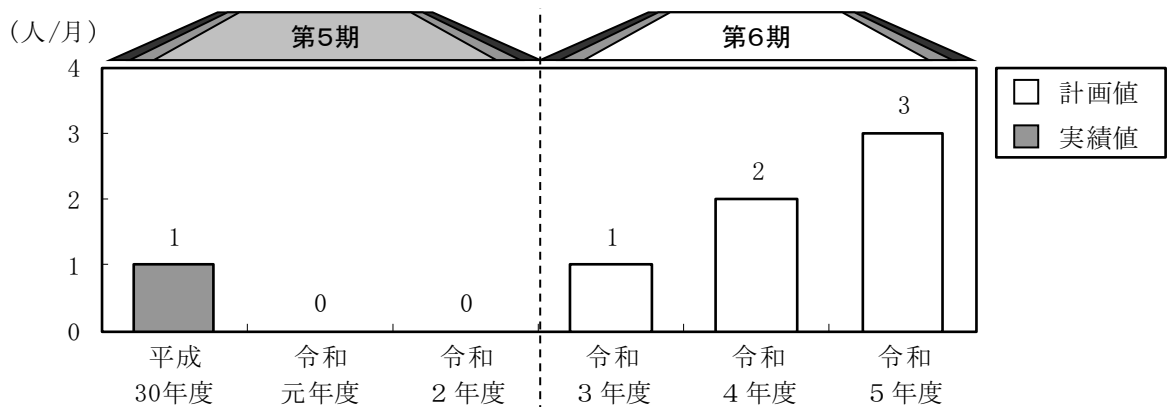
I) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

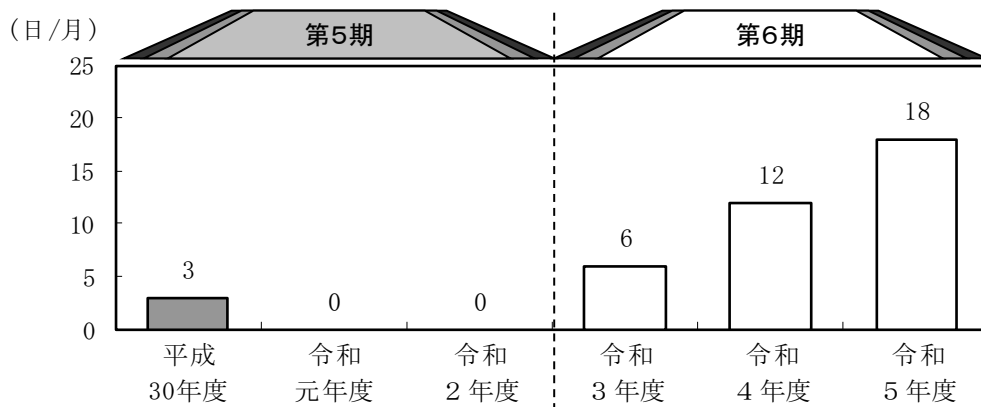
【見込み量の算出根拠】

R2において利用実績はありませんが、今後年度ごとに1名ずつの増(利用量はH30の2倍・6日)で見込みました。

【利用者数】



【利用量】



※令和2年度は、見込み値

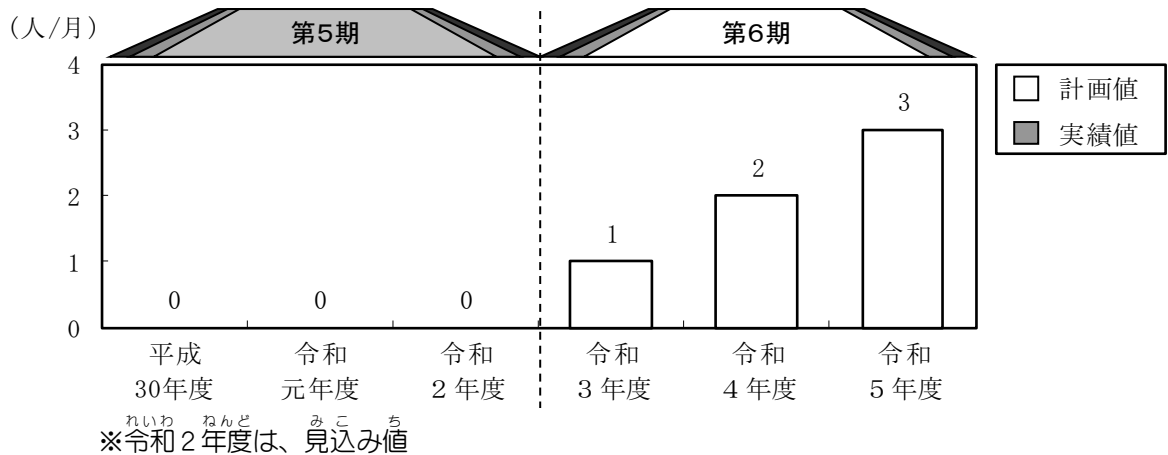
キヤクホウモンカチドウハツタツシエン カ) 居宅訪問型児童発達支援

キヤクホウモンカチドウハツタツシエン、ヘイセイ 30 ねんどからソウセツされたサービスです。ジュウドのしょうがいとうによりガイシュツコナンしょうがいじたくほうもんハツタツシエンオコナ

ミコリョウサンシユツコンキョ 【見込み量の算出根拠】

リョウジツセキはありますが、コンゴネんどごとにメイゾウミコ

【利用者数】



しょうがいじそウダンシエン カ) 障害児相談支援

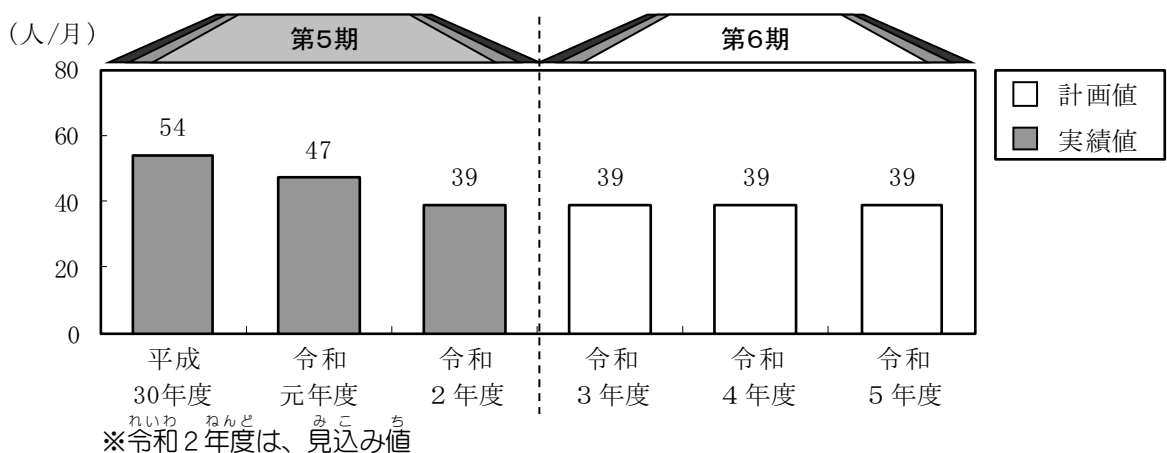
しょうがいじつうしよしエンシンセイカカシキユウケツテイマエしょうがいじしエンリョウケイカクアンサクセイ
支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、しょうがいじ

しキユウケツテイ
支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

ミコリョウサンシユツコンキョ 【見込み量の算出根拠】

H29～H31(R1)実績の平均値で見込みました。

【利用者数】



だい しょう
第5章

けいかく すいしん
計画の推進について

1. けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制
2. けいかく しんちよくかんり
計画の進捗管理



れいわがんねんど 令和元年度「エイブル・アートとみぐすく」 出展作品 しゅってんさくひん

第5章 計画の推進について

本計画を着実に推進するためには、豊見城市のみならず、関係機関・団体との連携が必要で、また、本計画に掲げている各施策・目標等の進捗状況をチェックし、取り組みの点検・評価を行うことも必要です。本市では、このような計画の推進について、以下のように取り組んでいきます。

1. 計画の推進体制

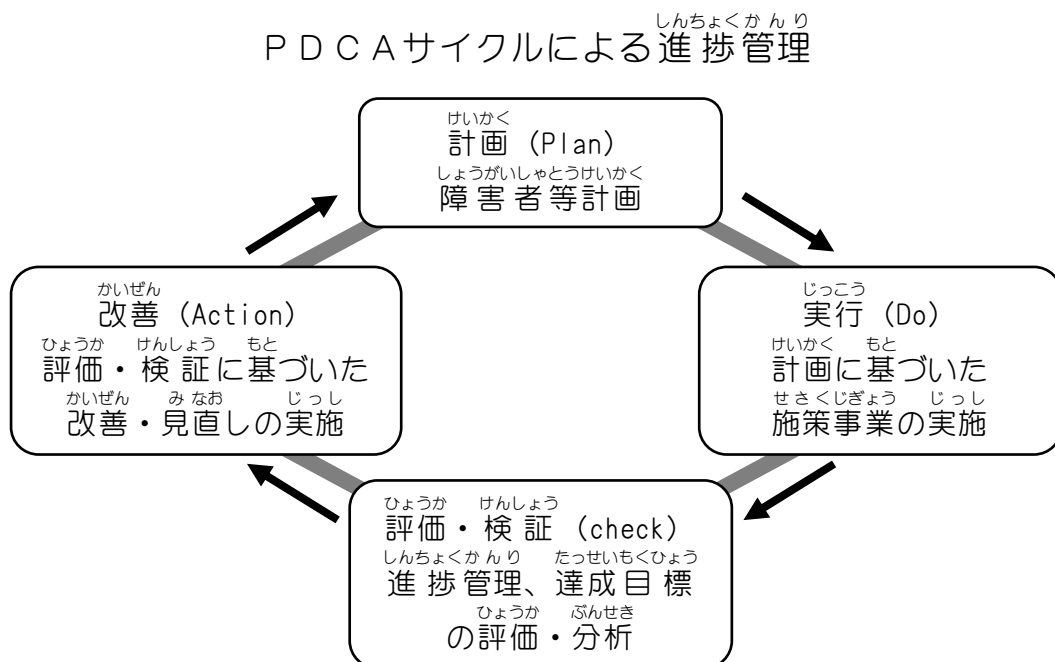
本計画は、豊見城市の障害者施策の基本計画であり、計画には、情報提供、相談支援、サービス提供、地域生活支援、保健・医療、教育、就労支援、社会活動、安全・安心、差別解消・権利擁護といった、様々な分野が含まれています。

このため、福祉健康部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、地域、障害当事者とその家族等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2. 計画の進捗管理

本計画の実進状況や取り組みの達成状況を点検・評価するため、毎年度、計画の進捗管理を行います。また、必要に応じて点検・評価内容を施策推進協議会で協議し、市の実情に合わせて計画の見直しを行います。

進捗管理については、P D C Aサイクルに基づく評価及び検証の手法を用い、実効性のある進捗管理を行います。



資料編

1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて
2. 国の第4次障害者基本計画の概要（施策体系）
3. 障害者の状況
4. 障害福祉サービス等の利用状況
5. アンケート調査結果から見る現状と課題
6. 前計画の施策の推進状況
7. 計画策定の経緯
8. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿
9. 豊見城市障害者施策推進協議会規則
10. 障害者施策推進協議会への諮問文
11. 障害者施策推進協議会からの答申文

1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

※ は新しく盛り込まれた内容

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活の維持及び継続の推進 ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・ 発達障害者等支援の一層の充実 ・ 相談支援体制の充実・強化等 ☆ ・ 障害福祉サービス等の質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設から一般就労への移行 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ・ 障害者の社会参加を支える取組 ☆ ・ 障害福祉人材の確保 |
|--|--|

3. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ・ 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
 - ・ 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減

- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）(新) ☆
 - ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
 - ・ 退院率：3か月後69%、6か月後86%、1年後92%（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 ☆

- ④福祉施設から一般就労への移行
- ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍 (新) ☆
 - ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用 (新) ☆
 - ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上 (新) ☆

- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
 - ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保 (新) ☆
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
 - ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置 (一部新) ☆

- ⑥相談支援体制の充実・強化【新たな項目】 ☆
- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

- ⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 ☆
- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

2. 国の第4次障害者基本計画の概要（施策体系）

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

3. 障害者の状況

(1) 障害者(児)数の推移

本市の障害者(児)数(令和元年度末現在)は、総数で 3,687 人となっています。

そのうち身体障害者が 2,324 人で全体の 63.0%、知的障害者が 664 人で 18.0%、精神障害者が 699 人で 19.0%となっています。

市の総人口に占める割合は、身体障害者が 3.6%、知的障害者が 1.0%、精神障害者が 1.1%となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移についてみると、全体で 733 人の増(24.8%の増)で、障害別では身体障害者が 345 人の増(17.4%の増)、知的障害者が 161 人の増(32.0%の増)、精神障害者が 227 人の増(48.1%の増)となっており、いずれも高い伸び率となっています。これは、市の総人口の伸び率 4.8%に比べても高い伸び率となっています。

障害者(児)数の推移 (障害者手帳所持者数)

単位：人、%

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	H26年-R1年 伸び率
身体障害者	人	1,979	2,033	2,122	2,235	2,230	2,324	345
	%	67.0	65.8	65.0	65.8	63.6	63.0	17.4
知的障害者	人	503	532	572	600	626	664	161
	%	17.0	17.2	17.5	17.7	17.9	18.0	32.0
精神障害者	人	472	527	571	564	651	699	227
	%	16.0	17.0	17.5	16.6	18.6	19.0	48.1
合計	人	2,954	3,092	3,265	3,399	3,507	3,687	733
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24.8
豊見城市人口	人	61,609	62,238	62,779	63,695	64,163	64,561	2,952
	%	—	—	—	—	—	—	4.8
人口に占める割合	身体障害者	3.2	3.3	3.4	3.5	3.5	3.6	11.7
	知的障害者	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	5.5
	精神障害者	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	7.7
	障害者総数	4.8	5.0	5.2	5.3	5.5	5.7	24.8

(2) 年齢別障害者(児)数の推移

年齢別障害者(児)数(令和元年度末現在)は、総数で見ると18歳未満が320人で全体の8.7%、18歳以上が3,367人の91.3%を示し、9割以上が18歳以上となっています。

平成26年度から令和元年度の推移についてみると、総数では18歳未満が83人の増(35.0%の増)、18歳以上が650人の増(23.9%の増)となっており、いずれも高い伸び率を示しています。中でも精神障害者は18歳未満、18歳以上、共に高い伸び率となっています。

年齢別障害者(児)数の推移

単位：人、%

			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	H26年-R1年 伸び率
身体 障害者	18歳以上	人	1,917	1,975	2,066	2,179	2,166	2,259	342
		%	96.9	97.1	97.4	97.5	97.1	97.2	17.8
	18歳未満	人	62	58	56	56	64	65	3
		%	3.1	2.9	2.6	2.5	2.9	2.8	4.8
	総数	人	1,979	2,033	2,122	2,235	2,230	2,324	345
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	17.4
知的 障害者	18歳以上	人	343	357	385	403	420	448	105
		%	68.2	67.1	67.3	67.2	67.1	67.5	30.6
	18歳未満	人	160	175	187	197	206	216	56
		%	31.8	32.9	32.7	32.8	32.9	32.5	35.0
	総数	人	503	532	572	600	626	664	161
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	32.0
精神 障害者	18歳以上	人	457	509	549	538	617	660	203
		%	96.8	96.6	96.1	95.4	94.8	94.4	44.4
	18歳未満	人	15	18	22	26	34	39	24
		%	3.2	3.4	3.9	4.6	5.2	5.6	160.0
	総数	人	472	527	571	564	651	699	227
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	48.1
合計	18歳以上	人	2,717	2,841	3,000	3,120	3,203	3,367	650
		%	92.0	91.9	91.9	91.8	91.3	91.3	23.9
	18歳未満	人	237	251	265	279	304	320	83
		%	8.0	8.1	8.1	8.2	8.7	8.7	35.0
	総数	人	2,954	3,092	3,265	3,399	3,507	3,687	733
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24.8

(3) 身体障害者(児)数の等級別推移

身体障害者(児)の等級別数(令和元年度末現在)は、1級が最も多く 926 人で 39.8%を占めています。次いで、4級の 18.7%(434 人)、2級の 17.3%(402 人)、3級の 15.1%(351 人)と続いています。

平成 26 年度から令和元年度の推移については、1級の 191 人の増(26.0%増)が最も高く、次いで、6級の 24.7%増、5級の 23.5%増などが高い伸び率を示しています。

身体障害者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	H26年-R1年 伸び率
		1 級	人	735	760	820	849	871
	%	37.1	37.4	38.6	38.0	39.1	39.8	26.0
2 級	人	376	375	378	392	385	402	26
	%	19.0	18.4	17.8	17.5	17.3	17.3	6.9
3 級	人	332	335	331	351	351	351	19
	%	16.8	16.5	15.6	15.7	15.7	15.1	5.7
4 級	人	366	385	401	437	414	434	68
	%	18.5	18.9	18.9	19.6	18.6	18.7	18.6
5 級	人	81	88	96	97	99	100	19
	%	4.1	4.3	4.5	4.3	4.4	4.3	23.5
6 級	人	89	90	96	109	110	111	22
	%	4.5	4.4	4.5	4.9	4.9	4.8	24.7
合計	人	1,979	2,033	2,122	2,235	2,230	2,324	345
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	17.4

(4) 知的障害者(児)数の等級別推移

知的障害者(児)の等級別数(令和元年度末現在)は、B 2(軽度)が最も多く 283 人で 42.6%を占めています。次いで、B 1(中度)の 25.9%(172 人)、A 2(重度)の 22.3%(148 人)、A 1(最重度)の 9.2%(61 人)と続いています。

平成 26 年度から令和元年度の推移については、全体では 161 人の増加で伸び率は 32.0%となっています。

また、すべての等級で増加しており、B 2(軽度)は 45.1%と高い伸び率を示しています。

知的障害者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成	平成	平成	平成	平成	令和	H26年-R1年 増加率
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
A 1(最重度)	人	46	47	51	54	58	61	15
	%	9.1	8.8	8.9	9.0	9.3	9.2	32.6
A 2(重度)	人	117	120	121	126	132	148	31
	%	23.3	22.6	21.2	21.0	21.1	22.3	26.5
B 1(中度)	人	145	150	157	163	165	172	27
	%	28.8	28.2	27.4	27.2	26.4	25.9	18.6
B 2(軽度)	人	195	215	243	257	271	283	88
	%	38.8	40.4	42.5	42.8	43.3	42.6	45.1
合計	人	503	532	572	600	626	664	161
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	32.0

(5) 精神障害者(児)数の等級別推移

精神障害者(児)の等級別数(令和元年度末現在)は、2 級が最も多く 356 人で 50.9%を占めています。次いで、1 級の 26.2%(183 人)、3 級の 22.9%(160 人)となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移については、全体では 227 人の増加で伸び率は 48.1%となっています。また、すべての等級で増加しており、特に 3 級は 86.0%増と高い伸び率を示しています。

精神障害者(児)数の等級別推移

単位：人、%

		平成	平成	平成	平成	平成	令和	H26年-R1年 増加率
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 級	人	123	130	140	138	164	183	60
	%	26.1	24.7	24.5	24.5	25.2	26.2	48.8
2 級	人	263	301	319	308	352	356	93
	%	55.7	57.1	55.9	54.6	54.1	50.9	35.4
3 級	人	86	96	112	118	135	160	74
	%	18.2	18.2	19.6	20.9	20.7	22.9	86.0
合計	人	472	527	571	564	651	699	227
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	48.1

4. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス種類別利用状況

障害福祉サービスの種類別利用状況(令和元年度末現在)を見ると、延べ利用者数が 11,139 人となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移は、全体の延べ利用者数が 26.8%(2,354 人)の増加となっています。

障害福祉サービス種類別利用状況(延べ利用者数)

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
サービス合計	7,083	7,535	7,993	8,100	8,130	8,806
訪問系サービス	1,104	1,165	1,315	1,545	1,606	1,855
日中活動系サービス	4,241	4,506	4,815	4,943	4,938	5,270
短期入所	366	499	515	321	324	392
療養介護	192	192	188	180	178	184
居住系サービス	479	479	479	430	389	404
施設入所支援	701	694	681	681	695	701
サービス利用計画作成費	329	434	527	708	920	1,034
療養介護医療費	192	192	192	180	180	181
その他費用	1,181	1,172	1,159	1,130	1,019	1,118
特定障害者特別給付	1,163	1,156	1,132	1,111	1,000	1,099
高額障害福祉サービス費	18	16	27	19	19	19
総合計	8,785	9,333	9,871	10,118	10,249	11,139

(2) 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援の利用状況(令和元年度末現在)を見ると、延べ利用者数が 4,681 人となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移は、全体の延べ利用者数は 114.8%(2,502 人)の増加で 2 倍以上の伸びとなっています。

障害児通所支援利用状況(延べ利用者数)

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害児通所支援利用者数	2,179	2,558	3,162	3,630	4,243	4,681

(3) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況(令和元年度末現在)は、利用者数が 109 人となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移は、全体の利用者数が 45.3%(34 人)の増加となっています。

地域生活支援事業の利用者数

単位：人

サービス種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
移動支援	29	38	49	62	64	66
日中一時支援	46	39	41	43	44	43
合計	75	77	90	105	108	109

地域生活支援事業(主な事業)の利用者数

単位：人

サービス種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談支援	10,190	6,115	8,581	11,724	10,236	9,974
地域活動支援センター	4,307	4,676	6,845	5,084	5,875	5,891
コミュニケーション支援	76	83	76	45	60	71
社会参加促進 (奉仕員養成研修)	1,079	348	903	677	769	440

(4) 自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況

① 疾病別自立支援医療費(更生医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(更生医療)の給付状況(令和元年度末現在)を見ると、受給者数が 395 人となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移は、全体の受給者数が 20.2%(100 人)の減少となっています。

疾病別自立支援医療費(更生医療)給付人数

単位：人

サービス種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	0	0	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0	0	0
平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そし やく機能障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	8	8	2	3	2	1
心臓機能障害	111	107	119	129	53	23
腎臓機能障害	361	361	372	311	313	354
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	4	6	4	5	4	5
免疫機能障害	11	20	18	12	10	12
合計	495	502	515	460	382	395

② 疾病別自立支援医療費(育成医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(育成医療)の給付状況(令和元年度末現在)を見ると、受給者数が 86 人となっています。

平成 27 年度から令和元年度の推移は、全体の受給者数が 48.5%(81 人)の減少となっています。

疾病別自立支援医療費(育成医療)給付人数

単位：人

サービス種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	—	2	2	2	0	4
聴覚障害・ 平衡機能障害	—	6	0	6	4	2
音声・言語・そし やく機能障害	—	29	15	20	25	34
肢体不自由	—	27	36	25	22	23
心臓機能障害	—	44	15	17	11	3
腎臓機能障害	—	1	0	0	0	0
小腸機能障害	—	0	0	0	0	2
肝臓機能障害	—	0	1	0	0	0
その他	—	58	36	52	54	18
免疫機能障害	—	0	0	0	0	0
合計	—	167	105	122	116	86

③疾病別自立支援医療費(精神通院医療)給付決定状況

疾病別自立支援医療費(精神通院医療)の給付状況(令和元年度末現在)を見ると、全体の給付件数は1,646件となっています。障害別では、気分(感情)障害が34.0%、統合失調症25.2%となっています。

平成26年度から令和元年度の推移は、全体の給付件数は42.3%(489件)の増加となっています。

疾病別自立支援医療費給付決定件数

単位：件、%

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
統合失調症	件数	356	392	394	398	347	414	
	構成比	30.8	30.0	29.4	28.6	24.8	25.2	
心因反応	件数	0	1	0	0	0	0	
	構成比	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
気分(感情)障害	件数	402	458	449	477	477	560	
	構成比	34.7	35.0	33.5	34.2	34.1	34.0	
てんかん	件数	121	128	130	132	136	146	
	構成比	10.5	9.8	9.7	9.5	9.7	8.9	
脳器質性精神障害	件数	82	96	108	41	44	149	
	構成比	7.1	7.3	8.1	2.9	3.1	9.1	
その他精神障害	件数	86	91	101	2	2	178	
	構成比	7.4	7.0	7.5	0.1	0.1	10.8	
精神中毒性障害	アルコール中毒	件数	27	35	39	82	119	51
		構成比	2.3	2.7	2.9	5.9	8.5	3.1
	その他の中毒	件数	3	4	2	167	161	3
		構成比	0.3	0.3	0.1	12.0	11.5	0.2
精神遅滞	件数	9	6	5	0	7	9	
	構成比	0.8	0.5	0.4	0.0	0.5	0.5	
発達障害	件数	71	97	104	78	107	136	
	構成比	6.1	7.4	7.8	5.6	7.6	8.3	
不明	件数	0	0	9	17	0	0	
	構成比	0.0	0.0	0.7	1.2	0.0	0.0	
合計	件数	1,157	1,308	1,341	1,394	1,400	1,646	
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

④重度心身障害者医療費の助成状況

重度心身障害者医療費の助成状況(令和元年度末現在)を見ると、全体の助成延べ人数が7,072人となっています。

平成26年度から令和元年度の推移は、延べ人数が168.3%(4,436人)の増加となっています。

重度心身障害者医療費の助成状況(延人数)

単位：人

サービス種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
重度心身障害者医療	2,636	2,782	2,866	3,041	3,596	7,072

(5) 補装具の交付状況

① 補装具の交付状況

補装具の交付状況(令和元年度末現在)を見ると、全体の件数は 139 件となっています。件数で最も多いのは補聴器の 40 件で、次いで、車椅子の 30 件、装具の 23 件となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移は、件数が 18.8%(22 件)の増加となっています。

補装具の交付件数

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
盲人安全杖	3	3	6	2	1	3
義眼	0	0	0	0	0	1
眼鏡	3	5	3	5	6	7
補聴器	32	38	41	32	32	40
義肢	11	8	12	10	6	10
装具	19	14	25	23	36	23
車椅子	25	28	30	28	26	30
電動車椅子	10	8	10	12	9	7
歩行器	1	3	3	2	2	2
収尿器	0	0	0	0	0	0
歩行補助杖	1	1	4	1	1	0
座位保持装置等	11	15	6	17	7	12
重度意思伝達装置	1	1	1	1	1	0
起立保持具	0	0	0	0	1	0
座位保持いす	0	4	0	1	0	4
合計	117	128	141	134	128	139

② 日常生活用具の交付状況

日常生活用具の交付状況(令和元年度末現在)を見ると、全体の件数は 933 件となっています。件数で最も多いのはストーマ装具の 571 件で、次いで、紙おむつ等の 327 件となっています。

平成 26 年度から令和元年度の推移は、件数が 14.2%(116 件)の増加となっています。

日常生活用具の交付件数

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	4	3	2	2	0	1
点字器	0	0	0	1	0	0
盲人用時計	0	0	1	2	0	0
点字図書	0	0	0	0	0	0
盲人用体重計	1	1	0	2	0	0
盲人用体温計	1	1	0	1	0	1
透析液加温機	1	2	1	3	1	3

日常生活用具の交付件数

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ネブライザー(吸入器)	5	1	3	2	1	2
特殊便器	2	0	0	0	0	0
入浴補助用具	5	4	7	9	1	3
歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
電気式たん吸引器	8	3	8	5	3	12
聴覚障害用通信装置	1	0	1	0	1	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	1	0	1	0	1
携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0	0
電磁調理器	1	1	1	0	1	0
視覚障害者用拡大読書器	0	4	0	3	3	0
ストーマ装具	506	537	551	554	591	571
特殊寝台	4	1	4	6	1	1
特殊マット	1	0	2	3	0	2
体位変換器	1	0	0	0	0	0
頭部保護帽	3	5	2	1	4	5
便器	1	0	0	0	0	0
情報・通信支援用具	2	1	0	0	1	1
福祉電話(貸与)	12	24	24	0	0	0
紙おむつ等	245	281	273	249	303	327
点字ディスプレイ	0	0	0	0	1	0
人口咽頭	2	0	1	2	0	0
訓練いす	0	0	0	0	0	0
T字状・棒状のつえ	5	0	0	0	0	0
住宅改修費	2	2	1	1	0	0
火災警報器	1	0	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	2	2	4	1	1	1
自立生活支援用具その他	0	0	0	0	0	0
点字タイプライター	1	0	0	0	0	0
パルスオキシメーター	0	0	1	2	0	1
訓練用ベッド	0	0	1	0	0	0
盲人用血圧計	0	0	0	2	0	1
合計	817	874	888	852	913	933

(6) 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の給付状況

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付状況(令和元年度末現在)を見ると、全体の件数は1,989件となっています。

平成26年度から令和元年度の推移は、受給者数が25.5%(404人)の増加となっています。

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者数

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別障害者手当	829	830	839	820	905	1,021
障害児福祉手当	756	875	971	951	980	968
福祉手当	0	0	0	0	0	0
合計	1,585	1,705	1,810	1,771	1,885	1,989

5. アンケート調査結果から見る現状と課題

(1) 調査概要

①調査の目的

豊見城市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しにあたり、障害者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②実施主体

豊見城市障がい・長寿課

③調査対象者、抽出方法

- ・在宅の身体障害者：身体障害者手帳所持者 1,043 件を無作為抽出
- ・在宅の知的障害者：療育手帳所持者 457 件全数調査
- ・在宅の精神障害者：サービス事業所等の利用者に無作為で調査（175 件）
- ・施設入所者：施設入所支援の利用者 数か所の施設に調査協力依頼（50 件）

④配布方法

- ・在宅の身体障害者：身体障害者手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・在宅の知的障害者：療育手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・在宅の精神障害者：サービス事業所等の利用者 事業所等を通じて配布・回収
- ・施設入所者：施設入所支援の利用者 施設を通して配布・回収

⑤調査期間

令和2年10月5日～令和2年10月末

⑥回収状況

	配布件数	回収数 (有効回答数)	回収率
在宅の身体障害者	1,043 件	736 件	49.1%
在宅の知的障害者	457 件		
在宅の精神障害者	175 件	62 件	30.1%
施設入所者	50 件	45 件	90.0%
合計	1,725 件	843 件	48.9%

⑦調査票の回答者

	総数	本人	家族等の代筆	家族等が本人の意向 をくみ取って記入	無回答
身体障害者	(527件)	261件 (49.5%)	101件 (19.2%)	79件 (15.0%)	86件 (16.3%)
知的障害者	(220件)	45件 (20.5%)	60件 (27.3%)	79件 (35.9%)	36件 (16.4%)
精神障害者	(78件)	33件 (42.3%)	22件 (28.2%)	8件 (10.3%)	15件 (19.2%)
	総数	本人	本人の家族	施設の職員	無回答
施設入所者	(45件)	15件 (31.1%)	0件 (0.0%)	31件 (68.9%)	0件 (0.0%)

(2) 調査から見る現状や課題の整理（計画策定の資料として）

前計画で掲げている基本目標ごとに、アンケート調査結果からわかる現状や課題を整理しました。

基本目標 1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実

情報の入手先としては、市の広報誌やサービス事業所、家族等が多くなっています。相談先としては、家族や親せきが大半を占めていますが、身体障害者では医療機関、知的障害者や精神障害者ではサービス事業所という声も多くなっています。相談機関等との情報共有や対応する職員の資質向上も必要となります。障害の理解のためには障害者とふれあう機会が必要です。

・情報の入手方法

- 身体障害者では「市の広報紙・資料」が38.5%で高く、そのほか「病院などの医療機関」が24.3%、「家族・親戚・友人・知人」が21.8%となっています。
- 知的障害者は「障害福祉サービス事業所」、「市の広報紙・資料」は31.4%で高く、そのほか「家族・親戚・友人・知人」が30.0%となっています。
- 精神障害者は「障害福祉サービス事業所」が43.6%で高く、そのほか「病院などの医療機関」が39.7%、「障害者相談支援事業所」が26.9%となっています。

・相談先

- 相談先としては、身体障害者では「家族や親せき」が70.2%で非常に高く、そのほか「医師・看護師・ケースワーカーなど」が26.6%、「友人・知人」が23.0%となっています。
- 知的障害者は「家族や親せき」が73.6%で非常に高く、そのほか「福祉サービス事業所等の職員」が25.9%、「友人・知人」が21.4%となっています。
- 精神障害者は「家族や親せき」が60.3%で非常に高く、そのほか「福祉サービス事業所等の職員」が35.9%、「医師・看護師・ケースワーカーなど」が33.3%、「相談支援事業所」が32.1%となっています。

・障害に関する理解について

- 障害に対する市民の理解について「理解されている」という回答は、身体障害者では39.5%、知的障害者では35.0%、精神障害者では28.2%となっています。

・障害の理解を深めるため必要なこと

- 障害の理解を深めるために必要なことについては、身体障害者では「マスメディアを活用した広報の充実」(17.8%)、知的障害者と精神障害者では「障害者とふれあう機会の拡充(行事、サークル活動など)」(知的で19.5%、精神で28.2%)が最も高いです。

基本目標 2 地域で暮らす生活基盤の充実

地域生活の上では、経済的負担軽減や働く場の確保などを望む声が多いです。施設入所者のなかで地域移行を希望する声は 15%程度であり、生活形態としては家族と暮らしたいという声が多くなっています。外出時の困り事では、公共交通機関が少ないことや、急な体調の変化、コミュニケーションをとるのが難しいなどの声が比較的多いです。

・地域で自立した生活をする場合の条件

- 身体障害者では、「経済的な負担の軽減があること」が45.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.7%、「家族介助者の支援があること(相談、リフレッシュなど)」が29.2%で高くなっています。
- 知的障害者では、「働く場があること」が55.0%、「経済的な負担の軽減があること」が47.7%、「地域住民の理解があること」が35.0%で高くなっています。
- 精神障害者では、「働く場があること」が51.3%、「経済的な負担の軽減があること」が46.2%、「身近な相談相手がいること」が38.5%と高くなっています。

・住まいについて

- 施設入所者では、施設を出て地域生活したいという声が15.6%となっています。
- また、施設入所者で「今後も施設での生活を続けたい理由」としては、「施設にいた方が安心できるから」が76.3%で特に高く、「家族の受け入れ体制が整っていないから」が39.5%、「健康面で不安があるから」が31.6%となっています。
- 施設入所者の望む将来の生活形態の希望では、「家族と暮らしたい」が20.0%であり、グループホームの利用希望は4.4%程度となっています。

・外出頻度

- 身体障害者の90.4%、知的障害者の95.5%、精神障害者の93.5%が外出すると回答しています。「週に5日以上」外出する人は、身体障害者が34.5%、知的障害者が71.8%、精神障害者が39.7%となっています。

・外出時に困ること

- 身体障害者では、「公共交通機関が少ない(ない)」が16.9%で高く、次いで「発作など突然の身体の変化が心配」が15.0%となっています。
- 知的障害者では「コミュニケーションをとるのが難しい」が26.8%で最も高いです。
- 精神障害者では「周囲の目が気になる」、「発作など突然の身体の変化が心配」、「付き添ってくれる人がいない」、「コミュニケーションをとるのが難しい」の4つが17.9%の同率で高いです。

障害福祉サービスは、身体障害者では居宅介護系や自立支援、知的障害者、精神障害者では就労支援系や自立支援のニーズが高いです。また、その他のサービスも、在宅生活を送る上で必要とされています。

・障害福祉サービスの利用状況と利用意向

○身体障害者では、

- ・利用しているサービス…「相談支援(計画相談も含む)」が13.9%と高いほか、「生活介護」が8.3%、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が7.0%で比較的高いです。
- ・利用意向…「相談支援(計画相談も含む)」が28.7%、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が22.8%、「短期入所(ショートステイ)」が21.4%、「居宅介護(ホームヘルプ)」が21.1%で比較的高いです。「居宅介護(ホームヘルプ)」、「短期入所(ショートステイ)」、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」、「重度訪問介護」は現在の利用率と比べてニーズが大きく伸びています。

○知的障害者では、

- ・利用しているサービス…「相談支援(計画相談も含む)」が38.6%と非常に高いほか、「就労継続支援B型」が18.6%で比較的高いです。
- ・利用意向…「相談支援(計画相談も含む)」が39.5%で非常に高いほか、「就労継続支援B型」が37.3%、「就労移行支援」が29.5%、「就労継続支援A型」が28.6%、「短期入所(ショートステイ)」が27.3%、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が26.8%も比較的高いです。

○精神障害者では、

- ・利用しているサービス…「相談支援(計画相談も含む)」が50.0%で高いほか、「就労継続支援B型」が43.6%、「共同生活援助(グループホーム)」が19.2%で高いです。
- ・利用意向…「相談支援(計画相談も含む)」が39.7%で最も高いほか、「就労継続支援A型」が34.6%、「就労継続支援B型」、「就労移行支援」の28.2%も比較的高いです。

基本目標 3 障害者の健康を支える体制の充実

発達障害、気になる子への対応も必要です。
医療ケアでは、服薬の管理が必要な障害者も見られ、特に施設入所者のほとんどが服薬管理を必要としています。

・発達障害と診断されたこと

○知的障害者では、52.7%が「ある」と回答しています。

・現在受けている医療ケア

○医療ケアでは「服薬管理」が比較的高く、身体障害者で34.7%、知的障害者では20.9%、精神障害者では17.9%となっています。また、施設入所者では93.3%が服薬管理を受けています。

基本目標 4 障害のある子どもの成長支援

障害児は、学校教育において、一人ひとりの状態に応じた指導や、障害の有無にかかわらず学べる環境などが求められています。
学校教育で大切と思うことについては、障害児に応じた専門的な教育や医療や福祉との連携、教員の専門性向上という声が多いです。

・障害児の通園・通学先

○障害児では身体障害児より知的障害児が多いです。通園・通学先では、「特別支援学校」が知的障害児で56.1%、身体障害児は50.0%で高く、「特別支援学級」が知的障害児で27.6%、身体障害児は15.8%となっています。

・学校等生活の中で必要と感ずること

○学校生活で必要と感ずることでは、「子どもの能力や障害状態に応じた指導」が高く、知的障害児で80.3%、身体障害児は73.7%を占めています。そのほか、身体障害児では「保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制」、「学校等での介助体制や障害者に配慮した施設」、「障害者理解を深めるような、触れ合い機会」の3つが同率で63.2%、知的障害児では「障害の有無にかかわらず学べる環境」(55.3%)が比較的多いです。

・学校教育で大切と思うこと

○学校教育において大切と思うことをすべての世代に対して尋ねたところ、「障害児のニーズに応じた専門的な教育」が各障害で多く、特に知的障害者では46.4%を占めています(身体:28.3%、精神:30.8%)。また、身体障害や精神障害では「教育と福祉・医療との連携を図ること」(身体:25.8%、精神:30.8%)、知的障害者では「障害に対する教員の専門性向上」(39.5%)も多くなっています。

基本目標 5 社会参加と自己実現への支援

一般就労している障害者は非常に少なく、非正規のパート・アルバイトによる就労が多いです。就労支援や職場での障害の理解を図る必要があります。
また、知的障害者や精神障害者では、就労支援による福祉的就労の希望が高いです。

・就労の状況

- 一般就労している人は、身体障害者は16.5%、知的障害者は17.3%、精神障害者では15.4%となっています。
- 就労している人のうち、フルタイムでの就労者は、身体障害者は37.9%、知的障害者は13.2%、精神障害者は33.3%となっています。
- 「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」による就労は、知的障害者で57.9%と高く、精神障害者は50.0%、身体障害者では32.2%となっています。

・就労意向

- 一般就労していない人の就労意向率は、身体障害者で41.9%、知的障害者で61.4%、精神障害者では64.1%となっています。

・職業訓練の受講の意向

- 職業訓練の受講の意向は、身体障害者が10.8%、知的障害者が28.6%、精神障害者が28.2%で、知的・精神障害者の方で高くなっています。

・障害者の就労支援で必要なこと

- 障害者が就労する上では、「経営者の障害の理解」が必要という回答が46.0%で最も高いです。次いで、「従業員の障害の理解」が必要という回答が44.7%で高くなっています。
- 身体障害者では、「経営者の障害の理解」が最も高く41.4%、次いで「従業員の障害の理解」が40.4%、「就労支援サービスの充実」が30.7%で高くなっています。
- 知的障害者でも「従業員の障害の理解」が最も高く56.4%、次いで「経営者の障害の理解」が55.5%、「就労支援サービスの充実」が43.2%、「民間企業の雇用努力」が30.9%で高くなっています。
- 精神障害者でも「経営者の障害の理解」が最も高く53.8%、次いで「就労支援サービスの充実」が48.7%、「従業員の障害の理解」が46.2%で高くなっています。

障害者の地域活動への参加状況は2割程度にとどまっています。
参加しない理由では、体力的な問題や活動内容がわからない、一緒に参加する仲間がないという声が見られます。
障害者が参加しやすい環境を整えることも必要です。

・地域活動への参加状況

- 地域での活動に「参加する」という声は、身体障害者で18.2%、知的障害者で25.0%、精神障害者で20.5%です。
- 参加している活動では「地域の行事」がとて多くなっています。(身体：65.6%、知的：70.9%、精神：50.0%)
- 参加しない理由としては、身体障害者は「体力がない」が39.6%、知的障害者や精神障害者では「どんな活動があるかわからない」が特に多いです(知的：55.2%、精神：47.4%)。また、「参加できる活動が少ない」や「一緒に参加する仲間がない」という声も、知的障害者や精神障害者では比較的多いです。

基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進

災害時には一人で避難できない人も多くなっています。
障害者が安心して暮らせる地域環境の整備が必要です。

・近所に助けてくれる人はいるか

- 災害時の避難の際に、身近に手助けしてくれる人がいるか聞いたところ、「いる」という回答は身体障害者で70.6%、知的障害者で75.5%、精神障害者で55.1%とすべての障害で半数を超えています。
- 災害時に「一人で避難できるので手助けはいらない」という回答は、精神障害者では12.8%となっていますが、身体障害者では7.8%、知的障害者では6.4%にとどまっています。
- 身体障害の部位別に見ると、「一人で避難できるので手助けはいらない」という回答は、内部障害が12.9%、音声・言語、そしゃく機能障害で12.5%、聴覚障害で10.5%となっています。
- 一人暮らしでも、身近に手助けしてくれる人が「いない」という回答が27.0%みられます。

・災害時に困ること

- 身体障害者は「避難時に、避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が42.3%と高く、次いで「発生時に、安全なところまで迅速に避難することができない」が40.6%となっています。
- 知的障害者では、「発生時に、安全なところまで迅速に避難することができない」が最も高く45.9%、次いで「避難時に、避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が42.3%、「発生時及び避難時に、周囲とコミュニケーションがとれない」が37.7%と約4割を占めます。
- 精神障害者では、「避難時に、投薬や治療が受けられない」という回答が44.9%で最も高いです。

基本目標7 障害者の権利擁護の推進

知的障害者や精神障害者では、差別を受けた経験者も多く、職場や地域などでの障害の理解が必要となっています。

成年後見制度は、内容まで理解している障害者は低く、周知徹底が必要となっています。

・差別を受けたこと

- 身体障害者では約13.5%、知的障害者は24.5%、精神障害者では29.5%が差別を経験しています。
- 身体障害者に比べて知的障害者、精神障害者で差別を感じている割合が非常に高く、知的障害や精神障害についての理解等が必要です。
- 年代で見ると、30代から40代で30%台と高くなっています。

・差別を受けた場所

- 差別を受けたのは身体障害者では「外出先」が最も高く45.0%、次いで「交通機関を利用したとき」が23.2%となっています。
- 知的障害者では「外出先」、「学校・仕事場」が45.9%と最も高くなっています。
- 精神障害者では「住んでいる地域」が31.3%で最も高く、次いで「学校・仕事場」、「仕事を探するとき」が28.1%と同率で高いです。

・成年後見制度の周知度

- 成年後見制度を知っている人は、身体障害者で57.3%、知的障害者で44.5%、精神障害者で44.8%あります。
- 制度について「名前も内容も知っている」という回答は、身体障害者は28.1%、知的障害者は19.5%、精神障害者は17.9%となっています。

6. 前計画の施策の推進状況

(1) 各施策の実施状況評価

前計画の各施策について、実施状況(達成度)をA～Eの5段階で評価しました。

[A=達成度 80～100%、B=達成度 60～80%、C=達成度 40～60%、D=達成度 20～40%、E=達成度 0～20%]

施策	目標	評価	担当課
基本目標1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実			
1-1 多様な情報の提供と発信			
1-1-1 多様な方法による情報の提供			
①情報提供体制及び提供手法の整備	継続拡充	A	障がい・長寿課
②身近な情報提供体制の充実	検討推進	A	障がい・長寿課
③障害種別対応図書の実施	継続拡充	B	生涯学習振興課 (中央図書館)
④緊急時の情報提供体制の充実	継続充実、 システム構築	B	総務課
		B	障がい・長寿課
1-1-2 情報入手の支援			
①情報提供体制及び提供手法の整備(再掲)	継続拡充	A	障がい・長寿課
②意思疎通支援の実施	継続拡充	B	障がい・長寿課
1-2 相談支援体制の充実			
1-2-1 相談窓口の充実			
①相談支援事業の周知と啓発	継続促進	B	障がい・長寿課
②障害者権利擁護に関する相談支援事業	継続充実	B	障がい・長寿課
		B	社会福祉協議会
③障害者差別に関する相談支援事業	体制整備	B	障がい・長寿課
④障害者虐待に関する相談支援事業	継続充実	A	障がい・長寿課
⑤就学相談支援事業	継続充実	A	学校教育課
1-2-2 相談支援体制の強化			
①切れ目のない支援体制の構築	連携強化	C	障がい・長寿課
		A	子育て支援課
		A	保育こども園課
		A	学校教育課
②障害関係機関のネットワークの形成	体制強化	A	障がい・長寿課
③基幹相談支援センターの設置推進	設置推進	B	障がい・長寿課
④自立支援協議会の活動推進事業	継続促進	A	障がい・長寿課
1-3 障害者理解と意識の向上			
1-3-1 障害及び障害者理解の啓発促進			
①市民の障害に関する理解の促進	継続拡充	A	障がい・長寿課
		A	社会福祉協議会
②行政職員への障害者理解の促進	導入推進	C	障がい・長寿課
		A	人事課

施策		目標	評価	担当課
	③ヘルプマークやヘルプカードの導入・普及啓発	導入推進	A	障がい・長寿課
	④障害を知り理解する機会の提供	継続充実	A	障がい・長寿課
1-4 障害福祉の担い手の育成や人材の確保				
1-4-1 障害福祉活動団体等の活動支援				
	①障害福祉団体等の活動支援	継続充実	B	障がい・長寿課
			B	社会福祉協議会
	②自治会等の地域活動への活動支援と啓発	継続充実	C	障がい・長寿課
			B	社会福祉協議会
基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実				
2-1 障害者の住まいの確保と地域生活への移行支援				
2-1-1 多様な住まいの確保				
	①共同生活援助(グループホーム)の利用促進	継続充実	A	障がい・長寿課
	②民間住宅への入居等支援	継続支援	A	障がい・長寿課
2-1-2 地域生活へ移行・定着支援				
	①地域移行支援体制の推進	移行推進	C	障がい・長寿課
	②地域定着支援	定着推進	C	障がい・長寿課
2-2 障害者の日常生活支援サービスの充実				
2-2-1 日常生活支援の福祉サービスの充実				
	①地域生活支援拠点の整備	整備推進	C	障がい・長寿課
	②居宅介護	継続充実	A	障がい・長寿課
	③重度訪問介護	継続充実	A	障がい・長寿課
	④同行援護	継続充実	A	障がい・長寿課
	⑤行動援護	継続充実	A	障がい・長寿課
	⑥短期入所・日中一時支援	継続充実	B	障がい・長寿課
	⑦重度障害者等包括支援	継続充実	C	障がい・長寿課
	⑧日常生活用具給付等	継続充実	A	障がい・長寿課
2-2-2 障害者の外出支援の充実				
	①ヘルプマークやヘルプカードの導入・普及啓発(再掲)	導入推進	A	障がい・長寿課
	②移動支援への対応	継続充実	A	障がい・長寿課
基本目標3 障害者の健康を支える体制の充実				
3-1 すこやかに生きる保健・医療体制の充実				
3-1-1 障害の早期発見・支援体制の充実				
	①早期発見の健診・発達相談	継続充実	C	健康推進課
			A	子育て支援課
			A	学校教育課
	②養育支援訪問事業	継続充実	A	子育て支援課
	③口腔健康についての情報発信	継続充実	C	健康推進課
			A	子育て支援課
	④心の健康づくり	継続充実	C	健康推進課

施策		目標	評価	担当課
	⑤切れ目のない支援体制の構築(再掲)	連携強化	C	障がい・長寿課
			A	子育て支援課
			A	保育こども園課
			A	学校教育課
3-1-2 地域医療体制の充実				
	①医療受診に対する支援の充実	継続充実	B	障がい・長寿課
	②身近な「かかりつけ医」の普及促進	導入促進	C	障がい・長寿課
	③通院時のコミュニケーション支援事業	継続充実	A	障がい・長寿課
3-1-3 医療にかかる経済的負担の軽減				
	①重度心身障害者医療費の助成	継続推進	A	障がい・長寿課
基本目標4 障害のある子どもの成長支援				
4-1 子どもの成長に向けて切れ目のない支援体制の充実				
4-1-1 療育体制の整備				
	①障害児相談支援体制の構築	継続充実	A	障がい・長寿課
	②一貫した児童発達支援体制の構築	継続充実	A	障がい・長寿課
	③在宅で生活する障害児の生活支援の充実	継続充実	A	障がい・長寿課
	④難病や特定疾患等の特性に対する配慮	継続充実	A	障がい・長寿課
4-1-2 保育・教育支援体制の整備				
	①保育所等における受け入れの促進	継続充実	A	保育こども園課
	②こども園における支援の充実	継続充実	A	保育こども園課
4-1-3 学齢期の教育等支援体制の充実				
	①放課後等デイサービス等の支援充実	継続充実	A	障がい・長寿課
	②インクルーシブ教育の推進	継続充実	A	学校教育課
基本目標5 社会参加と自己実現への支援				
5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進				
5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実				
	①公共機関における障害者雇用率の維持	継続維持	A	人事課
	②ハローワーク専門援助の活用の周知	周知促進	A	障がい・長寿課
			E	商工観光課
5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実				
	①就労移行支援事業所等における一般就労の促進	継続充実	A	障がい・長寿課
	②多様な就労訓練の提供	継続充実	A	障がい・長寿課
	③職場復帰と雇用の安定	継続充実	C	障がい・長寿課
	④障害者就労施設等に係る優先調達等の推進	継続充実	A	障がい・長寿課
5-2 障害者の社会活動支援				
5-2-1 多様な活動への支援				
	①地域における障害者交流の促進	継続拡充	B	障がい・長寿課
	②文化芸術活動や創作活動の推進	継続拡充	A	障がい・長寿課
	③スポーツ、レクリエーション活動の推進	整備促進	A	障がい・長寿課

施策		目標	評価	担当課
5-2-2 活動意欲向上の交流支援				
	①障害者団体等による発表の場の創出	継続維持	A	障がい・長寿課
基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進				
6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進				
6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進				
①住宅のバリアフリー化に対する支援	継続充実	B	障がい・長寿課	
		A	都市計画課	
②公共施設等のバリアフリー化の推進	継続推進	—	障がい・長寿課	
		A	IT管財課	
③公共サービスにおける心のバリアフリー化の推進	継続充実	—	都市計画課	
		B	障がい・長寿課	
		B	人事課	
6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備				
①障害者に配慮した移動手段の検討	継続充実、整備検討	—	障がい・長寿課	
		D	都市計画課	
		A	協働のまち推進課	
6-2 災害等から障害者を守る体制の整備				
6-2-1 災害への事前の備えの充実				
①避難支援プラン(個別支援計画)の作成	名簿作成、個別計画の作成	C	障がい・長寿課	
②福祉避難所の確保及び備蓄物資の確保	協議推進	A	総務課	
		—	障がい・長寿課	
6-2-2 災害発生時の支援体制の整備				
①避難所等における支援体制整備の検討	整備推進	C	総務課	
		C	障がい・長寿課	
②災害発生後の支援体制整備の検討	整備推進	C	障がい・長寿課	
③自主防災組織に対する支援	導入促進	C	総務課	
		C	障がい・長寿課	
基本目標7 障害者の権利擁護の推進				
7-1 権利擁護に関する取り組みの推進				
7-1-1 権利擁護制度の利用促進				
①成年後見制度の利用促進	継続充実	B	障がい・長寿課	
		B	社会福祉協議会	
②日常生活自立支援制度(社会福祉協議会)の利用促進	継続充実	—	障がい・長寿課	
		A	社会福祉協議会	
③利用者預り金の管理の徹底	継続充実	—	障がい・長寿課	
7-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進				
7-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供				
①「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発	導入促進	B	障がい・長寿課	
		B	人事課	

施 策		目 標	評 価	担 当 課
7-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備				
①「障害者虐待防止法」の普及啓発		継続充実	B	障がい・長寿課

【評価内訳】

	A	B	C	D	E	－	計
基本目標 1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実	15	12	3	0	0	0	30
	50.0	40.0	10.0	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標 2 地域で暮らす生活基盤の充実	9	1	4	0	0	0	14
	64.3	7.1	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標 3 障害者の健康を支える体制の充実	9	1	5	0	0	0	15
	60.0	6.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標 4 障害のある子どもの成長支援	8	0	0	0	0	0	8
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
基本目標 5 社会参加と自己実現への支援	8	1	1	0	1	0	11
	72.7	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	100.0
基本目標 6 安全・安心なまちづくりの推進	4	3	6	1	0	4	18
	22.2	16.7	33.3	5.6	0.0	22.2	100.0
基本目標 7 障害者の権利擁護の推進	1	5	0	0	0	2	8
	12.5	62.5	0.0	0.0	0.0	25.0	100.0
合計	54	23	19	1	1	6	104
	51.9	22.1	18.3	1.0	1.0	5.8	100.0

施策への評価では、概ね達成度 80%以上の A 評価、60%以上の B 評価となっており、特に基本目標 4「障害のある子どもの成長支援」はすべての項目で A 評価となっています。また、基本目標 5「社会参加と自己実現への支援」でも A 評価が 70%を超えており、他の基本目標よりも評価が高いです。反対に A 評価が少ないのは基本目標 6「安全・安心なまちづくりの推進」と基本目標 7「障害者の権利擁護の推進」となっています。これら 2 つの基本目標では、実情に応じた施策の見直し、担当課の検証が必要です。

次項の「(2) 取り組み状況と課題の把握」ではより詳細な実施状況や課題が示されています。各項目の課題を踏まえたうえで、次期計画における施策の検討を行います。

(2) 取り組み状況と課題の把握

点検1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実

1-1 多様な情報の提供と発信

1-1-1 多様な方法による情報の提供

○…実施状況

●…実施する上での課題

① 情報提供体制及び提供手法の整備

【障がい・長寿課】目標：継続拡充（評価：A）

○市ホームページにおいて、各種障害福祉サービスの情報提供を行うほか、「広報とみぐすく」を活用し、給付金・手当等の情報提供を行った。

●文字のみの情報では堅苦しくわかりづらい。

② 身近な情報提供体制の充実

【障がい・長寿課】目標：検討推進（評価：A）

○「障害福祉ハンドブック」を市独自で作成し、新規の手帳取得者へ配布することにより、障害を持つ方がどのようなサービスを利用できるか周知を行った。

○市民が問合せしやすいように、各種サービスの問い合わせ先を併記している。

●内容が複雑になるとページ数が増え、市民が読みづらく感じてしまう。

③ 障害種別対応図書の実施

【生涯学習振興課(中央図書館)】目標：継続拡充（評価：B）

○「広報とみぐすく」の音声CD(秘書広報課)やDAISY図書(デジタル録音図書)を図書館に収蔵している。

○DAISY図書の閲覧用端末が整備されていなかったが、図書館内への端末整備により、利用できるように対応した。

●点字図書は貸出対象にしていない。(一部児童書での貸出はしている。)

●環境整備後の市民、障害者への周知方法が課題である。

●点字図書やCDブック(音訳資料)の作成には専用機器や著作権許諾が必要であり、機器の操作熟度や作成に伴う業務増への職員体制の確立が課題である。

④ 緊急時の情報提供体制の充実

【総務課】目標：継続充実、システム構築（評価：B）

○例年の台風・大雨等の風水害時に防災行政無線、コミュニティFM、豊見城市防災情報メールシステム、エリアメール等の緊急速報メールを通じ、災害情報を発信している。

○定時の情報発信のため、避難行動要支援者の時間的余裕を確保できるタイミングでの情報発信を行うよう着意している。

- 雷被害等による防災行政無線機器の故障が頻発し、一部伝達手段の制約を受けている。
- 既存の情報伝達手段には多用な使用方法があり、使用方法を理解しているオペレーターの検討・配置が必要である。

【障がい・長寿課】目標：継続充実、システム構築（評価：B）

- 台風接近時において「要援護者名簿」に記載された方（単独での避難が困難な方）に対し電話等で援護者の有無の確認や避難所の案内を行い、早めの避難を呼びかけた。
- 不通になっている方への連絡手段の検討が必要である。

1-1-2 情報入手の支援

①情報提供体制及び提供手法の整備(再掲)

【障がい・長寿課】目標：継続拡充（評価：A）
（再掲のため割愛）

②意思疎通支援の充実

【障がい・長寿課】目標：継続拡充（評価：B）

- 沖縄県身体障害者福祉協会へ「手話通訳・要約筆記派遣事業」を委託し、聴覚障害者の意思疎通支援を行ったほか、補聴器や屋内信号装置などの給付を行った。
- 窓口手話通訳者の確保が課題である。

1-2 相談支援体制の充実

1-2-1 相談窓口の充実

①相談支援事業の周知と啓発

【障がい・長寿課】目標：継続促進（評価：B）

- 市内2か所の法人へ当該事業を委託し、障害者が利用できるサービスや家族の悩み事などについて幅広く相談を行った。
- 個々の障害の特性に応じたサービス利用につなぐことができている。
- 相談員の慢性的な不足により、新規の相談受入れが困難となっている。

②障害者権利擁護に関する相談支援事業

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

- 障害者の権利擁護に関する具体的な内容(虐待防止、成年後見制度利用等)の相談支援を行う。
- 市内2か所の法人へ当該事業を委託。障害者の家族等からの相談に応じ、障がい・長寿課と連携しながら支援を行っている。
- 相談員、専門職員の不足

【社会福祉協議会】目標：継続充実（評価：B）

- 「コミュニティーソーシャルワーク事業」として、各中学校区ごとに地区担当職員(CSW)を3人配置し、小地域福祉ネットワーク推進地区を中心とした支え合いの地域づくりを行っている。
- 地区内から上がってきた課題の解決に向けて、自治会長や民生委員等と連携し、福祉推進委員会及び地域住民との協働で課題解決を目指している。
- 児童館や社会福祉センターへCSWを配置し、地域で気軽に相談しやすい支援体制を整備することができた。
- より充実した相談支援体制(小学校区単位)を図る必要がある。

③障害者差別に関する相談支援事業

【障がい・長寿課】目標：体制整備（評価：B）

- 障害者差別解消法に基づき、差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を整備するとともにその周知を図る。
- 沖縄県が実施する「障害者差別に関する相談員研修」に担当職員及び相談支援事業所の相談員等が参加。事例検討をとおして相談支援の方法を学んでいる。
- 専門職の不在(行政職員が対応している)。

④障害者虐待に関する相談支援事業

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 被虐待者の一時保護施設への入所・相談を行うほか、虐待者に対しても悩み事の相談等再発防止に向けた取り組みを行っている。
- 人材不足(専門職員)が課題となっている。

⑤就学相談支援事業

<p>【学校教育課】目標：継続充実（評価：A）</p> <ul style="list-style-type: none">○就学相談について気軽に相談出来る窓口体制を実施した。○市内各小・中学校における保護者の都合、時間に合わせた学校見学や体験入室を実施している。（“3密”を避けて実施）○市内5歳児保育を実施しているこども園、保育園への就学説明資料の提供やポスターチラシの配布、関係者を集めた教育支援についての講話などを行い理解を深めた。○令和2年度は就学支援説明会をコロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としたが、教育支援委員会の内容に関するチラシや「学びの場」についてポスターやチラシを配布し、周知を図った。●保育こども園課と学校教育課での、就学に向けた就学支援の手順の共通理解と教育支援委員会への共同実施が必要である。●コロナ禍での特別支援教育に関する就学説明に関する実施の検討が必要である。

1-2-2 相談支援体制の強化

①切れ目のない支援体制の構築

<p>【障がい・長寿課】目標：連携強化（評価：C）</p> <ul style="list-style-type: none">○取り組みなし●障害福祉サービス利用、障害者手帳取得につながる児童以外の把握ができない。
<p>【健康推進課】目標：連携強化（評価：なし）</p> <p>子育て支援課に事務移管</p>
<p>【子育て支援課】目標：連携強化（評価：A）</p> <ul style="list-style-type: none">○親子健康手帳交付時から支援を必要とする妊婦の把握のため、「親子手帳交付時アンケート」を実施して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。○妊娠、出産子育てに関するワンストップ相談窓口の体制整備のため、「子育て世代包括支援センター」開設準備事業を実施。（令和2年4月～、保健師2名体制）●親子健康手帳時アンケートで把握された支援が必要な妊婦について、具体的な支援施策の充実を図る。（関係機関との更なる連携支援体制の強化）
<p>【保育こども園課】目標：連携強化（評価：A）</p> <ul style="list-style-type: none">○心理士による巡回相談(心理士)を通して保護者及び関係機関との連携を行っている。○巡回相談で子どもの発達の特徴や経過を把握し、保護者や保育士等と情報を共有している。

- 心理士の確保ができていない。令和元年度は2人の心理士が勤務していたが、令和2年度は1人のため対応できる数が限られてしまう。

【学校教育課】目標：連携強化（評価：A）

- 切れ目のない支援体制の構築のため、障がい・長寿課、健康推進課、保育こども園課、学校教育課が一堂に会し、年三回の教育支援連絡会議を実施し、特別支援教育の深化に努めている。
- それぞれの担当課が実践している内容の情報交換を行い、情報の共有化を図っている。
- 障害者福祉、特別支援教育についての取り組みを明確化し、市民にとって身近な支援体制の構築を図りたい。

②障害関係機関のネットワークの形成

【担当課：障がい・長寿課】目標：体制強化（評価：A）

- 関係機関におけるネットワークを形成し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制づくりを行う。
- 障害者及び家族等からの相談を受けた相談員が、必要に応じ専門的な機関へつなぐなど支援を行っている。
- つなぎ先における相談員不足。

③基幹相談支援センターの設置推進

【障がい・長寿課】目標：設置推進（評価：B）

- 現在、市内2か所の相談支援事業所に基幹相談支援センター機能業務を委託して実施している。
- 市の庁舎内にセンター設置するにあたり、場所の確保を要する。

④自立支援協議会の活動推進事業

【障がい・長寿課】目標：継続促進（評価：A）

- 部会による相談ワーキングを年12回開催し、課題のある障害者の支援について協議を行っている。
- ケースの把握や支援者の悩みを共有し、課題の整理、情報交換の場として活用できる。
- 人事異動や配置が変わった際の引継ぎの難しさがある。

1-3 障害者理解と意識の向上

1-3-1 障害及び障害者理解の啓発促進

①市民の障害に関する理解の促進

【障がい・長寿課】目標：継続拡充（評価：A）

- 市内の小学校4年生を対象に、障害理解に関するパンフレット「広げよう心のバリアフリー」を配布している。

【社会福祉協議会】目標：継続拡充（評価：A）

- 「豊見城市社会福祉展」を開催し、市内の障害者相談支援事業所、障害者施設、就労継続施設、NPOなどから活動紹介のパネル展示や各種活動で製作する作品などを展示している。（2年に1度開催）
- 「社協だよりの発行」、「社協のしよりの発行」、「社協ホームページ」での情報発信を行っている。
- 社協のホームページが10年以上の前の設定で画面上に不具合が見られることがある。

②行政職員への障害者理解の促進

【障がい・長寿課】目標：導入推進（評価：C）

- 職員研修等をとおして、行政職員の障害への理解を推進する。
- 人事課において研修を実施したが、障がい・長寿課においては具体的な取り組みは行っていない。
- 障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」作成が努力義務となっているが、本市においては未作成。

【人事課】目標：導入推進（評価：A）

- 令和元年度接遇研修において、障害者差別解消法や合理的配慮の方法等を研修内容に盛り込んだ。
- 実際にアイマスクを付けて視覚障害者を体験する内容は、受講者が障害者理解を深めるのに大変有効であった。
- 全職員が研修を受講できていない。

③ヘルプマークやヘルプカードの導入・普及啓発

【障がい・長寿課】目標：導入推進（評価：A）

- 沖縄県が作成したヘルプマークを障がい・長寿課窓口において希望者へ配布している。
- 「ホームページを見た」「学校の保護者から聞いた」とヘルプマークへの周知度が上がっており、配布数が伸びている。

④障害を知り理解する機会の提供

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 障害のある方の芸術作品を展示する機会を毎年設け、市民に鑑賞してもらっている。
- 表現の場を設定設置することにより、市民への通常の活動内容の周知を図っている。

1-4 障害福祉の担い手の育成や人材の確保

1-4-1 障害福祉活動団体等の活動支援

①障害福祉団体等の活動支援

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

- 障害福祉団体等に対し、社会資源や福祉情報等の提供など支援を行う。
- 障害福祉サービス事業所連絡会が自主的に実施している交流会等において、市民体育館等の利用手続きや参加者に対する参加賞の提供など支援を行っている。
- 現状維持

【社会福祉協議会】目標：継続充実（評価：B）

- 「生活支援員養成講座」を開催し、広く地域で活動できる生活支援員の養成・確保を行っている。
- 「音訳サービス事業」を実施し、視覚障害者に対する情報の格差の解消を図っている。（社協だよりや新聞記事からの地域情報の発信）
- 「手話サークルパズル」、「手話サークルティダの会」への活動支援を行っている。
- 生活支援員の確保が急務となっている。
- 音訳サービスの利用者増に向けて、事業の周知及びニーズ把握が必要である。

②自治会等の地域活動への活動支援と啓発

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：C）

- 自治会や地域の各種団体が行う地域福祉活動に対し支援を行う。
- 平成29年～平成31年において具体的な活動及び支援の実績なし。
- 社会福祉協議会と連携し、障がい・長寿課においても活動支援ができないか検討する。

【社会福祉協議会】目標：継続充実（評価：B）

- 「自治会長・民児協・社協情報交換会」を毎年1回開催し、社協事業、民生委員児童委員の職務、自治会の役割などについての相互の理解と交流を深めている。

- 「福祉講演会」を2年に1回開催している。成年後見制度・社協法人後見事業の意義や役割について理解を深め、住民による支え合い活動の推進を図る機会としている。
- 「音訳ボランティア養成講座」を開催し、視覚障害者の方への情報提供のための音訳ボランティア養成を行っている。
- 自治会とは毎年情報交換会を行っているが、他機関との情報交換会を行っていない。
- 成年後見制度の講演会の時間を延ばして欲しいとの要望が多かった。
- 音訳については、利用者増に向けて、事業の周知及びニーズ把握が必要である。

点検2 地域で暮らす生活基盤の充実

2-1 障害者の住まいの確保と地域生活への移行支援

2-1-1 多様な住まいの確保

①共同生活援助(グループホーム)の利用促進

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 単身世帯での生活が難しい障害者に対し、共同生活援助(グループホーム)の利用を促している。
- 月平均 34 人が利用している。職員の見守り、声掛けを受けながら、入居者は地域での生活を行っている。

②民間住宅への入居等支援

【障がい・長寿課】目標：継続支援（評価：A）

- 「住宅入居支援事業」を実施し、入居支援や入居後の 24 時間相談支援等を行っている（委託による実施）。
- 事業の周知が課題となっている。

2-1-2 地域生活へ移行・定着支援

①地域移行支援体制の推進

【障がい・長寿課】目標：移行推進（評価：C）

- 福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障害者等が地域生活に移行するための支援を行う。
- 平成 29 年～平成 31 年利用実績なし。
- 短期入院者に対する支援実績はあるが、長期入院者については地域移行の実績がない。

②地域定着支援

【障がい・長寿課】目標：定着推進（評価：C）

- 入所施設や精神科病院から退所または退院した方や単身生活に移行した障害者等に対する緊急時の相談など必要な支援を行う。
- 平成 29 年～平成 31 年利用実績なし。
- 入所及び入院中の障害者及び家族等への事業の周知

2-2 障害者の日常生活支援サービスの充実

2-2-1 日常生活支援の福祉サービスの充実

①地域生活支援拠点の整備

【障がい・長寿課】目標：整備推進（評価：C）

- 国では、障害福祉計画策定の中で、「地域生活支援拠点」の整備を市町村に求めている。利用を促している。
- 現時点において未整備。
- 既存施設への声掛け、協力有無によって実施可否が決まる

②居宅介護

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 日常生活の支援を行い、地域生活が継続するよう支援するため、居宅介護サービスを給付している。
- 自宅の衛生面・食生活の改善、病院の定期受診に繋がっている。

③重度訪問介護

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 重度の障害があり、常に介護が必要な方の入浴、排せつ、食事、移動の介助を行う重度訪問介護サービスを給付している。

④同行援護

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 視覚障害のある方に対し、買い物や移動の支援を行うため、同行援護サービスを給付している。
- 約 20 名(月平均)支援を行っており、日常生活の改善、安定が図られている。

⑤行動援護

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な知的・精神障害者に対し、行動援護サービスを給付している。
- 約 13 名(月平均)支援を行っており、日常生活の改善、安定が図られている。

⑥短期入所・日中一時支援

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

- 自宅で介護を行うことができない場合の一時的な施設への入所や障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため事業所において支援を行う。
- サービス利用決定を受けても入所先が見つからないことが多い(事業所不足)。

⑦重度障害者等包括支援

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：C）

- 介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害者に居宅介護その他の福祉サービスを包括的に提供します。
- 平成29年～平成31年利用実績なし

⑧日常生活用具給付等

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 在宅の障害者(児)に対し、日常生活用具(介護・訓練支援用具、意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具等)を給付している。
- 用具の中では、排せつ管理支援用具の利用が非常に多くなっている。(紙おむつ含むため)

2-2-2 障害者の外出支援の充実

①ヘルプマークやヘルプカードの導入・普及啓発(再掲)

【障がい・長寿課】目標：導入推進（評価：A）
(再掲のため割愛)

②移動支援への対応

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 重度の肢体不自由児で、単独で通学・通所することが困難な方に対しての通学・通所のための移動支援を行っている。(17人が利用している)

点検3 障害者の健康を支える体制の充実

3-1 すこやかに生きる保健・医療体制の充実

3-1-1 障害の早期発見・支援体制の充実

①早期発見の健診・発達相談

【健康推進課】目標：継続充実（評価：C）

- 特定健診を実施しているほか、市内在住の20歳以上の方にがん検診受診券を発行し、受診勧奨を行っており、生活習慣病等による障害発生予防、医療費抑制に努めている。
- 通院中という理由で健診を受けない市民が一定数いる。
- 若年層(20-50代)の受診率が低い傾向にある。

【子育て支援課】目標：継続充実（評価：A）

- 乳幼児健診を実施することで、障害や疾病を早期に発見し、医療受診や支援につなげている。
- 乳児、1歳6か月児、3歳児の健診について、それぞれ95%程度の受診率となっている。
- 未受診者の把握が課題となっている。

【学校教育課】目標：継続充実（評価：A）

- 学校保健安全法に基づき、翌年度に就学する児童の就学時健康診断(内科、歯科、視力、聴力)を行っている。
- 児童生徒職員健康診断委託事業を実施し、健康状態を把握するとともに学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てている。
- 健康診断の結果は本人や保護者に通知され、その際に疾病や異常の疑いが認められる場合は医師から医療機関への受診が勧められている。
- 就学時健康診断においては校区ごとに市中央公民館にて実施していることから、いわゆる「3密」の環境に陥りやすい。

②養育支援訪問事業

【子育て支援課】目標：継続充実（評価：A）

- 産後うつ病等、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が特に必要な家庭に対し、ヘルパーによる育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施している。
- 近年は年間20世帯程度を支援している。
- 当該家庭における養育及び子どもの見守りや養育者の精神的なフォローにも非常に有効であった。
- 養育支援の対象者は、育児疲れや不安、持病等で精神的に不安定な場合があるため、支援者の些細な一言がストレスとなり、支援の拒絶に至ることもある。

- 実際に支援するヘルパーや相談員は、支援対象者の特性を理解し、発言や対応について十分に注意する必要がある。

③口腔健康についての情報発信

【健康推進課】目標：継続充実（評価：C）

- 40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に歯周病検診費用の一部助成を行い、受診勧奨ハガキを送付した。
- 受診勧奨者3,000人程度、受診者は200人程度となっている。（令和元年度）
- 受診者数の向上が課題となっている。

【子育て支援課】目標：継続充実（評価：A）

- 乳幼児健診及び2歳児歯科健診において歯科保健指導を行い、定期的な歯科健診の受診勧奨及び口腔の健康と全身の健康について情報発信している。
- 2歳児歯科健診の受診率は60%程度である。
- 南部地区歯科医師会主催のデンタルフェアの後援を行っている。
- 3歳児における虫歯の有病割合は令和元年度で17.1%で少しずつ減少してきている。
- 未受診者への受診勧奨が課題である。

④心の健康づくり

【健康推進課】目標：継続充実（評価：C）

- 健康診査等の各種健診後に、個々に応じた生活習慣改善の保健指導を実施している。
- 20代30代健診後の保健指導率は39.7%、特定健診後の保健指導率は45.3%である。
- 「健康増進普及月間」「食生活普及改善運動」等の普及月間の際にパネル展を実施し、啓発を行っている。
- 広報とみぐすくに健康情報に関する連載記事「こんにちは保健師・栄養士です」を掲載した。（年5回）
- 「休養」や「睡眠」に関して、パンフレットの配布やポスター掲示などを行っているが、今後はより詳しい周知啓発を検討する。

⑤切れ目のない支援体制の構築(再掲)

【障がい・長寿課】目標：連携強化（評価：C） （再掲のため割愛）
【子育て支援課】目標：連携強化（評価：A） （再掲のため割愛）
【保育こども園課】目標：連携強化（評価：A） （再掲のため割愛）
【学校教育課】目標：連携強化（評価：A） （再掲のため割愛）

3-1-2 地域医療体制の充実

①医療受診に対する支援の充実

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B） ○障害者の健康保持・増進を図るため、保健事業と連携した福祉サービスの提供体制を充実し、相談窓口の紹介や医療受診に対する支援の充実を図る。 ○視覚障害や聴覚障害、精神障害の方が医療機関を受診する際の同行支援、手話通訳等のサービスを提供している。 ●事前に日程の調整が必要となるため、緊急の受診(夜間等)への対応ができないことがある。

②身近な「かかりつけ医」の普及促進

【障がい・長寿課】目標：導入促進（評価：C） ○「かかりつけ医」の必要性について周知・広報を行う。 ○沖縄県や健康保険組合において周知を行っているが、障がい・長寿課では取り組みなし。

③通院時のコミュニケーション支援事業

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A） ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業を沖縄県身体障害者福祉協会に委託し、必要に応じ通訳者を派遣し、意思疎通支援を行っている。 ○令和元年度は70件程度の実績がある。 ○時間外(深夜)の手話派遣要請にも対応できた。
--

3-1-3 医療にかかる経済的負担の軽減

①重度心身障害者医療費の助成

【障がい・長寿課】目標：継続推進（評価：A）

- 重度（身体1・2級及び療育A1・A2）の障害者に対し、医療費を助成している。令和元年度の実績は1,000件程度である。

点検4 障害のある子どもの成長支援

4-1 子どもの成長に向けて切れ目のない支援体制の充実

4-1-1 療育体制の整備

①障害児相談支援体制の構築

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 障害児が福祉サービスを利用する際に、相談支援事業所で計画書を作成し、市に提出した上で支援を決定する。
- 障害児の計画作成率は100%である。

②一貫した児童発達支援体制の構築

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 児童発達支援については、0歳から未就学児までの児童が基本的な動作、集団生活への適応訓練等を行っている。月平均で90名程度が利用している。
- 国が市町村への目標を促している「児童発達支援センター」の設置には至っていない。
- 児童発達支援センターの設置など、「児童発達支援体制」についての実現可能性等について現状把握していく必要がある。

③在宅で生活する障害児の生活支援の充実

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 身体障害者手帳1・2級と療育手帳A1・A2の所持者を重症心身障害児と定義し、在宅で支援を行っている。
- 利用を希望する者に対し、サービスの支給決定を実施し、在宅での生活を支援している。

④難病や特定疾患等の特性に対する配慮

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 申請者のニーズや計画の内容を精査しながら、対象者の状態等を考慮し、支援を行っている。

4-1-2 保育・教育支援体制の整備

①保育所等における受け入れの促進

【保育こども園課】目標：継続充実（評価：A）

- 障害児保育事業として、障害児の受け入れを行っている。
- 障害児の加配保育士を確保している施設に対して補助金の交付を行っている。
(14園)
- 心理士が各園を巡回し、発達気になる子の保護者及び保育士等の相談支援を行っている。
- 心理士の確保ができていない。令和元年度は2人の心理士が勤務していたが、令和2年度は1人のため対応できる数が限られてしまう。

②こども園における支援の充実

【保育こども園課】目標：継続充実（評価：A）

- 市立上田こども園においては特別支援教育支援員を確保し、発達支援を行っている。
- 公私連携型認定こども園においては、支援員を配置しており、これに対する補助金交付を行っている。
- 令和2年度は必要な特別支援教育支援員数10人に対して、7人しか確保できていない。

4-1-3 学齡期の教育等支援体制の充実

①放課後等デイサービス等の支援充実

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 障害児通所支援の放課後等デイサービスについて、市内事業所で実施している。
- 月平均で 300 人程度が利用している。

②インクルーシブ教育の推進

【学校教育課】目標：継続充実（評価：A）

- 本人や保護者との面接を実施し、希望する「学びの場」を決定している。
- 希望する「学びの場」での受けいれや教育などにおいて、本人や保護者に寄り添えるよう、支援の輪を広げていった。
- 「特別支援教育コーディネーター連絡会」、「特別支援教育支援員連絡会」、「通級指導教室担当者連絡会」を実施し、担当者の資質能力を高める研修を実践している。
- 研修により、通常学校での対応力の向上や健常者と障害者が共に学びあうインクルーシブ教育の推進を図ることにつながっている。
- 主担当の特別支援教育コーディネーターが不在のため、インクルーシブ教育の成果を上げる取り組みが不十分である。
- 公認心理士の配置が課題である。

点検5 社会参加と自己実現への支援

5-1 障害者が就労しやすい環境づくりの推進

5-1-1 障害者雇用促進の普及・啓発活動の充実

①公共機関における障害者雇用率の維持

【人事課】目標：継続維持（評価：A）

- 市では、障害者の雇用促進のため、採用枠を設けているほか、毎年、障害者任免状況通報を行っており、前年度採用者の定着状況を把握し進捗管理を行っている。
- 市の障害者雇用率は2.97%（令和2年）であり、法定雇用率の2.5%を上回っている。
- 実雇用率は常勤職員のほか会計年度任用職員も含めて算定しており、毎年度変動すると推測される。（法定雇用率は令和3年4月までに2.6%に引き上げられる。）

②ハローワーク専門援助の活用の周知

【障がい・長寿課】目標：周知促進（評価：A）

- 就労を希望する障害者等に対し、ハローワーク専門援助部門の積極的な活用について周知を行う。
- 就労移行支援事業を実施する障害福祉サービス事業所において、利用者に対しハローワーク窓口への相談を促すなど周知に努めている。

【商工観光課】目標：周知促進（評価：E）※次期計画において見直しを検討

- ホームページや広報誌等により、ハローワーク専門援助部門の積極的な活用についての周知を行うものである。
- （※専門援助部門＝障害者の求職者と面談し、個々の障害の状況、ニーズ、適性などを把握した上で、適切な職業選択ができるように職業相談・紹介を行う）
- ハローワーク専門援助部門からの周知依頼等がなく、周知すべき案件がない。

5-1-2 障害者の就労と定着支援の充実

①就労移行支援事業所等における一般就労の促進

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 企業実習や求職活動の支援等に努め、実習先の開拓を推進する。
- 令和元年度実績において、就労移行支援事業・就労継続支援事業利用者のうち11名が一般就労へとつながっている。
- 一般就労移行後の状況把握を行っていない。

②多様な就労訓練の提供

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 障害特性に応じた多様な機能訓練・応用訓練(リハビリテーション)や就労訓練などの支援に必要な情報等の提供を行う。
- 就労移行及び就労継続支援事業において、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うほか、自立訓練事業等を通して地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を図るために必要な訓練を行っている。

③職場復帰と雇用の安定

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：C）

- 採用後に障害等を有することになった方に対し、円滑な職場復帰や雇用の安定につながる相談支援を行う。
- 取り組みなし（相談事例なし）。

④障害者就労施設等に係る優先調達等の推進

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：A）

- 障害者就労施設等からの物品等調達の推進を図っている。
- 事業について、庁舎内回覧やホームページに公開することで、多くのPRに繋がった。

5-2 障害者の社会活動支援

5-2-1 多様な活動への支援

①地域における障害者交流の促進

【障がい・長寿課】目標：継続拡充（評価：B）

- 福祉施設、教育機関等、地域住民等の交流の場を設け、障害者の地域行事への参加を促進する。
- 障害者週間や世界自閉症啓発デーなどの時期に合わせ、市役所市民交流広場などでパネル展を実施し、市役所を訪れる市民等に対し疑似体験の場の提供や事業所製作品の販売等を行っている。

●感染症対策の徹底

②文化芸術活動や創作活動の推進

【障がい・長寿課】目標：継続拡充（評価：A）

- 年に1回、障害者週間に合わせ、展示会(エイブルアート)を開催している。

③スポーツ、レクリエーション活動の推進

【障がい・長寿課】目標：整備促進（評価：A）

- 沖縄県が実施する身体障害者スポーツ大会に団体で参加し、スポーツを通じて交流を深めている。

●参加選手の高齢化が課題である。（若年障害者の参加が少ない）

5-2-2 活動意欲向上の交流支援

①障害者団体等による発表の場の創出

【障がい・長寿課】目標：継続維持（評価：A）

- 年に1回、障害者週間に合わせ、展示会(エイブルアート)を開催している。

点検6 安全・安心なまちづくりの推進

6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

①住宅のバリアフリー化に対する支援

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

- 障害児(者)の移動等を円滑にする用具を設置するための小規模な住宅改修(段差解消、スロープ設置等)の費用を助成している。
- 平成30年、令和元年は申請なしとなっている。

【都市計画課】目標：継続充実（評価：A）

- 市内の既存住宅をリフォームすることで、市民が安全・安心な住環境を進めるため、令和2年度より、自己の居住する住宅のリフォーム工事への支援を開始した。
- 開始したばかりの事業であるため、検証は今後実施する予定である。

②公共施設等のバリアフリー化の推進

【障がい・長寿課】目標：継続推進（評価：評価なし）

- 公共施設等のバリアフリー化については、障がい・長寿課では実績なしとなっている。
(主にIT管財課において対応している)

【IT管財課】目標：継続推進（評価：A）

- 「バリアフリー新法」及び「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」に基づき、公共施設等におけるバリアフリー化を促進する。
- 庁舎を訪れるすべての人が利用しやすいよう、庁舎全体においてユニバーサルデザインの理念を導入し、安心して利用できる庁舎づくりに努めた。特に、高齢者・障害者・子ども連れの方が多部署を低層階に集約したことにより利便性を向上させた。

【都市計画課】目標：継続推進（評価：なし）

(本施策の担当課について精査を行う必要がある)

③公共サービスにおける心のバリアフリー化の推進

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

- 窓口業務等において、障害者の特性に応じた配慮を徹底する。
- 聴覚障害者に対し筆談や口話、視覚障害者や肢体不自由の方などに対し必要に応じて代筆等による支援を行っている

【人事課】目標：継続充実（評価：B）

- 全窓口等における筆談マークの表示や、1階の総合案内での車イス貸出を実施している。
- 職員が積極的に声掛けを行い、窓口等で障害の特性に応じたコミュニケーションによる対応を実施している。
- 上記事業だけでは心のバリアフリーは十分とは言えない部分はある。まずは積極的に声をかけることが重要であり、一人ひとりの自発的な行動を促していく必要がある。

6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備

①障害者に配慮した移動手段の検討

【障がい・長寿課】目標：継続充実、整備検討（評価：なし）

- 障害者に配慮した移動手段の検討については、障がい・長寿課では実績なしとなっている。
- 都市計画課が策定する「交通基本計画」において検討する。

【都市計画課】目標：継続充実、整備検討（評価：D）

- 令和元年度から交通基本計画の策定を行っており、市民へのアンケート調査等を実施し、公共交通の利用状況や公共交通に対する課題の整理を行った。
- 令和2年度に交通基本計画を策定予定である。
- アンケート結果等では、「現計画の方針」に沿った“障害者の移動手段に対するニーズ”について把握できていない。

【協働のまち推進課】目標：継続充実、整備検討（評価：A）

- 琉球バス交通が運営する市内一周バスについて、身体障害者割引を実施している。
- バスマップにも割引内容を記載し、庁舎案内や市の施設窓口、ホームページに掲載し、周知を行った。

6-2 災害等から障害者を守る体制の整備

6-2-1 災害への事前の備えの充実

①避難支援プラン(個別支援計画)の作成

【障がい・長寿課】目標：名簿作成、個別計画の作成（評価：C）

- 災害時、支援が必要と思われる方を対象とした避難行動要支援者の名簿および避難支援プラン(個別支援計画)を作成している。
- 避難支援等関係者(民生委員、自治会、消防等)へ名簿を提供し、災害時に備えている。
- 避難支援等関係者である民生委員および自治会長に対し、事業の周知や名簿の活用方法等を説明した。
- 避難支援プラン(個別支援計画)について、約1割しか作成されていないため、ケアマネージャーや相談員等へも協力依頼を行う。
- 名簿の外部提供を行う必要がある。

②福祉避難所の確保及び備蓄物資の確保

【総務課】目標：協議推進（評価：A）

- 福祉避難所として、市内老人保健施設7か所と協定を締結している。583人分の宿泊を確保した。
- 備蓄計画に基づいた備蓄の推進を行っており、介護や介助が必要な方にも対応した非常食(流動食)を26,000食程度確保している。
- 福祉避難所を開設・運営する流れを含む訓練を実施する必要がある。(これまで福祉避難所を利用した訓練は未実施。)

【障がい・長寿課】目標：協議推進（評価：なし）

- 総務課において実施。

6-2-2 災害発生時の支援体制の整備

①避難所等における支援体制整備の検討

【総務課】目標：整備推進（評価：C）

- 避難所の運営には、要配慮者の対応をする医療福祉班が編成されており、業務内容も規定されている。
- 市総合防災訓練（R2.2）において、要支援者対応の訓練を実施。要支援者（車イスや高齢者等）約20名の受入れ訓練を実施した。
- 避難所内における要支援者のための対策・準備についてはまだ不十分であり、要支援者からのニーズを確認して、対策を講じる必要がある。

【障がい・長寿課】目標：整備推進（評価：C）

- 取り組みなし。
- 意思疎通支援者等の手配が困難。福祉避難所への誘導が必要な障害者の線引きが難しい。

②災害発生後の支援体制整備の検討

【障がい・長寿課】目標：整備推進（評価：C）

- 災害発生後も継続して福祉・医療サービスが受けられるよう、社会福祉施設や医療機関等との広域的ネットワークの構築を検討する。
- 取り組みなし。
- 災害発生後における障害者個々のニーズを把握しておく必要がある。

③自主防災組織に対する支援

【総務課】目標：導入促進（評価：C）

- 自治会及び自主防災組織等が行う自主的・主体的な避難行動要支援者対策について支援を行う。
- 自主防災組織の結成促進に向け取り組みを行っているが、個々の活動内容の支援までには至っていない状況である。
- 避難行動要支援者の把握、災害時の情報伝達体制の構築等

【障がい・長寿課】目標：導入促進（評価：C）

- 自治会及び自主防災組織等が行う自主的・主体的な避難行動要支援者対策について支援を行う。
- 支援実績なし。
- 自主防災組織等のニーズとのマッチングを行う必要がある。

点検7 障害者の権利擁護の推進

7-1 権利擁護に関する取り組みの推進

7-1-1 権利擁護制度の利用促進

①成年後見制度の利用促進

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

（本施策の担当課について精査を行う必要がある）

- 判断能力が不十分な障害者等に対し、成年後見制度についての周知を行うほか、必要に応じ市長申し立てによる成年後見審判手続きや費用の負担を行う。

【社会福祉協議会】目標：継続充実（評価：B）

- 「社協法人後見事業」を実施しており、成年後見について、社協が成年後見人等に就任することにより本人の権利擁護を図っている。
- 日常生活自立支援事業終了者の受け皿として支援の継続が図られ、地域包括ケアシステムの推進に繋がっている。
- 事業担当が兼務の為、受け入れ人数の制限がある。職員体制の整備が急務である。

②日常生活自立支援制度(社会福祉協議会)の利用促進

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：なし）

（本施策の担当課について精査を行う必要がある）

【社会福祉協議会】目標：継続充実（評価：A）

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分な人のために、「日常生活自立支援事業」を実施し、福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理などを行っている。
- 日常生活自立支援事業が基幹型から全市町村型へ移行となり、専門員1名、支援員1名、推進員1名の体制で行っている。
- 利用待機者も6名おり、専門員をサポートする生活支援員の確保が急務となっている。

③利用者預り金の管理の徹底

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：なし）

（本施策の担当課について精査を行う必要がある）

7-2 障害者への差別解消と虐待防止の取り組みの推進

7-2-1 差別解消法の普及啓発と合理的配慮の提供

①「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発

【障がい・長寿課】目標：導入促進（評価：B）

- 障害者差別解消法に向け、市民への周知・啓発を行うほか、職員に対し合理的配慮に関する事例等の周知を図る。
- 障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」作成に向け、情報収集を行っている。
- 「職員対応要領」作成に向けた取り組みの強化

【人事課】目標：導入促進（評価：B）

- 市役所においては、令和元年度接遇研修において、障害者差別解消法や合理的配慮の方法等研修を実施した。
- 実際にアイマスクを付けて視覚障害者を体験する内容は、受講者が障害者理解を深めるのに大変有効であった。
- 全職員が研修を受講できていない

7-2-2 虐待防止法の普及啓発と支援体制の整備

①「障害者虐待防止法」の普及啓発

【障がい・長寿課】目標：継続充実（評価：B）

- 障害者虐待防止に向け広報活動を行うほか、障害者福祉施設等における虐待の防止や障害者の支援、施設に対する適切な権限行使を行う。
- 虐待が疑われる市民について、事実の有無を確認し必要に応じて一時保護施設に入所させるなど適宜対応している。また、施設利用者及びその家族等からの相談を受け、当該施設に対し事実確認を行うほか原因及び解決策について報告を求め、県に報告を行っている。
- 被虐待者のみならず、虐待者（養護者）に対しても長期的な支援が必要。

7. 計画策定の経緯

会議・調査等	開催日・期間	議題・内容等
第1回障害者施策推進協議会	令和2年8月27日	○計画策定の概要について ○検討スケジュールについて ○アンケート調査について
前計画の施策に係る評価	令和2年9月17日～ 令和2年9月30日	○関係課を対象に前計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）に係る点検・評価を実施
障害者計画及び障害福祉計画策定アンケート実施	令和2年10月5日～ 令和2年10月31日	○障害者・児（身体、知的、精神）、施設入所者 1,725 人を対象に郵送で実施
障害福祉サービスに関する事業所等アンケート実施	令和2年10月15日～ 令和2年11月11日	○市内障害福祉サービス等事業所 45 か所を対象にメールで実施
第2回障害者施策推進協議会	令和2年12月2日	○前期計画の実施状況について ○アンケート調査結果について
第3回障害者施策推進協議会	令和3年2月10日	○障害者計画の素案について
関係課への意見照会	令和3年2月12日～ 令和3年2月18日	○「第2章 4. 施策の展開」の内容について
豊見城市地域自立支援協議会への意見照会	令和3年2月12日～ 令和3年2月19日	○障害者計画(素案)の内容について
第4回障害者施策推進協議会	令和3年3月8日	○障害者計画の原案について

8. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿

No.	第3条2項	氏名	所属 職名	備考
1	第1号委員	しろま 城間 そのこ 園子	琉球大学 准教授	副委員長
2	第1号委員	またよし 又吉 やすいち 安一	沖縄県立西崎特別支援学校 校長	
3	第2号委員	あさと 安里 きょうこ 京子	豊見城市身体障害者福祉協会 前会長	
4	第3号委員	ほかま 外間 みよこ 美代子	豊見城市手をつなぐ育成会 会計	
5	第3号委員	おおしろ 大城 みのる 稔	豊見城市社会福祉協議会 事務局長	委員長
6	第3号委員	あかみね 赤嶺 しずか 静	特定非営利活動法人ゆい・ハート福祉会 理事・相談員	
7	第3号委員	よこやま 横山 こういち 公一	まつみ福祉会 第三事業部 事務課長	
8	第3号委員	いしがき 石垣 はるみ 春美	ちいろば会 障害者就労支援センター ちいろば 所長	
9	第3号委員	たなか 田中 のぞえ 望江	相談支援事業所はくあい 管理者・相談支援専門員	
10	第4号委員	とうま 當間 ひでき 秀樹	沖縄県南部福祉事務所 所長	

第1号委員・・・学識経験者

第2号委員・・・障害者

第3号委員・・・障害者の福祉に関する事業に従事する者

第4号委員・・・関係行政機関の職員

9. 豊見城市障害者施策推進協議会規則

平成 16 年 12 月 28 日規則第 26 号

最終改正 平成 30 年 3 月 2 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成 16 年豊見城市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、豊見城市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市の障害者施策推進に関し必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第 7 条 委員長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意

見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉健康部障がい・長寿課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成16年豊見城市条例第18号)の施行の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月2日規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

10. 障害者施策推進協議会への諮問文

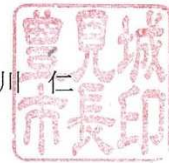


豊福障第 1853 号
令和 2 年 8 月 27 日

豊見城市障害者施策推進協議会 委員長 殿

豊見城市長

山川 仁



諮 問

豊見城市障害者施策推進協議会規則第 2 条に基づき、下記事項についてご審議を依頼いたします。

記

諮問事項： 豊見城市障害者計画及び第 6 期障害福祉計画、並びに第 2 期障害児福祉計画（案）の審議について（詳細別紙）

11. 障害者施策推進協議会からの答申文



令和3年3月15日

豊見城市長 山川 仁 殿

豊見城市障害者施策推進協議会
委員長 大城 稔



豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について（答申）

令和2年8月27日豊福障第1853号により諮問のありました「豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」につきまして、慎重に審議を行った結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

とみぐすくししょうがいしゃけいかくおよ
豊見城市障害者計画及び

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

れいわ ねん がつ
令和3年3月

へんしゅう はつこう とみぐすくしふくしけんこうぶしょう ちようじゆか
編集・発行：豊見城市福祉健康部障がい・長寿課

〒901-0292 おきなわけんとみぐすくしぎほいつちようめばんち
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

TEL：098-850-5320 FAX：098-856-7046
